

第十九回 参議院地方行政委員会會議録第四十六号

昭和二十九年五月二十八日(金曜日)午前十時二十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 内村 清次君

参考人 熊本県佐敷町警察署長 山下 金作君
横濱市警察本部長 小林 正基君
警視總監 田中 栄一君
名古屋市長 宮崎 四郎君
国家地方警察本部(国警本部) 村松 栄君

委員

伊能 芳雄君
伊能 繁次郎君
木村 守江君
田中 啓一君
長谷山行毅君
館 哲二君
島村 軍次君
秋山 長造君
若木 勝蔵君
松澤 兼人君
笹森 順造君
加瀬 完君
吉田 茂君
小坂善太郎君

内閣総理大臣 吉田 茂君

内閣総務大臣 小坂善太郎君

政府委員 警察本部次官 斎藤 昇君

国家地方警察本部長 谷口 寛君

国家地方警察本部次長 柴田 達夫君

国家地方警察本部総務部長 山口 喜雄君

国家地方警察本部警備部長 山崎 喜雄君

事務局長 福永亨一郎君

常任委員 会専門員 伊藤 清君

常任委員 会専門員 伊藤 清君

本日の会議に付した事件

○警察法案(内閣提出、衆議院送付)

○警察法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(内村清次君) 只今より地方行政委員会を開会いたします。

本日午前中は、警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整備に關する法律案について、参考人のかたへに御出席をお願いいたしまして御意見を聴取することにいたします。

開会に當りまして、本法案に対する参考人として御出席下さいました各位に御挨拶申し上げます。本法律案につきましても、先に公聴会を二回に亘つて開き、公述人から意見を聞いたのでございまして、本法律案の重要性に鑑みまして、なお意見を聞きたい方面から本日ここに参考人として御出席をお願いいたしました次第でございます。参考人のかたへからは、主として自治体警察の側から見た警察法案、首都警察の特殊性から見た警察法案、警察法案

に關連していわゆる警察における特高訓練の問題等の主要問題について順次公述をお願いいたしております。各位の一人の発言時間は十五分見当といたします。御意見は議題のほかに亘らないようにお願いいたします。又御意見に對しまして委員各位から質疑があれば、御遠慮なくお答えを頂きたいと思ひます。

参考人のかたへは、熊本県佐敷町警察署長山下金作君、横濱市警察本部長小林正基君、警視總監田中栄一君、名古屋市長宮崎四郎君、国家地方警察本部(国警本部)村松栄君、以上五名のかたへでございます。

○伊能繁次郎君 参考人のかたへのお集りの席上でお尋ねをするのもどうかと思うのでありますが、先般の理事会で御相談を願つた結果と、本日おいでを願つた参考人のかたへの人選との間に我々了承しかねる点があるように思ひます。先だつての理事会において私どもが承知するところでは、町村関係の警察については佐敷の警察署長から、都市警察の關係については横濱の警察本部長から、首都警察の問題については田中警視總監、更に只今委員長がお話のあつた警察学校における特高警察の關係については警察大学校長をお呼びを頂く、そしてその教育を受けた關係の一人については委員長一任という了解の下に私どもは了承いたしました。本日参考人喚問の人選を拝見いたしますと、名古屋市の警察本部長の宮崎君が御出席になつてお

られる。我々はこの点については警察大学校長が御出席であるものと了承いたしておたのでありますが、何が故に宮崎君が御出席されなかったかについて委員長にお伺ひしたい。

○委員長(内村清次君) 只今伊能君の發言の要點、即ち警察大学校長の問題でございますが、勿論當時の委員長からこれは以前の理事会に提出をいたしておりました参考人の件につきましては、これはすでに印刷物を以ちまして御了解を得ておたわけでありまして、ただ問題はそれを出席をさせるかどうかという点だけは保留されておりました。併しながら當時の理事会におきまして、参考人の出席に對しまして伊能君の所屬されるところの自由党のほうから、大体半分程度、委員長が要求しておるところの半分程度、四人ぐらゐの公述、参考人に出席をしてもいい、こういうような發言がございましたが、委員長といたしましては、時間の制約をいたしまして、そうして十五分程度にすることを、これは五人にしておいたという点で了承いたしました。ただ警察大学校長の問題も勿論その當時の印刷物にも書いてありますし、委員長も發言をいたしました。併し當時理事会におきまして、これは警察大学校長はこれの教育の責任者であるけれども、併しながらその教育を担当し、本當に責任を持つたほうはこれは国家警察であるということが明らかになりまして、ただ警察大学校長はその教室を貸し、そうして生徒に對しますところの一般的な学

校内での責任は持つておるけれども、教育に對する責任は国家警察本部がこれを持つて、そうして教授を派遣しておるといふことがはつきりいたしましたわけでありまして、そういたしますと、やはりその生徒對教授をいたしましたその教官の点、或いは又これが關係するところの自治体に關係するような点に對しましては、大学校長はその責任者ではないということが明らかになりました。それから、私は直ちに發言を加えました。そうしてその宮崎名古屋警察の本部長を呼ぶということこれははつきり申上げた点でございます。同時に又この点はその翌日の委員会におきましても特に發言を求めまして、そうしてこの点は名前もはつきりと載つておるような速記録が確かにあると存じます。そうしてあとの生徒の問題につきましてはこれは委員長一任、いわゆるすべての手続き及びその選定については委員長一任ということが記録上明らかになつておるのです。だからして私はここに發言を加えて了承したものだということを確認の上に委員長一任の即ち参考人選定の件によりまして、ここに参考人を呼んだよう次第でございます。それから、この点は伊能委員長におきましても、よく委員会の席上におられましたが、ただその後その委員会に御出席でちよつと席をはずしておられましたところの理事でありますところの堀理事のほうから、少し異議のある点が、自分は了承しておらなかつたという点が、発

言が委員長にも届いておりましたけれども、併しこれは委員会で委員長一任に参考人は皆様がたの同意を得た事情であります以上、私はこの問題は重要な関係があると認めて、ここに参考人といたしまして今日公述を聞くような手配をとつたような次第でありますからして、どうか伊能委員におかせられまして了承せられまして、そうしてこの議事の進行がスムーズに行きますように御協力をお願いいたしておきます。

○伊能警次郎君 只今のお話で、私も勿論委員長一任については了承いたしておりますが、その前提として大体どういうかたぐいを呼ぶかという点については、十分理事會その他委員会においてお話を願つたことは只今委員長御指摘の通りであります。従つて具体的な人選について私も委員長一任を申し上げましたのは、最後の国家地方警察関係の教育を受けたかた一人についてであつて、その他のかたについては一応理事會並びに委員会においてはお話合ひをして十分懇談の結果であつて、必ずしも私も呼ぶことは名古屋警察本部長の宮崎君を呼ぶことについては十分了解をいたしておりました。この点他のかたの御意見も伺わなければならぬと思ひますが、殊に委員長が只今御説明を頂きました特高教育の問題について宮崎君が如何なる関係を持つておられるかということについては、只今の委員長の御説明だけではどうも私には了承しがたい。警察学校長は庁舎を貸すだけで責任は国家地方警察本部が持つておられるということであれば、国家地方警察本部の……そうい

う事実が仮にありとした場合においては、国家地方警察本部の教官をしておられる立場のかたを呼ぶほうが適切ではなかつたか、かように考えるのであります。その点名古屋市の警察本部が委員長御指摘の問題と如何なる重要な関連があるかということについては、一応念のために伺つておきたい。

○委員長(内村清次君) この点につきましては、これは参考人も今はつきりここに見えておりますからして、委員長は委員会に諮りまして、而も又委員長御一任になりました上において参考人が来ておりますから、参考人からよくその関係の点につきまして皆様方聞かれまして、そうしてそれが果してこの問題について直接の関係者ではないかどうかという点はあなたの方で御判断をして、更には質疑のときに委員長にその発言を頂きたいと思ひます。

〔了解〕「議事進行」と呼ぶ者あり

○委員長(内村清次君) それでは只今から参考人の参考公述を聞くことにいたします。

先ず第一に熊本県佐敷町警察署長山下金作君。

○参考人(山下金作君) 私は大正八年四月から今日まで満三十五年間勤務し、その間内外勤、刑事、特高、駐在詰、各主任、署長等、あらゆる仕事をいたして、県下十五カ署を転任し、現在は県下唯一の佐敷町警察署長をいたしております。

戦前から終戦までの警察を警察国家だとか政党警察であつたとよく言われますが、一具体体的にどんなことをしたか。私が実際にしたこととそれから見

聞したことを只今から申し上げますが、氏名だけは現存して相當な重要な地位にある人もありますので、差控えさせて置きますが、御必要がございましたらあとで書面を以て申し上げます。

私が警察学校を出て第一線の水保警察署に着任して暫くは、ただ学校で教へられたことを実際の活社会に如何に実行するかということに精一杯で、政治のことなんか考えたこともありませんでしたが、一二年を過ぎまして暫くいたしますと、警察は時の与党に加勢をするということがだん／＼わかりました。それから政争がだん／＼激しくなりまして、警察もその政争の中に自然に捲き込まれて、選挙後は必ず署長は勿論幹部は榮転させる、又は時には首になるというふうなことがあり、時によつては平署員でも事務の都合により退職を命ずるという命令一本でぱた／＼とやめさせられるようなことがありました。特に激しくなつたのは大正十二、三年頃の政変頃からであつたと思ひますが、そのときは丁度政友會の内閣ができたときでありました。榮転して来られた署長が選挙取締に對して訓辭せられたのは、選挙取締は不偏不党、与野黨の区別なく厳正公平に取締をして、署長を中心に打つて一丸となり、情報等は細大漏れなく報告せよという言語、態度共に誠に署員を奮い立たせるものがありました。が、先輩や監督者のやつてゐる仕事は、その署長の訓辭とは裏腹で露骨に与黨に對しては有利に仕事をしている、いわゆる職務質問をすべきときにでもないばかりか、却つてこれに迎合して野黨側の運動状況等を教えて与黨に運動し、野黨に對しては必要以上の職務質問を

なしたり或いは干渉圧迫を加える。ときによつては用件で外出しているといふことがつきりいたしているにもかかわらず、野黨側と見られる者に對してはこれを署に連行して公安を害するといふ理由によりまして署長に報告し、これを又署長は快く受入れて豚箱にどんどんと放り込んで行きました。私も大体はうす／＼これは知つておりましたが、前の署長のときは非常に違つて、いよいよ露骨に干渉圧迫を加えて、いふような状況がはつきりいたしましたので、私は一体どうすればよいかと案じておりますと、先輩の或る人が私に對して「山下君、選挙ばあんまりまじめに取締りおつと、首なるばい、そりよきよあんたたちや若きやけん、ええ工合にして早よ出世すてせにや」といふふうな教へる。いわゆる署長の訓辭は厳正公平に取締をして、野黨の情報はだん／＼報告をし、与黨のことは言わないでもよろしい、いわゆる署長の訓辭は、野黨に厳重に取締をして、弾圧を加へまして、与黨に便宜を与へて与黨の候補者を当選させることが選挙取締要領、虎の巻といふやうなことであるという秘伝を教へてくれました。私は妻をもらつたはや／＼のときでありまして、首になつては大変と思ひまして、先輩の教へや監督者の指導によりまして成績を挙げることに努めておりましたが、丁度そのときに津奈木村の村長選挙がありまして、丁度九人の伯仲した選挙でありました。署長は丁度選挙の参謀のようなことになりまして采配を振つておりましたが、私に對して、野黨の候補者を一人連れ出して温泉にうまく儲けめをせよといふやうなことで、私はその命

令を受けまして、その野黨の議員を一人連れ出して温泉に連れて行つて儲けめにいたしました。ところがその野黨議員は夜中に逃げ出されまして、それで非常にお目玉を食ひまして、私が如何にも野黨側に有利にしたといふやうなことに勘違いをせられました。私は人吉警察署に転勤になりました。そういふわけで私は人吉署に転勤をいたしましたといふと、幸か不幸か丁度半年ばかりいたしますと、政変がありまして、民政黨の内閣になりました。ところが私に對しては、その人吉地方の与黨の人たちは、これは左遷して来た巡査だといふやうなことで非常に受けがよくて、非常にもたわけでありました。そのときは、もうすでに警察に對するやうなことでありまして、署長や幹部は榮転、左遷、又は首になりまして、が、入れ替りまして前に浪人をしておつた人が復活して、一巡査に至るまで復活した人たちが、次の内閣では又首になることを覚悟で仕事をするので、非常に与黨の幹部の信用も篤く、當るべからざるころの勢いでありました。その政争はますます激甚を加へまして、警察は政争の中心となり、昭和三、四年の頃の政変では、知事、警察部長は勿論、署長の大半と一巡査に至るまで、少しでも色のついた者はやめさせられて、入れ替りに又浪人組が復活し、昭和五、六年頃になりますといふと、政友會側に属するところの浪人組は、元警務課長を会長として六日会を作りました。民政黨の側に属するところの浪人組は、もと北警察署長を会長といたします清志会を組織し、警察は半数交代の源平さながらの現職、浪

人二組の警察が完全にでき上り、中立的警察官吏の存在は殆んど認められぬようになりまして、昨日の友は今日の敵、お互い同僚もいつ敵になるかわからん、同僚にも心を許せないという暗澹たるものがありました。これでは本来の警察の仕事のできるわけはありません。これによつて蒙つた国民の迷惑というものは非常に至大なるものがあつたと私は忸怩たるものが現在あります。

かようにして現職は与党と組み、権力と金力と法律の背景によりまして、道徳も理窟もあつたものではなく、ひたすら与党の党勢拡張を図り、選挙ともなれば、勝てば官軍敗れば賊、文字通り無茶苦茶にまさきに戦場のごとく実力を行使するの、浪人組はこれ又野党と組み、現職組の非違摘発、監視一面には力には力であつて対抗するといふ戦法で必然的に暴力へ発展して、野党青年行動隊のごときものができ上り、県下至るところに暴行脅迫、傷害は数限りなく、あの御船町におけるところの現職調査部長の出動途上を、野党員が余りの弾圧に堪えかねまして、日本刀で切つたつたという不祥事件も発生しました。この調査部長は現在八千代町に居住しまして、増加恩給をもらひましたが、頭と手が不具になりまして、誠に惨めな生活をいたして現在来ております。

警察の選挙干渉のほうを申し上げますと、初めは裏面ではわり／＼とやつておりますが、あとは強引に表面に立ちまして、警察が中心のようになり、選挙中は一一般警察事務は殆んど放任状態で、制服員は最小限度にとどめ、全部私服勤務とし、署長室は与党の選挙

対策本部と早変わりして、与党幹部と警察幹部の秘密会議は頻りに行われ、いよいよ警察も職員も異動が一段落して勢揃いができまして、町村役場から有権者名簿を取寄せて、かり版刷りでこれを謄写いたしました。二、三百戸程度を調査に責任を持たせまして、党派別有権者色分名簿を作るのであります。この色分名簿は、その責任を持りました調査がその責任区域の有権者部と協議して色分けをするのであります。最初には与党を二、三割少くしておいて、期日が切迫するに連れてだんだん増加させて行つて、成績の上るようにするのがこの色分名簿を作る調査のこつてであります。(笑)その色分名簿を基礎にして、調査からは各候補者得票見込表というのを旬報又は週報といひまして、期日が切迫いたしましたというところを日報で出させまして、署長はこれを基礎にしまして与党と連絡をとりまして、その表の正確を期するのであります。そのほかには有権者系統表、運動員系統表、与党運動員分担区域表、選挙ローカー名簿等を作り、不公平取締資料というよりは、与党運動の資料を作成し、与党幹部と連絡をとり、野党幹部や運動員の動静は、視察や尾行によりまして逐一署長に報告して、署長はこれを総合判断して警察部長へ報告すると共に、与党へ通謀して、与党候補者の当選を期することは勿論であります。一面野党側の連反は小さい形式犯でも即時検挙して、警察が盛んにデマを飛ばして、野党候補者は連反を検挙されたから、当選しても失格するから駄目だと、選挙民が死んだ票になる投票はしないという心理状態を逆用する方法をとりまし

て、実際に検事局で起訴されようと思はれまいと、そんなことは構ひなし、どん／＼引張るので、それがため野党側は苦戦となり、落選したため署長を選挙妨害で告訴された事実もありました。それがためか知りませんが、あとから検事局から、選挙違反は選挙中は現行犯か、検事の指揮のあつたとき以外には、選挙終了後でなければ検挙することはできないときめられました。このことは昨年の四月選挙から漸く選挙中でも検挙して差支えないという通牒を私は受けております。かくして署長の当落予想で与党候補者が危いとなれば、俄然与党は勿論、警察は活況を呈して、(笑)野党側幹部や運動員は迂闊に外出したら引張られるという状況で、いよいよ切羽つれば切崩れと申しまして、野党側の弱みと見られる幹部又は運動員を警察までどん／＼引張つて来て与党に入党することを強制いたしました。聞かない者はどん／＼留置場にぶち込んでしまふ。そうして与党側は手から手を廻して貰い下げをなさしめて、精神を入れ替えたから出すと与党側の顔役に渡して、翌日の新聞には、爾後感ずるところあり何々党に入党するという広告をさせたものであります。(笑)一方与党にはあらゆる便宜を与えるのみならず、警察官が運動を奨励して歩き、いよいよ追込戦となれば突撃射撃と称して、警察官が張込んで与党に買収せしめ、甚しきに至つては署長みずから各戸を買収して歩いたものであります。牛深署長の某は各戸を買収して歩いたために、浪人組から告発されて懲役刑に処せられた事実があります。又宮地署長某は、署長みずから野党側に属するという料

理屋を土足のままで臨検して、客を逃がしたというこで、これを殴打、打撃して、これ又懲役に処せられ、人吉警察の某氏は、選挙中四浦村の村長を与党に引入れるため殴打、暴行を加え、いづれも告訴されて懲役に処せられたという事実もあります。この選挙取締の結果が警察官吏の出世と首の境目であるから、自然と真剣にならざるを得ないわけで、署長の各候補者得票見込表は、開票結果と何票の差もななく、時には開票とびつしやりと合つたという御業のようなこともありまし

た。

佐敷町警察署の小さな警察が今後やつて行けるかどうか。予算問題とか、或いは犯罪捜査問題についてはあとで御質問に応じて答え申し上げます。

○委員長(内村清次君) 次に横浜市警察本部長小林正基君。

○参考人(小林正基君) 私から都市警察の問題についてお話し上げたいと思

います。都市警察の問題について、或いは公安委員長代表が、或いは自警の代表がいろいろと皆さんの前に御意見を開陳いたしておりますから、私は実務家としてしまして、主として運営の面から都市警察というものを存置することが必要であるという点について申上げてみたいと思つております。私どもは六カ年有余に亘りまして、困難なるときを克服して今日まで都市警察というものを盛上げて参つたのであります。今回は完膚なきまでにこの都市警察というものを粉砕せられまして、府県警察一本になるというのが今回の法案のご意図でございます。私も都市警察を設けようが、警察運営上、能率的に見ても非常に効果的

あるものであるという理由をいたしますことは、都市というものの特殊性というものを十分御理解になつて頂きたいと思つております。その特殊性のありまじいゆる都市というものは国家的に重要な地域でありまして、産業上からも、又財政の上からも、文化の上からも、交通上の関係からも中核地帯であります。従つてこれら重要な地帯は、これと密接不可分の関係におけるところのあらゆる行政というものが運営せられなければならないと思つております。そういう点から考えましても、自治体といたしまして最も重要な事務の一つ、行政の一つでありますところの警察行政というものが、この行政の面と一体となつて有効適切に運営されることが極めて必要なことは論を待たないところであります。その特殊たる状態を警察上から見ても申上げますならば、都市の交通というものと警察との関係でございます。農山漁村におけるところの交通は都市、殊に大都市におけるところの交通の状態というものは、全く比較にならないほどの輻輳した状態でございます。又取締の場合におきまして、到底駐在巡査と都市におけるところの交通巡査との関係においては比較できないような状態を持つておるのであります。又少年の問題にいたしまして、悪の温床は都市、殊に大都市に集まつておると言われるのでございまして、この悪質なる犯罪の中心地帯でありますところの都市の警察というものは、その実態をよく見極めて、これに適合したところの警察の運営をいたさなければならぬのであります。又カフエー、キャバレー、パチンコ、売笑婦、その他の問題を中心とすると

この風紀の取締の問題につきましても、警察というものは農村における警察と非常な差異を持つておることは御承知の通りであります。又密貿易とか麻薬とか覚醒剤の取締、殊に最近における覚醒剤の青少年に及ぼすところの影響というものは極めて甚大なるものがございます。只今国会においてもこれが強く取上げられて改正せられるような趣きに聞いておりますが、一日も早くこれが実施せられまして、この覚醒剤によるところの社会悪というものを排除しなければならぬという実情から推しても、これらの問題は都市の事態と警察というものの密接な関係を持つておるわけであります。外国人に対する關係におきましても同様であります。又駐在の巡查と派出所におけるところの巡查の勤務が著しく違つておりますことは皆さんの御承知の通りでございます。又教養訓練の場合において、都市警察のほうが如何に徹底するか、又如何に徹底せしめなければならぬか、又如何に徹底せしめなければならぬか。駐在におきましては一週間に一度の大体招集によつて教養訓練、通達等をいたすのであります。ところが都市におけるところの交通勤務は大体一日おきでございますから、教養訓練その他にいたしましても一日おきにこれを訓練いたすのであります。又警備上に集団的に、或いは最も我々が注意をしなければならぬところの兇悪なる集団的破壊活動というものは、都市中心にして発生しておることは今更申上げるまでもございません。二十七年度前半において火災びんその他によつて攻撃を受けた状態というものは、主として都市に多かつたということは如実にこれを物語つておるのであります。

す。これらの事態に対処して、我々が完全なる警備警戒の体制を布くためには、日常において特殊なる訓練を施し、指導的に機敏且つ十分なる対策を立てるために日常の訓練というものが必要であります。そういうような場合においては農村における訓練と、又都市における訓練とは著しく差異がございまして、我々はこういうような専門化された特殊性というものをよく認識し、それを十分に頭に入れて実際に即応するような警察活動をするというためには、専門的且つ高度に技術化されたところの警察運営というものが必要である。そういうふうに我々は考えるのであります。従いまして、私どもはあえて能率化という問題から、府県に統合するということが唯一の途ではなくして、六年間におけるところの実績というものを最も率直に虚心なる気持ちで檢討いたした上に、伸ばすべきものは伸ばすというように考えに立つてこれを判断して頂きたいと思うのであります。殊に大都市における問題に至りましては、特殊性等の問題等が必ず最も近き時日においてこれが結論を出さなければならぬという重大なる時期に際会いたしておると私は考えるのであります。そういうような場合におきまして、その問題が解決を見ない現在において、六年間我々が営々として努力し、盛り立て、且つ、多大の経費を投じて育成して来たところのこの警察というものを、一片の法律を以て取上げるということとは、全く我々としては情なきことであり、無謀なことと考えられる点が多々あるのであります。これらの重要な基本問題というものを解決した上において、都市警

察というものを若し府県一本にすることがよろしいという結論の場合にはそうしてもよろしうございまいしやうが、これらの基本というものの結論を出さないで、今日においてただ警察という問題、現実何らの支障なく運営されている部分の都市警察というものまでも取上げるということは、我々として承服しがたい点でございます。

次に府県警察に統合いたしますと、大都市警察の能率が低下するという問題について申上げてみたいと思うのであります。それは警察行政において大都市警察の要素と農山漁村警察の要素を混在せしめると能率が低下すると私どもは申上げるのであります。そういうことは、例えば神奈川県において横浜を合併いたしましたも、横浜にふさわしい方法をとればそういうことではないではないかという意見がございますけれども、私どもから申し上げれば、やはり府県一本になりますれば、あらゆる計画というものの、訓練というものも画一的になるというのは、これは実際の例に徴して明らかであります。従つて私どもは無理にこれを統合するということなく、特殊性を生かす、その實際運営上の能率というものを上げる方向に検討を加えるということが最も必要ではないかというふうに考へるのであります。

第三に申上げますことは、能力の点から見て一体都市警察というものは駄目じやないかというような御意見がよくなされるのであります。その能力の点ということとはなか／＼判定しがたい問題でございます。併しながら私どもは全部の自治体警察というものが能力があつて十分であるということは申

上げないのであります。警察の運営の面から、財政の面から、人事管理の面から、あらゆる点から考慮して、この程度であるならば警察というものが維持できるし、又育成して行つて効果があるという点を判定いたしました。この六年間の実績を生かしながら民主警察の実を上げるという方向に十分の努力をいたさなければならぬものではなにか、そういうふうに見えるのであります。然らばどの点を以てこれを判定するかということについては相当困難なる点はございますが、少くとも我々は二十万以上の三百乃至四百というような警察力を持つたところの都市警察というものは、人事の交流等も考慮に入れつつ、十分に警察能力というものを發揮することができのではないかと、そういうふうに見えるのであります。殊に大体五百名以上の定員を有するところのいわゆる三十万前後以上の警察というものは、鳥取県における六百五十二名の定員に対する状態等から考えましても、特に鳥取県等は都市といわず農村にこれが散布いたしておるところの警察力でありますが、五百名、六百名の都市における集中力を持つておる警備力というものは、相当大なる力を持つておるものでございます。従つて我々はこれら三十万前後以上の警察というものは、独立してその事務を遂行するところの能力があると我々は考えるのでございます。

次に第四といたしまして、今回の警察法の改正というのは経費を縮減するというようなことを取上げられまして、非常に強く推進せられておるようでございますが、私も一本は本になりませんで、我々は自治体の財政とい

うものを危殆に瀕することなく、財政当局と十分なる連繫をとりまして、経費の節減という方向には努力をいたしておるのであります。横浜のほうを申し上げますと、定員は三千五百三十二名でございますが、現在は三百七十四名欠員をいたしております。不補充の方針でございます。従つて二十九年度の最後においては五百名を削減するといふ見込みを以て二十九年度の予算を組んでおります。私どもは終戦当時大体横浜は千八百名の定員でございましたが、それが三千五百人になりました。従つて刑事訴訟法の改正、労働基準法によるところの勤務の増加、警察官のつまり休暇等によるところの減員、犯罪の増加といふようなこと等を見ましても、大体二千六百から八百程度のところに二、三年のうちに縮減して、一方機動力を考慮に入れつつ警察の運営を遺憾なくやりたいといふふうに實際考えておるのであります。従つてこういうような大体構想で参りますれば、大都市といへども経費の節減ということは一本化せずとも、大体大同小異の程度において符合をいたすと考えるのであります。大阪等においてもすでに千六百の定員を七千六百、一千名減員いたしまして運営いたしておる実情でございます。

最後に、いろいろ取上げておられる問題等がございますが、自治体に置きますと、府県警察との連絡協調に欠けるとか、治安上大都市とその周辺地域との一体性に鑑みて、大都市の治安確保上から府県警察一本にしたほうがいいというような御意見がありますが、もとのように、現在のように自治体警察と府県警察というものが別個の立場

に立つておる場合は或いはあり得ると
いう点がございまいしょうが、今回の法
案によりますという場合において、府
県警察と都市警察というものを同一性
格に置かれるならば、中央において統
一指揮監督もでき、必要なる事案につ
いては強力にこれを調整することがで
きるわけでありませう。従つてこれらの
御心配というものは理論上はいろいろ
ございまいしうけれども、実際におい
てはあり得ない。又なくすることがで
きると私も考えるのであります。
現在においては神奈川県においては国
警と自治警と何らその間に溝もなく、
大事件がございませうれば、全部が事
前に協定いたしまして出動計画を立て
おるということございまして、そう
いうような今八市ございませうが、八
市と国警とで連携をとつてやつてお
るものが、仮に大都市で横浜と国警
とある場合において、そこに問題が起
るというようなことは大体想像でき
るのであります。周辺の問題等もそう
御心配になるような点はないのでござ
いまして、現在の状態から見まして
も、八市は横浜市内に居住、一割は神
奈川県下、一割は神奈川県以外の県、
大阪等の事例に見てもさうな点でござ
います。お互いに現在でも神奈川県
国警又は他の自治警でも横浜の犯罪を
協力検挙し、我々も又協力するとい
う実例を示しておりますので、今後にお
いてもさういふような心配のある点
はなからうと、さういふふうには考
へてあります。私も六年の経験に照
らしまして、持ち得る程度の都市警察
というものを存置せしめることが民主
的な運営からも、又我々六年の貴重
な実績というものを活かす上において

又将来における警察の成績を低下せ
しめないという見地からにおいても、都
市警察の存置というものを強く皆様方
に訴えたいと思つてございませう。
○委員長(内村清次君) 次に警視總監
田中栄一君。
○参考人(田中栄一君) 警視總監の田
中栄一でございます。今回の警察法の
改正審議に当りまして、参議院の地方
行政委員会におかれましては、今回改
正の審議参考のために我々自治体警察
側を代表しまして、数名の警察長を参
考人として御招致願ひ、たとえ短時間
でありましても、我々の意見を開陳さ
せる機会を与えて頂きましてことは、
全国自治体警察官八万五千人のために
誠に喜びに堪えない次第でございま
して、このことは謹んで私からお礼を申
上げておきます。私がここに出席した
理由は、主として首都警察の特異性
について申述べることでございませ
う、この点を中心にして申上げて見た
いと存じます。
先ず第一に首都警察の特異性、それ
から今回の警察法改正に関する私ども
の考え方、最後に改正案と首都警察
との関係につき、この三点につきまして
簡単に申述べてみたいと思ひます。
現在東京都は御承知のごとくに先般
新聞で発表になりましたごとくに、人
口七百五、六十万の大都会でございま
す。特に警視庁の管轄いたしてござ
いますところは、二十三区六百数十万
の人口を擁しております。世界第三
の大きな警察でございませう。警察の定
員その他から申しますと、恐らく世界
第一の大警察ではないかと存じており
ます。昭和二十八年年度の都の総予算八
百三十一億八千四百四十四万のうち

で、警視庁で使つております予算が百
七億六千七百一十一万という膨大な経費
をかけて現在首都警察の運営に當つて
おります。然らばこの都総予算のパー
センテージはどうかと申しますと、一
二・九四の割合に相成つてございま
す。かくのごときこの大警視庁を運営
いたす場合におきまして、現在百七億
の大きな予算を使つてやつてございま
す。そのうちに、先年私どもがこの首都
警察として警備警察に要する経費につ
いて相当国家的事務も若干やつてお
るので、これに対して何らかの助成を
して欲しいというふうな要望をいたした
のでありまして、その結果昨年度にお
きましては四億八千万円くらいの国家
助成を頂いております。それを差引き
ますと、結局百三億程度のものがすべ
て都民税を財源とする都費を以て運営
をいたしておるのでございませう。
そこで現在この警視庁の扱つており
ます一体国の仕事と都民生活に直結
した警察事務との割合はどうなつてお
るかというところをいろいろ研究した
のであります。この点は非常に調査
の方法、或いはその狙いによりまして
非常に動くのでございませう。予算面
から申しますと、国の費用と認むべき
ものが全体の七%でございませう。それ
から先ず直接個々の国の警察事務をや
つておると認められるものが、大体一
八・二%ということになつてございま
す。それからいろいろ事務を一体この都民
生活と首都警察の事務というものがど
こで区別できるかということが非常に
むずかしいのでありまして、概算的に
これを仕事の内容とか本質とかさうい
うものから比べてみますと、先ず全
体の一五%乃至二〇%の間が一応国の

事務ではないか、あとの八〇%乃至八
五%が直接都民生活に直結した警察事
務ではないかと、かように一応判別が
できるのではないかと、併しながらこの
判別も必ずしも正確なものではないこ
とを念のために断り申上げておきた
と思ひます。
そこで、現在警視庁の首都警察の特
異性というものはどういふことであ
るかと思ひます。これは私が六九年
の警視總監としての今までの経験から
申上げるのでございませうが、これも考
へようによつては又違つて来るかも知
りませんが、先ず首都警察としての重
点は、御承知のように首都は政府があ
り、又これに伴うところのいろいろな
諸施設がある。或いは国会関係、或
いは外国の大公使館もございませうし、
又皇居もある。或いは駐留軍の重要な
施設もある。そのほかいろいろ国家的
の施設もございまして、これに対する
警備、警戒、これは最も重要なもので
ございませう。或いは又政府の要路
の身辺の警戒、こうしたものも或る意
味においては国家的事務であり、首都
警察の重要な仕事であらうと考えて
おります。そのほか政府の所在地であ
るが故に、これに対するいろいろな運
動、陳情、或いは集団運動、集団陳情
といったようなものがありまして、こ
れに対する警備警戒の取締り、こうし
たものが相当頻繁に行われてございま
す。従つて他の都市では見られないよ
うな特別な或いは集団陳情、或いはデ
モというものが頻繁に毎日繰返されて
おる。これに対する取締りというもの
は、これ又首都警察の一つの特徴であ
らうと考えております。そのほかには
首都警察としましては、特に他の公安関

係の仕事、或いは検察庁、公安調査
庁、国警本部、そのほか入国管理庁で
あるとか、いろいろ治安関係当局と
の連絡の上において仕事をやつて行
く、これも首都警察の特異性でござ
いませう。そこで私の考えますのは、
この首都警察というものは二つの意味
がある、警察的に重要なものが二つあ
る。一つは今申上げたように警備警察
とか、直接警察活動の意味においての
首都警察の重要性、こういうものがあ
らうかと思ひます。又或る意味にお
いては、もう一つの意味におきまして
は、政府の重要政策を遂行して行き、
それを推進して行くためにはどうして
も地元で強力なる警察設備がなければ
ならん、この意味の首都警察というも
のはややもいたしますれば、政府の直
接指揮下にある私兵化した警視庁、こ
ういふようなことも一応考えられない
ことではないのでありまして、私ども
首都警察としての重要な意義は前者に
あると思つております。若し政府が
さういふことを考えることは、これは
又誤つた考えでありまして、これは飽
くまで首都を守る、警備を行う警備警
察に重点を置く、政府の重要施設を守
る、これがいわゆる首都警察の重要な
意義でありまして、政府の言つてい
ることを必ず警視庁がこれをやらなく
ちやいかん、何でもかんでもやらなく
ちやいかんというふうなものではない
のでありまして、要するに首都警察の
重要性と申しますのは、前者の警備
警察、公安警察、こうしたものに重点
を置かれまして、それを主とした警察
でなくてはならん、かように思つた
のであります。かような意味におきま

て、昨年度は四億の経費を国から頂いておるわけでありませう。

それから時間がございせんから、次に今回の警察法改正につきまして、我々の持つておる考え方を簡単に申述べさして頂きたいと存じます。御承知のごとくに、昭和二十三年に新しい警察制度ができたのであります。この間に皆様が御承知のように、非常に大きな公安事件が全国に発生いたしました。この発生した場所は、大体におきまして大都市でございませう。それだけ大都市というものが治安の上に重要な地位を占めておるということがこれによつてわかるのであります。勿論これに対する処置といしましては、或いは全部が全部非常に満点である警備をやつた、或いは措置が非常によかつたとは申し上げかねるものであります。中には失敗もあり成功もあつたのであります。併しながら六十年間における大きな国内の治安確保に我々の今までの尽しましたる／＼な努力、又い／＼な私れた苦心といふものは想像以上のものがございます。御承知のように我々の部下の印刷調査は一部これは撲殺されました。又札幌市の白鳥警部はこれもその犠牲者の一人でございます。そのほか数々のい／＼な苦しい死闘を今日まで続けて参つて、漸く今日の治安の安定を得ているのでございます。従ひまして、私も主として、今日までの治安確保は一体誰がやつて来たかということでありませう。この点を是非一つ御認識を願ひたいと思ふのであります。勿論国家地方警察もやるのであります。併しながら実際に血を流し、本心に犠牲者を

出しながらやつて来たのは都市警察でございます。今までのこの尊い経験、尊い体験、それをこの警察法の上にやはり生かして頂くことが本当の私は警察法の改正であらうと思ふのであります。然るに今回の警察法の改正につきましては、自治体警察側の意見といふものは全然聞いて頂かれないのであります。私は非常にこの点は悲しく思つておるのであります。我々の今までは六十年の苦心努力といふものは全然それが採用されてない。又仮に採用されなくとも私どもの意見を聞いて頂くといふことだけで、我々は欣然として警察法の改正に協力をせねばならん立場にあるのでございませう。曾つて大橋前法務総裁が、私も参りましたときに、総裁は政府が法案を作るときには業者の意見なんか聞いたことがないと言つたのであります。これに對しては、又半面におきましては、警察官が業者だと言つたような義憤も感じたのであります。併し物は又或る意味において極めてユーモアに富んだ表現だつたと思ひます。まあ仮に大橋前法務総裁のおつしやつたことが、我々が業者であるといふにいたしました場合において、国家の治安を確保する業者は二つある。一つは国家地方警察本部であり、又一つは自治体警察でございます。この二つの業者がある場合に、この業者の組織を根本的に改訂しようとするの大きな警察制度の改革に、一つの業者の意見を聞いて他の一つの業者の意見を聞かないということ、これは少し政府として余りにもひどいやり方ではないか、これが私どもの受ける感じでございます。私どもの

仮に意見が聞かれなくても、その意見の殆んど大部分は聞かれない、採用されないかも知れませう。されなくても我々はそれでよろしい。聞いて頂くといふことだけで我々はそれで以てよろしいのであります。それが全然聞かれないに極端のうちに作られた、こういうことは本當に私はこの警察制度を作る上において将来大きな禍根を残すのではないかと考へております。〔同感だと呼ぶ者あり〕警察制度が閣議で決定せられた後に国警の或る課長が私のもとに参りまして、是非国警長官が自治体警察の幹部のかたに会つて懇談をしたいというお話がございませう。私は地元の警視總監でございませうので、結構だ、それでは一つみんなどろつてみよ、いろいろ／＼やつてみましたけれども、やはり私どもとしては、すでに閣議で決定されたもので、我々の意見を如何に開陳してもそれは変更されないので、そういうものに我々が御相談あつたつても何にもならんじやないか、かような意見が全部を支配いたしました。私も止むを得ず、遂に国警長官との折角の会見の申込みがございまして、これを拒否せざるを得ないような羽目に陥つてしまつたのでございませう。かような意味におきまして、私は今日の改正につきまして、こうした改正案が通るといふことは将来の警察に大きな禍根を残すといふことを私はここで申上げてみたいと思ふのであります。

次に、首都警察と改正案との関係でございませうが、三多摩地方は非常に人数が少いので、従来もこれは警視庁に入りたという地元の希望、警察官の希望もございまして、これを一つにまとめて頂いたことは私はこれでよかつたと思ひます。併しながら人事の面におきまして、およそ民主警察の根幹は人事の中立にあると私は考へております。先ほども佐敷の警察署長が選挙干渉のことをい／＼具体的に申述べましたが、これも人事の独立があらうな不幸なことはなかつたと思ふのであります。今回の警察法の改正におきまして、私は飽くまで人事というものを筋を通して人事を独立する、併しながら絶対の独立はいかん、或る程度公安委員会に、地方の公安委員会に自主性を認める、そうして中央がそれに同意を与えるとか或いは中央において或る程度コントロールする、それで十分に警察の人事というものは中央において、たとえ地方の公安委員会がこれを持ちまして、絶対にその人事というものは、或る意味におきまして予算を持ち、或いは通信を持ち、教育を持ち、鑑識を持ち、あらゆる面におきまして又指揮命令権を持ち、指示権を持ち、或いは中央において警察長の罷免権を持つておつたならば、人事統制はたとえ形式的に地方に移譲をいたしましたとしても、絶対に私はできるというような確信を持つておつたのでございませう。併しながら今回の改正はそれが十分にできませんで、誠に残念であります。併し、少くとも私の所論といたしましては、人事の独立を持ち、それによつて警察が民主警察の基盤を築き、而も警察は従来やよいいたしますれば、自治体警察はどうも国の政策に副わないうような活動をするのではないかと、い／＼うな議論もございまして、少くとも私は自治体警察官は国家地方警察

官と同様に国家のために、社会のために、公共のために身を犠牲に供するといふその精神においては全部の警察官が皆同じであらうと私は考へております。どうかさうな意味におきまして、私は今回の警察法が仮にどうなるかわかりませうが、私といたしましては、この人事の中立性がこの民主警察の基盤であるといふことを申し上げまして、私の説明を終わりたいと思ひます。

○秋山長造君 ちよつと議事進行についてお願いがある、意見がある。只今までの三人の参考人の御陳述は今回の警察法改正についてのそれ／＼のお立場からの御意見、それからあとに残された二人の参考人の御意見は、陳述は今回の警察法の中に勿論盛り込まれておる警察大学の教育の内容についての御陳述ではありますけれども、多少趣きが異なつております。相当もう最初の陳述から時間が経過もいたしておりますので、能率的に議事を運んでまいりますために一応ここで一区切りにして頂きて、そうして以上三人のかたの御陳述に対して質問を許して頂きたい。

○委員長(内村清次君) わかりました。どうですか。

○若木勝蔵君 今の秋山君の御意見に私は異議ないのであります。併し、その三人の陳述に対する質問は打切りとしない、あとの二人のかたにも関連がある場合には又質問をするといふふうにして頂きたい。

○長谷山行義君 この間の理事会でも大体お打合せがありましたように、一応五人のかたの陳述を終わらせてから、い／＼関連した、今若木さんのおつしやるように関連することもある

と思ひますから、先ずこの通り進めて、最後に質問にされたいと思ひます。

○委員長(内村清次君) どうです。秋山さん、今の若木君の発言もありましたが、どうせ参考人のかたもここに一緒にいらつしやいますから、やはりこの質疑終了までおられますから……まあ今の三人のかたの問題は、これは警察法に關するところの各自治警の、まあ委員長として参考人を呼びますときの、あの状態におきます参考人のご意見を、これと一緒にしまして、委員のかたへが質疑をされるようにしては如何でございませうか。

○秋山長造君 了承。

○委員長(内村清次君) よろしうございませうか……それはそういうふうにして進行いたします。

名古屋市長(宮崎四郎君) 委員長にちよつとお伺ひしますが、私の題名は何になつておりますか。

○委員長(内村清次君) あの中にあるように、警察法案に關連して、いわゆる警察における特高訓練の問題、あの問題について参考意見を聞きたいと思ひます。

○参考人(宮崎四郎君) 私名古屋の警察本部長の宮崎と申します。名古屋市の警察が独立しましてから今日まで六年半になるわけでありまして、私がここで詳しく説明いたしますが、現行警察法の中に非常に大事な点が三つあると思ひます。組織が地方分権的になつてゐることが一つ、そ

れからもう一つは運営を民主主義的に、自由或いは権利を極度に保護する、尊重するといふ建前になつてゐるかと

思ひます。一般的に警察の組織或いは運営の民主化の点につきましては、これは法律でございまして、又警察の實際を動かして行く警察活動の根本方針についても大体全国的に法の要求する通りに行われてゐると思ひます。私どものおります名古屋におきまして、この点につきましては特に注意をいたしまして努力をしてゐるわけでありませう。結局戦前のように権力的な警察よりも、国民或いは市民との間に温かい血の流れのあるような警察を作るのがいいのではないかと、かうに考へるのではありません。警察と国民が一体となつて初めて仕事ができる、かような考へを持つてゐるのではありません。そういう方針で、まあ簡単に申しますれば警察法の前文、或いは第一章、そういう大事な方針をそのまゝに一つ守り抜くといふように行かなければならぬものかと私は考へてゐるのではありません。大体警察は法の執行者であるわけでありませうから、そういうような立場にあるのはこれは当然だと思ひます。あります、同じ法の執行につきましても、権力的な考へ方よりもサービス的な考へ方、そういうことが、實際は警察本来の仕事をやつて行くのについ

た大体一般的な治安を名古屋についてみてみますと、おおよその市民のかたの御理解と御協力によりまして、大体合格点をとつてゐるようには私は考へてゐるのではありません。ところがそういうやり方をするおと、国の全体の治安に關するやうな場合にうまく行かんのじやないかといふやうな御心配があるようにも見えるのであります。幸いにそれらの方面につきましても、それ、努力を重ねまして、一応或る程度大きな事件もなくはなかつたのであります。

が、そういう事件についても一応の解決をすることができまして、大体御期待に副ひ得たかと考へております。今日までそういうつもりで仕事をしておるのではありません。

中央集権警察の法律ができて、今までの民主的な警察から全く性格的に變つてしまふといふやうに私非常に驚いたのであります。ところが、そういう根本的な變革をしないでも、日本の治安を維持するといふ立場から申しますれば、地方的な問題の解決のためのことは従来通り

としたしまして、国家的な治安を解決するといふ立場から考へましても、必ずしも政府原案に見るやうにまあ極端な中央集権をおやりにならないでも私できるのではないかと、かように考へておるわけでありませう。殊にこれは個人の考へかも知れませんが、私にいたしましては、警察といふのは、生

うにも仕事がある。よく内容を見てみますと、県でなさつておる仕事よりも市町村でしてゐる一般の仕事のほうが、実は住民に対しては直接的であり、又大部分がサービスに關つておるもののように思ひます。警察におきましても、まさにその通りである。この

はうが実はいいのではないかと、かように考へる次第であります。ところが原案を提出せられた政府、或いは警察の挙げられておるやうな、或いは非能率だとか或いは小さ過ぎて仕事ができないとか、いろいろ理由が挙げられておるわけでありませうが、それらの理由も當らないわけではないのであります。あまりに小さいために却つて警察本来の仕事ができにくいといふやうなところもありません。六年の間、又自警連としましては、六年の間、非常にたくさんのお願ひを政府にいたしました。これは主として財政を確立する、警察の財源を頂きたいといふやうな立場からであつたのであります。ところがそれらに對してももう殆んど手を打つて頂けないといふやうなために、財政難から投げ出したといふやうなところもありません。併しながら若し財政もできる、或いは市民も要望しておる、そういうやうな所で希望的に見て警察の力を發揮するに都合がいい、或いは適當であると思はれるやうな警察であつたならば、それをその市に残しておいたほうが私は県にお取上げになるよりも、先ほど私の理論として申し上げておきますサービスに通じておるやうに考へておつたのではないかと、か

度の法案がそういう点を扶殺いたしま

して、一本の警察になるということになつておるわけでありましたが、その提案者が先ほど申しました特別な講習をやつておられる向きと同一であるという点で、これは非常に大きな問題のようにも私考えますし、そのことは実は将来の日本警察のために、或いは日本の全体の政治のために非常に心配になると、かように考えるのであります。このことを表面だつてまあ訴えるというわけに行かないものですから、非常に困つたことになつておるわけでありまして、私は法案の反対をまあ今日までやつて、今もやつておるわけでありまして、この法律は現行法に比べてまして、非常に中央集権的な警察ができ上りつゝあるというように非常に非常な心配を持つておる。もう一つは、この法律が、まあ私だつて考え方が違ふようなのでどうかと思うのです、が、そういふ……

○委員長(内村清次君) 宮崎君ちよつと時間が十分迫つて来ましたから……

○参考人(宮崎四郎君) そういう関係のかたが、が御提案になつておるの、私にはちよつと理解がしにくいかと思ひます点もあります。いずれにいたしましても、私が聞いて知つておるようなことがありますが、非常に困つたことだ。そういうものがその中央集権的な警察の中を運用するのと一緒にして廻るならば、私は日本の警察全体ののために非常に心配になるというように考へておる。そういうように一つ御了解をお願いしたい。○委員長(内村清次君) それでは次に国家地方警察本部、村松栄君。

○参考人(村松栄君) 委員長にお聞き

しますが、私のお話することは、内容は何か題目を……

○委員長(内村清次君) あなたは警察大学のほうにおつて、生徒として行かれましたが、そのときのいろいろ教授の方法とか、それから又これは新聞その他で見られたか知りませんが、手紙の秘密の開封の問題とか、そういうような問題の教授と、あなたの生徒として受けた内容につきましてお話を願ひたいと思ひます。

○参考人(村松栄君) 私は先ず私の経歴を申し上げますが、私は昭和十二年の十月の拜命であります。それから駐在の受持ちを約三千年やりまして、それから内勤になつて警防係或いは統計司法補助、それから巡査部長になりまして、経済係をやりまして、それから警部補になりまして、次席、それから警務課勤務、それから警察学校の教官、それから司法主任等をやりまして、昭和二十六年の二月から警備課勤務となつて現在に至つております。

○参考人(村松栄君) 私には先ず私の経歴を申し上げますが、私は昭和十二年の十月の拜命であります。それから駐在の受持ちを約三千年やりまして、それから内勤になつて警防係或いは統計司法補助、それから巡査部長になりまして、経済係をやりまして、それから警部補になりまして、次席、それから警務課勤務、それから警察学校の教官、それから司法主任等をやりまして、昭和二十六年の二月から警備課勤務となつて現在に至つております。

いまして、そのほか技術訓練を受けたのが大体一週間くらいと思ひます。そのほか尾行、張込みとか、実科がありまして、その技術訓練が大体只今申し上げた通りであります。その技術訓練の内容であります。尾行、張込み、それから写真撮影それに封筒のあけ方でございますとか、(大きい声で言つて下さい)「はつきり」と呼ぶ者あり、(笑い)それから鍵のあけ方、(「ひいもんだ」と呼ぶ者あり、笑い)「どういふものについて教育を受けました。併しその教育を受ける前提といつたしまして、例えば封筒のあけ方につきましても、これは一つの協力者が前提になりまして、その協力者が封筒を持つて参りまして、その内容を協力者が大体わかつておるもので、それは何か機関紙が入つてゐる、印刷物があるからあけて見て下さい」と協力者から言われてあけるように教わつておりますので、(「スパイ」と呼ぶ者あり)これはやはり法律まで犯してそういうものをあけてはいかぬといふことを厳重に注意をされておるのであります。(「法律を犯してゐるじやないか」)「だまつて聞け」と呼ぶ者あり)「そうしてその時間を申し上げますと、時間数の多い技術訓練は尾行、張込みとか写真とかそういうものが多くて、大体そういうものを教わつた時間は、本日に講習の一部の、五週間か四週間と記憶しております。従つてそこにおいて実際に身につけて帰るということとはなから、不可能であると思ひまして、只今でもそういうこととはやつておりません。(「身につけはやるのか」と呼ぶ者あり、笑い)大体の内容を申し上げますと、以上の通りであります。

○委員長(内村清次君) 一応参考人の陳述は終了しましたから、各委員の質疑を願ひます。

○松澤兼人君 只今の最後の村松君の問題につきましては、後刻更に詳細に承りたいと思ひますが、最初警視總監まで三人のかたが、宮崎君の発言も大体都市警察存続、若しくは従来の国家警察の誤まりといふことに大体意見が集中されておると思ひますので、そういう点につきまして二、三御質問申し上げます。

第一に、山下佐敷町警察署長にお伺ひいたします。大変興味のある御発言を聞かして頂きました。我々も非常に感銘いたしました。我々も実はその当時の警察の被害者でありまして、いつもそういう警察のいろ／＼内輪的な事情から我々は弾圧を喰つて来たのであります。併しお話のような警察の内輪話、裏話といふようなことは、実際にそういう方面にタッチする機会もございませんでしたのでよくわかりませんでした。そこで伺ひたいことは、熊本県は由来非常に政争の激しい所であるといふことでありますが、これは山下署長が経験されたことは熊本県独特な傾向でありましようか。或いは山下君のお友達などにおいて、他の府県におきましても大なり小なりそういう傾向があつたといふことをお聞きになつておられますか、この点先ず第一に伺ひたいと思ひます。

○参考人(山下金作君) お答えいたします。そういうようなことは熊本県の特長事情だろつたといふ疑問もおありのことと思ひますが、併し決してそうでは

ありません。これは日本全国大同小異であつたと私は思つております。それはどうしてかと申しますと、私の同僚や友人が、熊本県は余り政争が激しいから、大変であるといふ、鹿児島県、福岡県、高知県、大阪府に出向したり、或いは復活したり、又新規に友達が採用された者がありますが、この同僚に私も「どうも熊本県は激しいのでやりにくから、よそに世話してくれ」と言つて頼んだことがありますが、その友達が言うには「熊本県があつさりして露骨にやるけん、却つてよ

かばい。(笑い)他府県なら内輪に内証してやりにくからけん、又よそは苦勞が多かけん、そこで辛極しろ」と言つてくれた人間ばかりでなくして、却つて熊本県に大分県から逆戻りして来たといふような、これは私は名前もはつきりあつて書面でも申し上げますが、帰つて来た私の同僚がおります。そういうところから伺ひたいと申します、いづこも同じ秋の夕暮といふ言葉があります、(「笑い」)全国殆んど同じであつたと私は思つております。

○松澤兼人君 そうしますと、それは政争の激しいといふ熊本県の特長な事情ではなくて、山下署長がその当時お聞き及びの、少くとも全国的な一つの傾向であるといふことは了解できるわけでありまして、新橋早々の山下署長が、その当時においてそういう一つの指令と申しますか、全国的な通牒、通達といふものがあつたものであろうか、この筋から一体そういう通牒なり、通達なりといふものが出て来たといふようにその当時お考えになりましたか。

○参考人(山下金作君) 私はその当時

○参考人(山下金作君) 私はその当時

は監督者でもありませんし、又勿論署長ではありませんが、その筋といふことはわかりませんが、選挙の筋といふと、地方には部落々々に、まあ今でいいますとボスといふものか、顔役があるものであります。その顔役が又巡査に對して、お前たちは働かんば首切らるぞと言つておどかします。實際私が体験したことでもおどかされておりましたが、なにやあ、あんなことを言つたつてできるものかと言つて、たかをくくつておつたところ、あに図らんや、人吉から植木の警察に三日たたんうちにその人の言つた通りに転任させられ、そして途中で電話がかかつて来て、警務課長の前に出て来い、出て行きますと、お前はときどきの侍、火の奉行、お上に逆うとやめさせてしまふぞ、そうして今度働かす、失敗したならばやめさせるけん、今度一生懸命でもう返せと言つてやられた事実からいしますと、どうも私は中央の上からずうつと下のほうへ部落の幹部まで来ておつたろうと思つております。

○松澤兼人君 私たちも選挙のときには、まあ以前の警察でありますが、選挙をやるときには、政府が変れば、警察部長からは駐在所の巡査に至るまで全部変わるんだ、勝てば官軍負ければ賊軍、源平の戦いそのまゝであるといふことは、選挙の演説のときによく言つたものであります。今のお話によりまして、上からずうつと来たといふお話であります。が、(笑声)その当時においてそういう指令が上からずうつと来たといふことを御自身でお気付きになつておられましたか。

○参考人(山下金作君) 十分私は気付

いておりました。それでもうこれはお上のほうから来ておるのだから、その通りしなければやめさせられて飯が食へんから一生懸命やるよりしようがないといつて、泣きの涙でやつておりました。或る時のときは、もうお前はやめさせる、これは昭和六年のときでありましたか、やめさせる、それで前回は今度はやれ、やらにやめさせるぞといふようなことで植木へ行きまして、植木で、幸いなことに、丁度昭和六年の十二月に政変がありまして、今度は若槻内閣がぐらつとひつくり返つて大義内閣ができた。いい按配だ、今度は命が助つた、(笑声)それから浪人しておつた警務課長が復活してやつて来て、そうして、おい、山下、干渉したけん首だと申されるので、どうぞ助けて下さい、一生懸命やりますからといふようなことを言つて転任させられました。そういうところからいしますと、私はその当時からずうつと上から来ておつたと思ひます。

○松澤兼人君 戦前のことは大体それでわかりました。私たちも警察法を審議している場合におきまして、政党の勢力が警察の中に介入して来ることは、ないかといふことを心配してゐるのではありません。話を返しまして、それでは今山下署長は自治体警察の署長であらうと考えます。或いは町長の選挙でありますとか、或いは町会議員の選挙その他の選挙において、誰かからやはりそういうボスのような人から選挙に手伝つてくれとか、或いはそういうことをお聞きになつたことがありませんか。それとも自治体警察になつてから選挙に何も関係しなくて非常に気が楽になつたとお考えになりますか。

○参考人(山下金作君) 現在は私の所の公安委員長は宗教連盟の理事長をしてもらはれて、布教師をしてもらはれます。そしてほかの委員の方も、政党には何も関係のない本当の事業家のお方でありまして、常に町長の選挙、或いは町会議員の選挙には、どつちにも片寄つてはいかん、それをあなたがすんとやめさせられる、あなたが申立で厳然としてやれば首は大丈夫じやけん、私どもに委しておけというお示しでありますから、私は非常にこれは喜んで、こぎやん警察ならどぎやんしたつて首は大丈夫よかばい、昔の警察のとき、何もわからん、新聞も読まん人が、ただ政党に属しているというだけで、働かんばやめさせるべし、今度の巡査は大体そこのほうに働くぞろかといふようなことを言われておりまして、私は現在非常に気が楽になりました。大丈夫、これで本當の警察ができておると、こう思ひます。

○秋山長造君 宮崎参考人なり村松参考人への質問はあと廻しにいたしました。先に御陳述になりました田中警視総監へ数点に亘つて御質問いたしたい。先ほどのお話によりまして、戦後の日本の警察力の中心は国家警察よりも自治体警察にあつたといふこと

も、数の上からして余りにはつきりしてあります。又大きな犯罪が主として大都市を中心にしておるといふ実情から考えましても、戦後の治安維持のために自治体警察が果たした役割は誠に大きかつた、これもよくわかります。

そこでお尋ねしたいのは、田中警視総監は全国の自治体警察の協議会の会長をしておられるはずでありますからして、政府の今度の警察改革に對する提案説明によりまして、従来の国家警察と自治体警察と、どちらも仲よくやめさせて、その中間をとつて都道府県警察を設置するのだ、こういう説明なんです。そこで當然全国の自治体警察の協議会長として重要な仕事をしておられる田中警視総監に對しまして、或いは又警視総監の背後にある全国の自治体警察に對して、今度の警察改革につきましては当然政府側から折入つての御相談なり御協議なりがあつて然るべきものと私も考へておつた。當然あつたものと考へておつた。にもかかわらず、今の御陳述では全然そういう協議も相談もなしに、一方的に国警側におきまして立案をされたのが今度の警察法であるといふような御説明でございまして、本當に全然政府側からも、国警側からも、今度の警察法の立案については何の相談もなかつたのかどうか、その点先ずお尋ねしたい。

○参考人(田中栄一君) 今回の警察法の改正法案は、先般大憲法務大臣の議會におきます説明要旨を私も何回も熟読玩味いたしました。その中には、従来の国家地方警察と自治体警察とを廃止して、ここに新たに自治体警

察である府県警察を新しく作るのだと、かように言われております。私もこういうことが本當に行われるならば、大変これは警察の将来のためは勿論のこと、国民のためにも結構のことであると喜んでおつたのであります。ところが、さてこの政府原案をよく拝見いたしますと、絶対に私はこれは自治体警察でないと言ひたい。何となれば、自治体警察といふのは人事の独立があつて初めて自治体警察な部においていろ／＼な事務がどし／＼進められ、現に警視庁の機構におきましてもどし／＼事務が進められておる。私どもには全然相談はございませ

ん。併し我々もこの場に當つて八十年の伝統を持つておる警視庁が勝手にお隣りの人の手によつてどし／＼改組されるというところは、我々先輩に對して申訳ないという考えから、事務的に国警本部のほうにはお願いいたしまして、私どもの意見をこういふふう採用してもらいたいといふことを国警本部のほうには申入れをしてござい

から任命せられる、殊にこの警視正以上が国家公務員であり、それから又警部以下が地方公務員である。これはおのずから意識的に国家公務員と地方公務員というお互いの感じがあるわけでございます。結局地方公務員というものが国家公務員に管理されるというような言わず語らずのうちにそうした感じを持つのでありまして、こうした点からも私は国家公務員が天下りになつて来ると……仮に国家公安委員会が地方の公安委員会の同意を得るといふにしても、その形式は同意を得ることにはいたしましたけれども、やはり主体性は地方の公安委員会に任免権を持たせることによつて府県警察というものが自治体警察になる、かように私は考えておるのであります。

それから次に今までのこの重要な警察制度の革命ともいわれる今日のこの制度改革に、一体八万五千の現有勢力を持つ自治体警察に相談があつたかという御質問でありましたが、私は冒頭に申述べましたごとく何らの相談もございせん。先ほど申述べましたごとく協議の決定になつてから後に一度協議をしたという話がございまして、私も何とかして一つ協議会を進めたいと思ひまして、自治体の警察長の諸君にいろいろと苦心をして、何とか協議会を計らうじやないかというところで努力をいたしました。結局それは水泡に帰しました。結局拒否することに相成つたのでありまして、私どももいたしましては、この大きな制度改革に八万五千の自治体警察官の意見も全然入れられずにこの制度が進められておるといふのは少し無謀ではないか、かように私は考えるのであります。

○秋山長造君 で、繰返して申し上げますが、政府は我々に御説明になつたところでは、従来の国警も従来の自治警も仲好くやめてどちらを主にし、どちらを従にするというごでなしに、仲好くやめて二つ加えて二つ割つて、そうして中間をとつて都道府県警察を作るのだと、だからどちらにどうというごでなしに、だかという至極公平な御説明があつたのです。ところが、今首都警察に重任を帯びておられるあなたのお話では一言半句の御相談もなかつた、こういうことになりまして、名前はどうかでありましようとも、実質的には従来の五万前後の国家警察に八万五千という龐大な陣容を擁しておられる自治体警察が一方的に吸収されたところと解してよろしいのでございませうか。

○参考人(田中栄一君) 私は吸収されたとは存じませんが、とにかくこの自治体警察の根本義というものがここに若し政府の原案のような、修正されたような意見で仮に行くといたしまして、相当大部分の自治体警察の根本原理というものはここで壊滅に瀕したと、その意味においてはその国家地方警察に吸収されたというふうな結果になるものであります。私も私どもは持たしては吸収されたという感じは持つておりませんが、結果におきましてはそういう形になつたことは誠に遺憾に堪えないと思ひます。

○秋山長造君 吸収されたというのには、もうすでに完了したことと言葉がちよつと不適當であります。今度の警察法を強行すれば、自治体警察が従来の国家警察に実質上吸収されることになるであらうというように解釈してよろしうございませうか。

○参考人(田中栄一君) 私はさように解釈いたしております。

○秋山長造君 その場合、私も非常に疑問を持つのですが、あなたがたにいたしましては、従来の独立歩の立場におきまして治安の重責に當つて来られたはずなんです。にもかかわらず、あなたがたに何の相談もなしに一方的に吸収されるというふうな事態になる前に、なぜあなたがたのほうで政府なり或いは国警当局なりに対して嚴重な抗議を申込まれなかつたのか、余りに私は無責任じやないかと思うのですが、その点は如何ですか。

○参考人(田中栄一君) 大変御尤もな御意見でございます。大体におきまして、この政府原案が閣議において決定をせられました以上は、我々といひましたも、政府その他に陳情いたしたしてもこれは無駄であると考えております。それは従来の警察法の改正の数次の経験からいたしまして、政府が一遍きめた以上は我々自治体側が如何にその陳情いたしたしても、なか／＼その原案というものが変更にならんことは、数次の警察法改正によつて明らかにな事実でございます。で、さような点から考えまして、今後は主として国会方面にいろいろ我々の意のあるところをお伝えいたしまして、御了解を願つて、そうして、この自治体警察というものを存続させて頂きたいという意味から、今まで国会方面にあらゆる手を尽しまして、又各方面の御協力を得まらゆる手段を尽しまして、今日まで運動を展開して来た次第でございます。

○秋山長造君 只今の御発言によりまして、今度の警察法の立案につきましては、従来の国警当局と自治体当局との間に何ら民主的な協議は行われていない、一方的に強行されておるのだという事実はよくわかりました。で、そこで更に、すでにこの警察法案に基きまして、着々当局においては一本化の準備が行われておるといふお話でありました。身分の切替なり、或いは三万人を整理するというこの整理の問題なり、更に又事務の引継ぎなり、そういうような問題についても民主的な協議の機会というものは与えられておるのですか、それともおられないのですか、その点はつきりして頂きたい。

○参考人(田中栄一君) 勿論これは国警側といたしましては、いろいろな都合から正式に我々のほうに向つて協議会を開催するというようなことはございせん。止むを得ませんので、私のほうのその方面を担当しておる課長を国警本部のほうに差し出して、そのうしていろいろと事務的な打合せをやつておると、かような方法で今折衝を続けておるような次第でございます。

○秋山長造君 問題を少し変えてお尋ねいたしますが、警視庁は何と申しましても、この全国人口の十分の一という大東京の治安をあずかつておられる。その機構においても、又装備、人員においてもこれは世界屈指というふうな大規模なもののようでありまして、その責任をどうやって来られまして、あなたに對して、従来のいわゆる政治的な圧力とか、いろいろな方面からする政治的な圧力というものが、かつて来たことがあるかないか、これは率直にお尋ねしたい。

○参考人(田中栄一君) 只今の御質問に對しては、はつきりお答えいたします

るが、この民主警察の有難いところは、中央の政治的な勢力というものが全然からず、飽くまで厳正公平、中立な立場におきまして、首都の治安確保、警察組織、公務を忠実にやることのできたのは、これは全く私はこの民主的な警察制度の一つの恩典であつたと、かように考えまして、従来の中央からの政治的な圧力とか、或いは圧迫とか、そういうものは全然過去六十年有余になります。が、受けたことはございせん。

○秋山長造君 昨年の末以来、世論を非常に騒がしておりました。いゆる疑獄、汚職事件、この問題については、檢察官の通し検察権に對しまして、檢察官法十四条の指揮権の発動をいたしました、これ又非常な輿論の反響を買つておるわけなんです。あれらの問題については警視庁においても、警視庁の立場において捜査に従事されたと思うのであります。が、あの指揮権の発動に類するごとき政治的な働きかけなり、圧力というものはあなたにからなかつたかどうか、その点更にお伺いしたい。

○参考人(田中栄一君) 警視庁におきましては、当時檢察官と協定をいたしまして、造船疑獄は東京地方檢察官においてこれを取扱われる、警視庁においては陸運関係の疑獄を取扱うことの方針をきめ、又保全経済会並びに日殖関係の詐欺横領事件等につきまして、捜査を進めたのでございまして、これにつきましては、先ほど申しましたこと、少くとも警視庁に關する限りは、何らの中央から、外部からの圧力、圧迫、そうしたものは一切ございませんで、現在もなおその警視庁の捜査方

針に基きまして、鋭意捜査を実行いたしている次第であります。

○秋山長造君 その点はわかりました、成るほど政治的な圧力というものはなかつたというお話でありますから、一応その点ご了承いたすよりしようがございせん。併しながらこの重大な捜査に当つておられる警視庁が今度の警察法改正によりまして、いわば大きな大改革の波に呑み込まれようとしている、それだけにその部内における人心の動揺なり、その他事務のやりにくさという点は想像にかたくなに思ふ。で、そういうような面からして、事実上従来やつて来られたこれらの疑獄、汚職の摘発という重大な仕事に鈍つて来る。或いはそれに非常な思わぬ障害が出て来て、結局いい加減な結論になつてしまふというような虞れはないかどうか。

○参考人(田中栄一君) 今回の警察法の改正につきましては、私も最もその点が心配になりましたので、或いは警察署長会議を開催して、或いはそのほか幹部の会合のあらゆる機会に臨みまして、少なくとも警察法改正に伴う身分の切替えその他の点について、一般の警視庁管下の警察官が人心の動揺不安のために、万一にも職務執行を怠るようなことがあつては申訳ない、是非この点は責任を以て我々が給与の点等も十分に改訂をし、直ちにこれが引下げられるようなことは絶対にしないように努力するから、是非一つ安定をして執行をやつてくれと、こういうことを機会あるごとに、事あるごとに私のほうから徹底をいたします。

○秋山長造君 只今のところは比較的平穩に首都の治安確保のために

警視庁が一体になつて邁進をいたして

○秋山長造君 あとの問題もありません、時間も非常に差迫つておりますので、もう一点だけ簡単に御質問いたしたいと思ひます。と申しますのは、今度の警察改革についていろいろ理由を挙げられておりますが、やはり本当の一番大きな理由は、いわゆる警備警察の強化ということが狙ひになつておるというふうな考えざるを得ない。そこで従来いわゆる共産党関係等のいろいろな事件は主として大都市に起つておる。そこで当然共産党関係の組織にいたしまして、或いは又右翼団体の組織にいたしまして、殆んど自治体警察の受持つておられる地域にあるわけです。そこで当然それらの情報或いはいわゆる暴力的な運動の動き、そういうものは一番あなたが詳しい情報を持つておられると思ひます。手つ取早く言へば、日本全国の最近の治安状況というものの一番肝心なところはあなたに知つておられるんじゃないかと想像するので、そこでお尋ねいたしたいのは、最近の治安状況、主として警備警察面から見た最近の治安状況というもののについて簡単に要点だけお話を願ひたい。

○参考人(田中栄一君) 只今の御質問、私も今必要な資料を持合せておりませんので、詳しいことを申し上げるのは、又誤謬があつたり或いは取違ひがあると申訳ございせんので、若しお許しを得るならば、又別な機会に一つ説明させて頂くことをお許し下されば非常に幸ひだと思つております。

○秋山長造君 ちよつと誤解があつたようですから、只今私が同じ質問の中

に暴力的な動きということと、それから最初のほうに共産党の問題とを一緒に

○松澤兼人君 只今田中警視總監に對する秋山君の質問が出た。そこでお伺いしたいのでありますが、世間には首都警察は国家警察でなければならぬ、こういう議論をする人がいます。又各国においてそういう実例があるということを言つております。そこで警視總監は、首都警察の任務は公安を維持したり或いは警備を充実にしたりすることである、こういう点を非常に力説されておつた。その点につきまして、首都警察というものは国家の警察でなければならぬという議論に對しまして、警視總監としては如何ようにお考えになるのですか。

○参考人(田中栄一君) 私は六カ年首都の警視總監をいたしまして勤務いたしましたその体験からいたしまして、首都警察を国家警察にせねばならないという理由はないかと私に考へております。例えばよく例示をいたしまして、ワシントンの警視庁はあれは首都警察で、国家警察ではないかと言われま

て、政府だけの所在地でございまして、

あのワシントンの市には殆んど工場も

○松澤兼人君 私の手許に国家地方警

察本部より提出されております年次別

○秋山長造君 只今のところは比較的平穩に首都の治安確保のために

○松澤兼人君 私の手許に国家地方警

○秋山長造君 只今のところは比較的平穩に首都の治安確保のために

いう数字が信用できるかどうかという事は、正しく判断ができるかと思うのです。警視總監として、或いは全国の自治警の協議会の会長としてどう御意見ですか。

○参考人(田中栄一君) この只今拝見いたしました国家地方警察本部の御発表になりました資料十九の年次別国警自警別犯罪検挙率調、これはどう資料の収集の方法においてやつたか私は確認をいたしておりますが、自警と一口に申しまして、自警の中には東京都のような大きな所、それから又町のような小さい、定員が十数名の所、一切ございいます。そこでこの犯罪の検挙率、殊にこの表に書いてございいます窃盗でございいます、窃盗が昭和二十八年におきまして、国警が検挙率七・一%、それから自警が五・五%となつております。この窃盗のいわゆる犯罪の発生率と申しますものは大都會は非常に発生率が高まっております。そうしてそれに対する検挙率というものが比較的農村地帯よりは若干低下しておるような状況でございます。勿論これは検挙率の高いところもございいますし、低いところもございいます。そうした点を総合的にいたしますと、或いはこの表に示すごとくに検挙率が国警よりも自警のほうが低いことがあり得ることもこれも考えられるのであります。併しながらまあ最近の状況におきましては、自治体警察側におきましても相当検挙率が逐次向上をしつつある。ただこの窃盗につきましては、以上のような理由で非常に発生率が多いために、かような数字を示しておるのではないか、かように考えております。

○伊能繁次郎君 最前松澤委員から首都警察は国家警察でなければならぬかどうかという点について、お答えがあつたのですが、最前松澤委員のお話は、今回の改正で、或いは改正前のお話だつたかも知れませんが、三多摩地方も警視庁でやるといふことになつて非常に犯罪捜査、警備、その他諸般の状況で便利になつたというふうなお話を伺つた。そうすると、今回の改正案は犬養法務大臣或いは小坂新大臣が説明しておられますように、府県警察は自治体警察である、かように言つておられますこと、あなたが言われた東京都全般について警視庁が警察責任に任ずるといふのが従来の二二三区よりも職務の執行上よろしくな面において、いんだとこの点を考え合せまして、今回の改正については、大阪とか横浜とか、最前名古屋、横浜の警察の責任者のお話を伺つておられますが、これには御議論があらうと思ひますが、これも首都警察については、私も警察のことは素人でありまして、最前のお話とお話を伺うと、今回の首都警察の特長性からいって、府県自治体警察になる範囲が東京都全体に亘るということによつて、従来の二二三区よりも警察管理上ベターな面が生じておるといふような御意見も拝聴したのでありますが、その辺のところは感情を抜きにして、府県自治体警察であるという観念に立つて考えたときにあなたのお考えはどうか、伺つておきたい。

○参考人(田中栄一君) 東京都に關します限りは、他の府県と若干事情が異なると思ひます。と申しますのは、現在東京特別区の警察官の数は大体二万四千五百八十八名でございす。それから三多摩並びに都下六市の自警、国警を合せまして大体二千数百名ではないかと思ひますのであります。その關係上、二万五千名と二千名の警察官が別々というところは、これは別にやつても別に差支えないのであります。が、御承知のように東京都民の生活の實際というものは大体三多摩方面から相当こちらに入つております。勿論千葉とか浦和とかの關係はございいます。特に東京都下の三多摩地方からの住民の複雑な生活實際からいたしますと、又犯罪の発生も密接な關係にございいます。それから又従来三多摩の国警、自警の警察官といふものは、昔警視庁におつた關係上、警視庁というふうな名前前に憧れておりました、同じ名刺を使うにも、東京都巡査よりは警視庁巡査のほうが非常に誇りを持つていたやうな、まあつまらないことではあります。従来から警視庁に入らしたまひたい、かような希望が非常に強く起つております。それから又地元有力者のかたも是非一つ警視庁の仲間入りしてくれんか、それから又三多摩地方から警視庁に転入を希望するといふものも非常に多うございす。それから又警視庁のいわゆる給与の率が三多摩地方と異なりまして、非常に良好でございす。さういふ關係から三多摩地方の國警、自警の警察官としては、是非警視庁の傘下に加へさしてもらいたい、又市長なり町当局、あらゆる方面からさういふ希望がございす。又警視庁の實際から申しましても、大きな建物の下に小さな建物があるといふことも、むしろ一

つちの母屋に入れてしまつたほうがいいじゃないか、私は管理上そのほうがよろしいと申上げたのであります。で、その点は首都という点から他の県と多少事情が異なるのであります。或いは私の申上げたことが理窟に合はんじやないかという叱りを受けるかも知れませんが、警視庁の首都という實際からさういふ申上げた次第であります。

○伊能繁次郎君 それから最前自治体警察の本質的な問題は人事の独立でなければならぬ、かようなお話がございしました。この点は私も了承できなうございす。というところは、あなたが六年以上勤務をされておるといふことは、警保局長、警視總監、三役が時の内閣と運命を共にしなければならぬといふやうな時代と違つて、六年間も一つの仕事をやりになられるといふことについては、私も共感を持つのであります。が、今回の衆議院修正は、警視總監の任免、その他地方の警察本部長の任免についても或る程度の修正が加へられております。而も府県は従来の形式とは違つた自治体警察、この点については論議はあなたから伺いましたが、少くとも法律上は自治体警察として警察の特長性とか、特殊性とか、警察の総合性とか、こういう問題について私よりも専門家のあなたの方がよく御存じだろうと思ひます。が、さういふ面と脱み合せて、自治体の警察の独立性が人事だけのものではあるかどうかという問題、それから今回の衆議院修正程度によつて一応人事の独立性の相当な面も確保できているんじゃないかと、かように私は考へるのですが、単に人事の問題だけが自治

体警察の本質だと私は考へないのです。が、そのほかの、人事の問題とは何か私どもが伺つておくことがあれば、自治体警察の本質的な問題について伺つておきたい。

○参考人(田中栄一君) 私の申上げたのはこれは民主警察の理論、筋を通すといふことにおいて申上げたのでございまして、先般衆議院におきまして相当な修正が加へられまして、地方公安委員会の同意を得て国家公安委員会が任命する、かように修正されまして、この点は一步私は民主警察に近付いたといふことで、我々としては非常に喜んでおる次第であります。ただ理論的に申上げたのでございまして、理論的に申上げますと、やはりこの地方の、府県の公安委員会が任命権を持つて、中央がこれを或る程度抑制すると申しますか、中央の同意を得るとか、さういふやうなことでやるのが私は形の上におきまして民主的であり、殊に経費を相当地方が持つのでございす。それから、東京都におきましても、又今後どれだけ来るかわかりませんが、後、一応警視庁において事務的に計算いたしましたところを申上げますと、三多摩地方の自治警、国警を吸収するため約十一億の金が必要でございす。そして因から大体今までの計算したところによりますと、三億九千万とそれのほかに従来頂いておつた四億が来るといひますと、八億といふことになるわけでありす。八億の国庫から頂いた金と、それから従来百八億プラス十一億で百九億になります。それから、仮に八億数千円を引きますと、東京都といひましては百十億の都民税による負担によつてこの警察を

賄つて行かなくてはならん、かような
実情でございます。従いまして、都民
といひましては、都民感情としてし
ては、百十億を負担をする、そして又
その警察局長が、東京都公安委員
会の同意を得るにいたしまして、形
の上においてやはり中央において任命
されるというところに都民感情として
は何となくとも理解しがたい点があ
る。そこが私どもとしては、まだ
完全な自治警であるということが理解
できない。又これは私だけの気持でな
くて、東京都議会全員さような気持を
以て現在進んでおるわけでありませ
う。それから中央の国家公安委員会の
組織にいたしまして、国務大臣がそ
の国家公安委員長になるということ
は、やはり警察国家再現になるのじや
ないかという一般の社会の世論、世論
の向きとどうもそこにあるもので
はないか、かように考えまして、我々
もきまつた以上はしょうがないのであ
りますが、これなんかももう少し御考
慮願うことが適切ではないかと考えて
おる次第であります。

○若木勝蔵君 私に簡単に田中警視総
監に伺いたいと思ひますが、この法案
で非常に心配される点がある。それは
警察庁の長官の職務権限のほうに關する
問題であります。これによります
ると、警察庁としては、この所掌事務
において都道府県の警察を指揮監督す
ることができ、さういふふうにある。
これがいわゆる行き過ぎをなせば必ず
政党的な警察になつてしまふことは明
らかであります。ところがこれと似た
ようなことが現在の管区本部のほう
においても行われておる。それはさう
いふふうなが出ておる。管区本部の

権限は非常に限定されておるにかかわ
らず、管区本部を必要とするところの
事例としてさういふことが掲げられて
ある。革命勢力の活動の内偵指示、騷
擾事件に対するところの措置の指令、
知能犯及び強行犯の捜査検査に關する
ところの指揮、さういふふうなことが
管区本部を必要とするところの事例の
内容になつておる。さうなつて参りま
すと、これは明らかに管区本部のい
ゆる行政事務以上に逸脱してしまふと
ころのものであると私は考える。そこ
でこれは管区本部のほうからさうい
ふ必要な内容としてあなたに達せ
られておるだらうと思ふのでありま
す。これは実際にさういふ必要の内
容がどのように行われておつたのであ
るか、この点を伺いたい。

○参考人(田中榮一君) 只今の規定の
警察庁長官が府県本部長を指揮する
といふことであります。これは私は
限られた公安関係の所掌について指
揮するといふことにつきましては、自
治体の警察側といひましては、是非
さうして貰いたいという意見を述べ
ておるわけでございます。ただ我々が非
常に心配しておりますことは、この
警察庁長官の指揮といふものが、あら
ゆる点においてこれが拡張解釈をされ
まして、さういふの点につきまして指
揮命令されるということになりま
す。これは非常に弊害を生ずる。殊に
法第二十三条の「刑事部においては、
警察庁の所掌事務に關し、左に掲げる
事務をつかさどる。刑事警察に關する
こと。犯罪の予防に關すること。保安
警察に關すること。犯罪鑑識に關する
こと。犯罪統計に關すること。」かよう
に明定いたしておりますが、この二、

三、四、五は別といたしまして、「刑事
警察に關すること。」これは刑事警察は
選挙取締にも当然含むものと考へてお
ります。従つて警察庁の所掌事務に關
して、将来佐敷の警察署長の言つたよ
うなああした昔の選挙干渉的な指揮命
令が行われるといひますと、これ
が最も警察を汚し、又警察の威信を失
墜するものである、かように考へてお
る次第であります。従つてこの指揮命
令といふものはもつと絞つて行かなけ
れば、国民の権利といふものが擁護さ
れないといふ結果に相成るのでありま
す。

それから今一つ、管区警察局長の組織
であります。これは自治体警察側と
いたしましては、管区警察局長の必要な
し、これは当然廃止すべしという意見
を持つております。何となれば昔の内
務省におきましても、警保局があり、
その下に極く少數の課がございまし
て、その警保局長、課長を通じまし
て、全国の都道府県の警察部長に指揮
命令を發しておりました。従つて今更
こに、今までも、この管区本部といふ
もの存在といふものは我々は本當に疑
つております。どうしてさういふこと
が必要であるかといふことを疑つてお
ります。従つて今更もう一回ここに管
区警察局長を二つ殖やすといふことは考
えられないことでもあります。又通信関
係の技術上の必要から管区警察局長を置
くといふならば、これは我々といひま
しては、わかるのであります。単
に地方の本部長を指揮命令するやうな
形における管区警察局長といふものは却
つて指揮命令系統を複雑にし、いろい
ろの点において支障を來すのではな
いか、かように考へております。

○若木勝蔵君 さうすると、現行法に
おいて管区本部が先ほど申上げたやう
な三点です。これを必要とするとい
ふふうなことは、管区本部のいふゆる
行政事務を越えた越権行為である、こ
ういふふうには私は考へるのであります
が、この点如何ですか。いわゆる革命
勢力の活動の内偵を指示したり、騷擾
事件に対処するところの措置を指令した
り、さういふことをしたりすることは
越権行為ではないか。

○参考人(田中榮一君) この國警長官
が全国の警察の運営管理をやる。その
行政管理をやることにつきましては、
いろ／＼我々といひましては議論の
あるところでございます。現在の
状況といたしまして管区本部といふもの
余り活動をしてしまつておられないで、
さういふ点から我々といひましては、あ
つても仕方があるから、さういふふう
に考へておる次第でございます。

持たたいと思ふのでありまして、この
点は秘密に直るなら直るでもよし、委
員長のほうで適當にお取計らい願ひた
い、さう考へております。

○加瀬完君 いろ／＼伺いたい点もあ
るのであります。時間がたつてしまふ
ありますから、端的に一点警視總監に
伺ひます。

先ほど秋山委員のほうから出た問
題でございますが、今度の警察法の改
正につきまして、自治体警察側には何
らの意見も聴取されなかつたというこ
とを聞いて我々は驚いておるのであり
ます。そこで今一番自治警、國警間を
統一いたしまして、この自治警警察官と國
警警察官の間の給与の差額の問題だろ
うと思ふのであります。何らの事前の
打合せもさういふ面に対して行われて
おらないといひます。これは自治
警の警察官としては國警に統合されま
したとき、当然これは、只今におきま
しては若干のその間の調整ができたとい
はしてしましても、將來これは給与を不
本意ながら引下げられるのじやない
か。或いは高給なるが故に退職を迫ら
れるのじやないか、さういふ不安とい
うものは當然持たざるを得ないと思
ふのであります。或いは同一の条件にあ
りながら、國警と自治警の警察官同士の
の間にさういふ差額も、給与の問題では
非常に圓滿な統一といふことはさうい
う問題から欠けて來るといふことも又
予想されるわけでありまして。或いは先
ほど山下さんがおつしやつたやうに、
最も公平、中正に警察行政本来の任務
を遂行するためには、どうしても一番
必要なことは警察官の身分の安定であ
る。ところが内閣の変るたびに首を切

られるのじやないかという不安も今度増すということになりまして、これは政府が説明されるように、治安の確保とか或いは治安能率の増進というものも、こういう面から非常にまずい結果になつて来るのじやないかということを中心配されるわけがあります。こういう点、自治警側の立場におきまして、給与の問題、或いは政府が警察行政に介入するため来る身分の不安定、こういう問題が絶対に自治警が府県警察という名の下に統合された場合、自治警でありました警察官の間に身分の不安定という不安がないかどうか、この点御説明頂きたいと思ひます。

○参考人(田中栄一君) これは重大な問題でございまして、本日から申ししますと、自治体警察官の全員の不安というものは、今後自分たちの身分がどうなるかという点、その中には自分たちの給与がどうなるかという点、その給与がどうなるかという点が非常に大きな不安で、一抹の憂慮と申しますか、不安な気持ちで現在勤務しておるのではありません。ただ警視庁に關する限りは、市と府県というものが一体となつた東京都という形になつておりますので、東京都庁の職員に倣うことになりまして、さして給与の変化はないので、この点幸い首都警察官として安んじて職務につき得るような状況になつております。そのほか大都市警察におきましては、府県警察、国警と比較いたしますと、非常にその給与の率がよろしいのでありまして、結局今後この大都市警察が国警と一緒になるという場合におきまして、どうしても現在の給与の必要以上に高い所はこれは若干減額されることはこれは止むを得ないと思つております。

我々の自治体警察の中にも、或る所は非常に高率な給与を受けている。まあこの点は勿論その都市の財政状況からそうなつたと思ひますが、と申しまして、その都市だけが非常に高率の給与であるというところは、全体としてもやはりこれを適当にならず必要があるのじやないか。そういう所はこれは若干減額になるかも知れませんが、概してやはりこの現在の給与というものが確保されることを皆念願いたしております。むしろ減額されるのじやなくして、たとえ昇給がストップしても、とにかく現在の給与率よりも下るというところは、非常に二十年、三十年警察界のために身を捧げて来まして警察官といたしましては、最も辛いところでございまして、そこでこの退職金等におきましても、非常に減額になる虞れもございまして、我々としては、何とか給与の差等を成るべく一つこれは国警の警察官自体が低いならば、これをできるだけ上げて、そうして機会を並べて仕事をしている者が、同じ警部が月給が一万円も一万五千円も違うというところは、これは非常に能率の上に支障を来たすことになりまして、私どものほうとしましては、国警の警察官もできるだけ給与をよくして、そうしてその同じ警部が非常に差が出ないように、低いところはこれを上げて、非常に高いところはこれをとめる。そして成るべく早い機会にこの両者が調整されて、明朝に勤務できるようにということを実現は念願いたしております。ただ現状からいたしますと、あらゆる点におきまして、どうしても給与がたとえ下らなくてもストップされる、数年間ストップさ

れるのじやないかというような心配もございまして、その点におきまして相当やはり不安動揺するのでございまして、この点につきましては、むしろ横浜の本部長、或いは名古屋の本部長から実情を御説明申上げたほうが或いは適当じやないかと考えております。

○加瀬亮君 結局制度の上から、現状の自治体警察から見ますれば、これは政府の介入というものがはつきりして来るわけでありまして、山下さんのおつしやるように、その点でも身分上の不安を生ずる。或いは給与の上でも今總監の御説明のような不安を生ずる。そういうことになつて参りますと、治安能率の上にこの身分上の不安というものが悪影響を及ぼさないか。この点について小林さんから結構であります。もう一度申上げますと、自治体警察の警察官が制度上、給与上、現状よりは遙かに身分的な不安に陥るわけであるが、これが治安能率の上に影響を及ぼさないか。その点をお答え頂きたい。

○参考人(小林正基君) 只今の御質問にお答えいたします。この給与の調整は極めて困難な問題でございまして、なか／＼両方のものが都合のいい満足する状態というものは得がたいものであらうと思つておりますが、私も人事管理の上から見れば、同じ神奈川県警部というものと横浜から入りましたところの警部というものが、非常に給与の差額があるわけでございます。例えば警部にいたしまして十八年勤めておりますものが横浜市警では二万一千二百円もらつておるわけでありまして、国警では一万四千六百円でございます。従つて六千六百円

の差等があるということになります。これを差額によつて調整するという場合に、若しも同じ課にその二人の者が大体同期生として勤務したという場合には、一方は自治警におつた故に六千何がしの調整金がもらえる、一方は国警におつたために今回はそれをもらえないということが、ここに差を生じておつてそういう問題が毎日々々、それから俸給を受けるたびにそれが現実的に身に響いて来る、こういう心理というものは非常に大きな人事管理上の問題をかゝるのではないか。従つて私どもが非常に慣れておりますものは、法律の上では条例で定めて調整金を出すと思ひますが、これはこういう困難な問題がございまして、必ず短時に打ち切られるというやうな虞れがあるというところでございまして、そういうやうな場合において給与の差額のひどいというところは大都市の場合において、特に都市の大きくなれば大きくなるほど差額が大きくなってございまして、こういうやうな問題を無理してまでも一本化しなくても、警察運営上差支えなく中央で調整が付くならば、あえて府県一本というやうな無理押しをしなくても差支えないのではないかと、こういうふうに考えます。従つて治安上にもそういう人事管理の面というものは秩序の維持と申しますか、規律上にも影響がないということは保しがたい。そういうふうに私も考えるのであります。

もう一つ、總監は恩給の問題に言及いたしませんでしたが、恩給の問題について、非常に本法を基準といたします関係上差が出て参るわけでありまして、仮に、これは私の所でございますが、

んが、大阪で調査をした資料でございますが、二十年勤続した者が現在退職いたしますと十三万四千六百円の恩給が付くわけでございます。ところがこれが新法律によりまして府県警察に移行いたしましたお五年間勤続いたして二十五年といたします。そのときに恩給を幾らもらえるかというところ、約二万何千の差等というものが生れる、こういうやうな不備の点等があるわけでありまして、給与の全体の問題につきましても、必ず相当長く人事管理上、問題というものが残されるものである。この点については特に参議院におかれまして、とくにお考えを願ふ必要があるのではないかと。いずれ私ども自警連ではこれを詳細にいたしましてお願いしたいと考えておるわけでありまして。

○委員長(内村清次君) 大体もう時間も相当たつておりますが、それで田中總監に御質問されますのは、又若木委員からの提案もございまして、又田中警視總監も別の機会を得たい、こういうやうな発言もあつておりますから、この警察法の審議期間中に実は委員長といたしまして、別の機会に田中總監の出席を要求するというやうなことも一度理事会に諮りたいと思ひますから、その前に、田中總監の質疑の終了する前に堀君から発言を求められておりますから、堀君の発言を許します。

○堀末治君 田中總監に一言お尋ね申上げますが、先ほど秋山君の御質問の中に「あなたがお答えになつたが、この組織がよろしくない」ということについてあなたが非常に強調なされた。今度の制度の改正

は非常によろしくないということについて非常に熱烈におつしやつたのでありますが、それに対して秋山君は、然らばなぜ嚴重に抗議をせなんだか、こういう御質問が出た、それに對してあなたは陳情しても無駄だ、閣議決定になったことはなか／＼要えられないと思つて無駄だと思つたからやらなかつた、なお国会の方面に對してはあらゆる手段を尽した、こういう御答弁であつたのであります。それで私その点について非常に遺憾に思ふのであります、私はあなたを存じ上げてからもう六年になります。二十四年からこの地方行政に籍を置きまして、何か事のあるたびごとにあなたがお出かけになります。なお又私的の会合におきまして、あなたと私はたび／＼お会いしておつたのであります。然るにもかかわらず、国会方面に對してはあらゆる手段を尽した、こうおつしやつておられますけれども、遺憾ながらこの組織がよろしくない、かくなるが故によろしくないということ、は、私のような議員に言つても役に立たんとあなたは思召したのかも知れませんが、遺憾ながら私にただ一言もあなたがこの点についておつしやつて頂けなかつた。而もあなたはアメリカへいらして「アメリカとどこどこ」という文獻をお書きになつて私にも送られた。私もそれに対して全部通読して誠に参考になつて有難いというお手紙を上げたのであります。さようなわけで今回初めてあなたからの制度がよろしくないというこの痛切な御意見を承るので、私非常に遺憾に思ふのであります。殊に私ま自由党の総務の末席を汚しているのであります

が、今記録を持ちませんから何日であつたかちよと記憶がございせんせんが、今のこの給与並びに身分の調整については、あなたは一人の事務官を連れられて總務会に陳情に見えまして、そのとき私もあなたの傍におつてあなたの陳情を聞いて、要するにこの問題はなか／＼面倒な問題だと思つて、どうか十分な措置を講じなければならぬ、かように思つておつたのであります。さような事実があるにもかかわらず、あなたはこの問題に對して何も我我におつしやつて頂けないということ、私は非常に遺憾に思ふ。併し私はあなたに除外されたことに對しては私の不徳のいたすことで、これは何とも仕方ございせんが、併しあなたがいわゆるこの自治警の連合会の会長として、なお又首都警察の警視總監として重要なポストにおられるあなたが、一片愛國の至情がございまして、何故これらの点について私どもに陳情をなすという御勇氣がなかつたか、閣議で決定したのはいたし方ないと思うというやうな、何故そんな卑怯な態度を取つて、今になつてこういうことを言われるか。私はあなたの心情に對して甚だ遺憾に思ふのであります。あえてこれに對してはあなたから答弁を伺う必要はない。御答弁の必要はないけれども、この満座の中において、尽すべき手段を尽さないでおつて、そうして國警のほうから何らの相談にもあずからなかつたということの一方的批判をなさることに對しては、非常に遺憾に思ひます。本當にこの警察制度が今の警察制度に變更されるならば、我々祖國をして再び警察國家に戻す、前途を誤るのだというやうな愛國の至情があ

つたならば、我々の所に訴えて来るのが私は當然あなたの立場からなるべきだと思ひます。然るにもかかわらず何もなさらないで、こういう御意見を發表なさることに對しては私は非常に遺憾に思ふのであります。あえて答弁を頂かないでもよろございしますが、これだけあなたに申上げておきます。それからもう一つ……(質問)やない「参考人」や証人にそういうことは許されないぞ「国会法違反だ」と呼ぶ者あり。

○委員長(内村清次君) 静肅に願ひます。

○堀末治君 それからも一つ、給与の問題につきまして事務的の折衝をして、こういうことでございまして、そのときもあなたさんは我々の總務会にいらつしやいました。いゝとお話なさいます。そのときも実は何もこの制度がまずいということを一言もおつしやらないでしまつたことを私は遺憾に思ひます。そうして給与の問題についてお話があつたのであります。が、私はこの給与の点については小林さんに一言お尋ね申上げたのであります。が、実はいゝ政府が考えたのは今の地方財政が如何に赤字で苦しんでいるか、その要するに主たる原因はいろいろございまして、けれども、警察制度の今の自治警のためになか／＼経費が嵩む。同時に又学校方面において要するに自治体が非常な負担になつてゐるというところは、恐らくあなた様も御承知だと私は思ふのであります。なぜ然らば警察制度のために赤字になつてゐるかと申しますと、失礼ながら非常に他のものとの給与が高い。これは警察官として給与の高いことに

對しては私は決して反対はいたしません。併し他の給与と余りにバランスがとれないで高いということに對しては、要するに私は甚だ賛成できないが、非常にこの高いということに對してあなたさんがたがどう考へておられますか。その点だけあなたのお考えを一言聞かせて頂きたいと思ひます。

○参考人(田中榮一君) 只今大変お叱りを受けましたけれども、私は堀先生に直接お会いして今回の改正法につきましてお話をしたことは或いはなかつたかも知れません。先生以外のほかのかたにも私は直接お目にかかつてお願いしたことはございせん。私どもの申上げるのは、個人でなくして党本部に對して数回出まして御説明申し上げております。

それからこの給与の面につきましても、丁度先生もいらつしたと思ひますが、私とそれから小野人事部長が参りまして、警視庁のこと、それからそのほかのことにつきまして詳しく数字を全總務のかたに差上げまして、一時間に亘りまして御説明いたしました。それから更に今回の警察制度は我々我々としては賛成しがたいということも總務会の席上皆さんもいらつしやいましたからお聞きとり願つたと思ひます。御説明を申上げました。それから更に過去六カ年間にございまして、いつも警察制度の改正につきましては、参議院の地方行政委員会に我々が出まして、毎回皆様がたに御説明申上げております。そうしてその説明の本旨は六年前も今もちつと變つておりません。同じことを申上げておるのでございませう。従つてこの点につきまして、私が

先生にお目にかかつて直接お願いしなかつたことはあつたかも知れませんが存じますが、党本部に對しては、党本部の幹部のかた、そのほかあらゆる方面に、私が行かない場合におきましては他の公安委員のかた／＼並びに自警の警察長のかた／＼が全部お伺ひしなして、いろいろとお願ひしておるはずでございませう。その点だけ一つ誤解のないやうにお願ひしたいと思ひます。

○委員長(内村清次君) 堀委員に委員長として御注意申上げます。これは本日この重大なこの警察法の審査に當りまして、わざ／＼他の時間の間を削いで、そうしてこの会を開いておられますのに、遠路からたくさん参考人のかたがたも公務を……して来ておられるのです。だからしてこのやうな重大なときに對しまして、参考人のかた／＼の陳述に對してはこれは質疑の形では當然委員のおかた／＼として、そうして質疑をされるのが當然でございませうけれども、ここで面罵めいたやうな、いわゆる院の品位にかかわるやうな御発言をなさることは、私は委員長といたしましてどうしても承服できない。この点に對しましては御注意申し上げます。

○堀末治君 丁承いたしました。

○参考人(小林正基君) 只今の御質問にお答えします。どうも私も非常に遺憾に考へますことは、何か警察を持つておるために財布が非常に赤字になるというやうなことで、厄介者扱いされておるやうなふうに見られることは非常に残念に思ふのでございませう。市町村から國へ参りまして、これは給与がございませう以上相当数のものは維持しなければならぬ。先ほど私が申

上げました通り統一いたしませんでも、市の財政と脱み合わせて、又国の方針に従ひまして緊縮の方針をとつて、なおかつ能率を下げないような方向に努力をしておるといふ現実を御調査頂ければ、そういう点について御理解が頂けると思つております。で、實際その大都市において非常に給与のかかるというところは、ひとり警察だけの問題ではないわけでございます。警察も他の市役所の一般職員も同様な扱いを受けて今日に至つておるのであります、この問題がひとり警察のみの問題として採上げられるということになりますれば、これは由々しき問題でございまして、もつと大きく政府の立場において市町村、いわゆる地方公務員の給与を如何に全体の国の財政から緊縮方針或いは基準を以て定めて行くかというような根本的な問題において解決をお願いいたしませんと、警察だけ、我々も申し上げれば自分で自治体警察に入つたわけじゃないのであります。国会でおきめになりました、今度は自治体警察を置く、お前はそつちに行けということに配置を受けて市役所と同じような給与にしてやろうというので、どん／＼俸給を上げて頂いたわけでありまして。(笑聲)ところが今お前ももういすぎたおつと、だから取るぞと、これは法律のあらゆる制定の場合においても断得権というものはできるだけ支障のない限り尊重するといふのが法の精神でございます。(「そうだ」と呼ぶ者あり)こういう面から申し上げても、この点はひとりお前のほうは余計もらつておつたんじゃないかというやうなことなしに、円満に人事管理上も推移がうまく行くやうにということ

とを考へなから、お互いに不平のないやうな基準というものを特に考へ頂くことが大切じゃないかと思ひます。○秋山長造君 先ほど私の警視總監に対する質問に関連して、若木委員がこの席で今日の治安状況を説明するこゝとは適當でないということについて、又別な機会を作つて頂きたいという委員長への希望がありました、私も全く同じ希望を持っておりますので、この点は警察法の審議に関連して最も重大なポイントになる点でございますから、委員長においては是非然るべくお取計らいをお願いいたします。それから宮崎参考人にお尋ねをいたしますが、先ほどのあなたの御陳述の中に、昨年末講習生が帰つて、警察大学の講習生が帰つて来てからの報告の中に、非常に疑問を感じた点があつたので、それは大変なことだと思つて抑えたというやうなお言葉があります。又更に如何に国家的な治安の立場からとはいへ、こういうことを今日の警察で教へたりやつたりするということ、は、誠に困つたことであると思つて、黙つておつたというやうな重大な含みを持つた御発言があつたわけですから、この機会にその困つたことだといふ内容はどういふことなんだ。又あなたの部下の職員が警察大学において講習を受けて来たその内容はどういふことなんだ。その点について御陳述を願ひたい。

○参考人(宮崎四郎君) 昨年の、先ほど申しましたときに、昨年の暮と申しておればそれは誤りであります、昨年の春であつたのであります。東京のほうから特別の講習をするからということ御通知がありまして、私のほうにも受講生を派遣したらどうかということでもまあ派遣したわけでありまして、帰つて来た者の報告を聞きますと、どうも私の考へているところとや違つてゐるやうであります。率直に申上げますと、どうも警察法第一条の關係で工合が悪いんじゃないかというやうな気がしたのであります。これは私自分で行つたわけではないので、私の部下が東京に参りまして、受けました講習について概要の報告を受けて、まあさうに感じたわけでありまして。私決して申上げることが拒否するということには考へておりませんが、直接それをやられたかたなり、或いは受けられたかたもあるやうであります。私の口からよりも、先ずそのかたからお聞き下さつたほうがいいのじゃないか。私も決して全然言わんとするやうな頑張つてゐるつもりではありませんが、まあ事の筋が私は聞いてゐることなんです。一つ先ずさういふ責任者のかたからよくお調べと申しますか、お聞きをお願いしたらどうかと、かように感じます。

○秋山長造君 先ほどの村松参考人の御陳述の中に、警察大学で五週間乃至六週間に亘りまして、日共の戦略戦術の講習を受けた。そしてそれに關連して、技術訓練を一週間ばかり受けた。その内容は尾行、張込み、写真撮影、封筒の開け方、鍵の開け方というやうなものを訓練を受けた、こういうこれは経験者の御陳述があつた。で、あなたが今おつしやつてゐる非常に重大な問題で、警察法第一条に抵触する内容だとおつしやるのは、今村松参考人がおつしやつたやうなことに符合するのであるかどうか。その点御答弁を願ひたい。

○参考人(宮崎四郎君) 一部符合するやうには思つてゐるやうな感じが、もう少しお聞きになつたほうがいいかと思ひます。(「はつきり言へ」といふ者あり)○加瀬完君 宮崎さんは先ほど、私が聞いて知つてゐるやうなことがあつては困るからというやうなお話をなさつた。あなたが聞いて知つてゐるやうなことが、あなたが一休どういふことなのか。それを秋山委員は今伺いた、それを伺わないと、仮に村松さんのおつしやるやうなことがどういふことなのか、更に細かい説明があるやうな、あなたのお聞きになつたこと、或いは講習生から報告を受けたこと、その全貌といふものがわかりませんと、比べ合せることができない。是非これはおつしやつて頂きたい。(「言つたらいいじゃないか」と呼ぶ者あり)○参考人(宮崎四郎君) 私具體的に事実については報告を受けておりますが、聞いてゐるだけでありまして、それを私が解釈いたしました、これはどうも憲法違反の疑いがありはしないか、或いは警察法第一条に違反してゐるはせんか、さういふやうなことを考へたのであります。

○秋山長造君 あなたは参考人として見えてゐるのですから、さういふ抽象的なことを我々はこゝであなたから幾ら聞いて見ても何にも意味はない。そこでさういふそんなことをおつしやるに、もう少し具體的にあなたが部下から聞いた事実といふのはどういふ内容のことなのか、どういふ事実なのか、そのことを具體的におつしやつて頂きたい。言えない理由はなと思ひます。言つて下さい。

○参考人(宮崎四郎君) 私がさういふことを申上げないでも、まだここにさういふことをはつきり言えるおかたがおられるはずであります。先ずさういふところから聞いて頂きたいと思ひます。私はこのことは極めて重大な問題であると思ひます。一つ先ずさういふところからお聞き下さい。(笑聲)○松澤兼人君 宮崎名古屋市警察本部長が発言を躊躇されてゐるということ、あの村松君のほう、實際に受講されたほうから先に聞いて、その後宮崎君が発言したいということであるか、或いは発言するこの場所が適當でない、公開の席上では言にくいといふことであるか、或いは又他の国警關係とか、自警關係とかいつたやうな關係で発言しにくいと言われるのか、順序のことであるならば、私も先村松君の話を聞いて、それからあとで聞いてもよろしい。併しこの場所が適當でないというならば、場所は又変えるか、或いは形を変えるかすることが必要であると思ひます、或いは國警關係と自警關係との間の關係が工合が悪いといふのであるならば、これは又別途に考慮しなさいやしません。その点を明らかにして頂きたいということでは、もう一つはあなたの部下が報告……、受講された場合においてはやはりそれぞれ成規の手續をとつて、どういふ科目についてどういふ内容の講義があつた、これを完全に欠席しない受講して来たという公式の報告があるはずであります。恐らく先ほど宮崎君がおつしやつたことは、単に口頭でさういふ

は、先ず宮崎参考人からの意見を聴取する、そのちに吉田総理に対する総

括質問をやる、その中に宮崎参考人及び村松参考人に対して各委員から質疑を約一時間程度する、こういうことに決定をいたしましたから、御承認願いたいと思います。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(内村清次君) 御異議ないと認めます。

それでは秘密会に入ります。議員以外のかたはどうか退席して下さい。

午後七時四十八分秘密会に移る

○委員長(内村清次君) それでは参考人宮崎四郎君。

○参考人(宮崎四郎君) 非常に我が儘を申し上げまして申し訳ないと思っておりますが、私の問題は警察法審議にも非常に重要な関係がある。又現行警察法の下でも非常に重要な問題だとかように考えますので、是非お聞取りを願いたいと思っております。そうであるが、先ほどのように質問をかけられまして、余り外部に聞かれると警察のために私よくないことだと思ふのであります。そういう意味で、是非一つ秘密会にというようにお願いをしたのであります。そんなにしなければならぬことならば言わなくて済むらしいじやないかというようにお考えもあるかと思いますが、私はこれはいつまでたつても、何というか、黙つておることはできない問題である。而もこれは誰かから聞かれても言えるという問題でもありませんので、今日まで私はこの問題を極く限られたかたにだけ申し上げたのであります。国家公安委員会に申し上げたり、これは決して事細かに申し上げたわけではないので、戦前の特高も三舎を避くるようなことを

やつておられるので、法案の取扱いを御慎重にお願いをしたいということを申し上げたのであります。又閣僚の一、二にも会つてお願いをいたしました、こういうことがあると、非常に大変なことだともあつたとして考えるから、一つ是非御善処をお願いしたいということをお願いしたのであります。野党のほうにはどうかと思ひますので、私は自由党の最前部にお会いをいたしました、実はかような現行法下で許されないような事態が起つておる、そういうことを企画したかたが、この年度の法案を立案されておるようだが、まあこれは大変なことだと思ふので、一つ法案の取扱いなり今後の考え方については十分御慎重にお願いをしたい、ということをお願いして、まあ警察がよくないためにということをお願いをして見たのであります。今日までその成果が現われるものであらうと実は期待をしておつたのであります。不幸にして国警当局においても余り本意になつて考へておられませんかやうであります。又与党の自由党においても、恐らく私のお話を聞かれたかたは相当お考えを願つたかと思ふのであります。何れも余り口外のできないことであるため、この大勢を制するに至らなかつたのではないか、かように考えるのであります。政府の閣僚におかれまして、私は同様な地位にあられて、やはり非常に苦慮はせられながら、實際はそれを如何ともしがたかつたというやうな事情ではないかと思ふのであります。この点を一つあらかじめお話を申し上げたいと思ふのであります。

それから、まあこういう事情でありますので、実はどこかに訴えて早く現状を直したいというやうに考えるわけでありまして、事が余りに重大であり、私は決して国警の悪口を言うつもりはありません。泥試合をしようとも思つておりません。併し、これを私がどこかで口外いたしますならば、それは必ず国警を毒するだけでなく、その癆ね返りは必ず市警にも来る。そうすると、結果的に考へてみますと、これは日本警察全体の不信を買う元になると、この私判断するのであります。大まかには日本の警察が日本の国民から不信を買うというやうなことが起りますならば、これは私は大変なことだと思ふのであります。それが実は治安維持に一番痛になることである。警察と民衆の間に隔離される幕があるというやうなことになるは大変だと思ふのであります。私特に秘密会をお願いする次第であります。さういふ状況で、若し口外をいたしますれば、そういう民心を警察から離すという一つのやうなことも警察にとつては言うことのできないやうな大きな影響を与える一面、又国警と自治警の間に今度の法案が若し成立しまして、そうして統一さしても、これ又おかしい空気ができるというやうにも考へますので、心配はしながらも実はそれを触れ廻るということではできないと、かように考へておつたのであります。幸いに私、その問題がどこからあつたところに出たのか私には想像がつかないのであります。とにかく問題になつて、本日ここに呼び出されましたので、参議院の良識に訴へまして、一つこの問題をよく考へ願ひまして、法案の是非もさることながら、警察をよくするということ

味で一つ十分お聞取りをお願いしたいと思いますのであります。

先ほど国警からおいでになつております村松さんのお話になりましたやうに、特別の警備係の講習を警察大学でやつておられるやうであります。期間は一週につき五十日のやうであります。そのやうでありますというのを附加するのには聞いておるからであります。訓育、法学、警備情報概論、情報活動の要領、史料、実地訓練、総合実習、検討会、こういうやうな科目に分れてやつておられるやうであります。訓育、法学は問題はありません。又警備情報概論につきましても、大体そのとき警備情報をお話になるのだらうと思ふのであります。そういう点は私問題でないと思ふのであります。情報活動の要領と申しますところで、情報活動の目的或いは心構え、手段、方法というやうな点にやや心配になる点があるのではありません。警備情報官の立場を捨てて警備情報マンの立場になつて仕事をやるのだというやうに報告を受けております。このことはどうも私服警察官が私服警察官として情報をとるという立場とは大分違つたやうな気がするのではありません。ここが心配になる一つの点であります。権力をバックにするな、原則は身分、目的偽装である、結局まあ秘密警察になるというところであります。警察目的のために非合法テクニックはこういうやうになつてゐるから、それに対応して警察もあらゆる手段というわけにも行きますまいが、できるだけ有効な手段をとらなければいかんというお話になつて来るかと思ふのであります。

そういう心構えで以てどういう手段方法をとるか申しますと、新聞に出ましたやうな点も確かにあるのであります。私が先ほど憲法違反の疑いがあるはしないかということを申し上げたのは住居侵入であります。犯罪の捜査又は情報収集のために人の家に入り込む、こういうことであります。習つた生徒の報告によりまして、相手の留守を見つけて見張り二人以上を以て見張らして置いて、家屋内或いは事務所等に入り込んで文書を盗み取る、それは文書と書いてありますが、証憑品の場合も或いはあるかも知れませんが、私直接そういう点は聞いておりません。ただ文書を盗み取る問題があります。まだほかにたくさんいろいろの方法がありますが、私法上疑義があるという点を申し上げたいのであります。施錠のしてある家屋に侵入する場合、或いは施錠を開けるときの方法、こういうことも教えられるやうであります。それから先ほど村松さんのお申しになりました封のしてある書類の中身を抜き取るために糊を溶かして開き、又元に戻すというやうなこと、これらが一番心配になるのであります。その他の盗み聞きをするとかいうやうな点もありませんが、もう一つ相手の所持する鞆の中から文書を盗み取る、或いは家屋に侵入して文書を盗み取るというやうなことが教へてあるやうであります。どの先生がこういうことを教へたかと言つて聞きますと、講師として出ておられる先生が、殆んど漏れなくこのことを指導をされたやうであります。時間には先ほど申しましたやうなことで、五十日の中に警備訓育、法学、警備情

に來にしないか。殊に共產黨に對してだけの様に言われておりますが、共產黨そのものが実は非合法化されておりません。何とかして非合法化してその方法をどうするかというような、これは国のもう一つの政治の問題として大きく共產黨と對決する態度をきめ、方法をきめて頂くことのほうが先であつて、そういうことがきまらない先に或る權力のある人がその人の考えでこのくらは輿論が支持するのではないかというようなことで、違法を指導されるならば、これはともないことだと思ふのであります。口先で共產黨にだけ限定するようにどんなに言つておりましても、それがやがて普通の人に及んで來ますことは、吉田總理大臣が戦争の末期には何らかの罪名に問われて拘引をせられるというような狀況が起つたのであります。共產黨に向うがごとくして言われておりますが、實際はいつどの人のところに来るかかわらないということを考えなければならぬと思ふのであります。

それから新聞を見ておりまして感じましたことでありますが、信書を侵すということについて、協力者が出した信書を見るように言つておられるのであります。協力者が出したものでなくて、協力者が出さないでも信書を手に入れることまで教えておられるようであります。非常な問題ををはらむと考えております。又信書についても郵便類には一切触れないような御説明がついておるようであります。が、實際は出た者に聞いてみますと、必ずしもそうではないように思ふのであります。これは若しお確かめをしなければならぬいうことでありますならば、私のほうの

講習を受けておる者がありますから、その者について一つお取調べなり、御調査をお願いしたいと思うのであります。

それから申し落しましたが、一回の講習に大体四十人程度で、昨年中までに十三回ばかり講習が終つておるようでありました。私のほうが出るようになりましては、昨年の春からで、講習が済んだ者が四人おるはずであります。

○委員長(内村清次君) 只今宮崎参考人の陳述は終了いたしました。よつて秘密会はこれを知ることといたします。委員会の傍聴を許可することにいたします。

午後八時十六分秘密会を終る
○委員長(内村清次君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(内村清次君) 速記を始め。只今から吉田総理大臣に対する総括質問をいたします。

○若木勝蔵君 私はこの際首相に二、三質問したいと思つております。首相の外遊につきましても、国会におきましても又国民の立場から見ても、非常に注目されておるところの問題であります。先般の法務委員会におきましては、外遊の準備はしておるけれども、まだきまつておらないから目的は発表できない、こういうふうな御答弁があつたやうであります。新聞紙上、そういうふうな方面では六月四日に出発するといふやうなことも言われておるのでありますが、一体これはどういふふうになつておるのか、伺いたいと思ひます。

○國務大臣(吉田茂君) 私は外遊する準備はいたしておりますが、いつ出発するか、国会開会中でありまからして、また決定はしてありません。従つて又外遊の目的等については未だここでお話しする時期になつておりませんから、本会議で述べた以上の説明はいたしません。

○若木勝蔵君 そういたしますと、なぜ一体それがきまらないのか、この四日に立つといふやうなことも言われておる段階においてまだきまらないのであるか、いわゆる国内の事情であるか、或いは対外的な事情からきまらないのか。

○國務大臣(吉田茂君) 只今申しした通り国会開会中でもあります。従つて確定したことはお話しできません。予定についても確定はいたしません。

○若木勝蔵君 国会開催中であるからといふことできまらない、そうなりまは教育二法案、或いは警察法案、こういうふうなものもきまつたのちにおきめになるのでしょうか、この点をお伺いしたい。

○國務大臣(吉田茂君) 国会が終了しましたのちに決定をいたすつもりであります。

○若木勝蔵君 国会については、更に延長するといふやうな御意向でもありませんか、その点をお伺いしたい。

○國務大臣(吉田茂君) これは国会の情勢にもよりますことでありまして、今、国会と御相談したいと思ひます。

○若木勝蔵君 我々が今審議をいたしておるところの警察法案は二月の十七日に提案されて、参議院に送付さ

れたのは五月の十五日であります。参議院の審議はいわゆる会期の延長を含めても僅かに一週間しかないものであります。これでこの重要な法案の審議が終るかどうか、或いは審議をなし得るものかどうか、こういうことについてどうお思いになりますか。

○國務大臣(小坂善太郎君) 警察法の審議のことでありまして、担当してゐる私からお答えいたします。二月十五日に衆議院の本会議に提案せられて御指摘のごとく今日の十五日に本院に送られたわけでございますが、その間ずっと警察法の審議に當つておつたわけはございません。それは私も参議院の良識におきまして、きめられた範囲内においてできる限り御審議を頂けるものと期待してゐる次第でございます。

○若木勝蔵君 今の小坂大臣の御答弁に對しては、私は非常な不満を持つものであります。参議院の良識を以てこれは審議をされておるであらう、或いはその期間内に打上げてくれるだろう、こういうふうなお考えは、これはしばしば言われているように参議院といふものを軽視しているからではないか。これだけの重要法案と考へられておるところの法案が僅か一週間ぐらいで以て参議院において打上げられると、そういうふうなお考えを持つことがすでに私はどうかと思つてあります。首相もそういうふうにお考えになつてゐるかどうか、この点をお伺いしたい。

○國務大臣(吉田茂君) 主管大臣から御説明した通りであります。

○若木勝蔵君 お思ひになると言ふのであるからして、私はそれ以上追及し

ませんけれども、誠に我々から見れば心外に堪へないことであります。次に首相に伺ひたいのは、アメリカのいわゆる輿論、そういうふうな方面を見ましても、知事官選論であるとか、或いは教育二法案であるとか、或いはこの警察法の制定であるとか、財閥の復活であるとか、こんなふうにして吉田内閣は非常な逆コースを辿つておるのではありませんか。その傾向を非難してゐる。噂のごときいわゆる首相の外遊が親善であるとか、日本を理解させるためであるとかいふことであるならば、この点についてどういふ心構えを持つて外遊なされるのであるか、この点を伺ひたい。

○國務大臣(吉田茂君) 外遊については只今申しした通り、本会議に申した以上の説明は私ではできません。

○若木勝蔵君 私は外遊の目的は何であるかといふことについては先ほど伺つて、そうしてそれに対しては答へられないのだから、これはそれ以上追及しません。今私の伺つたのは、アメリカにおいでになつた場合に、アメリカの輿論としては逆コースを非難してゐる。そういうことに対して先ず首相はどういふ心構えでおいでになるか、その心構えを聞いておるのであります。

○國務大臣(吉田茂君) 一々外国の新聞の批評に對して私は責任を以てお答えをいたすわけには参りません。

○若木勝蔵君 責任を以てお答えにならないとしても、そういう心構えだけには必要じゃないか、向うに行つた場合に必ずこういう話はいろ／＼な首相が出来る場所においては出ると思ふ。それに対する心構えを私は伺つておるのであります。

○國務大臣(吉田茂君) 只今申しした通り、外国の新聞の批評に對して一々どういふことを返事をするとしようことは、私はこの席ではお答えいたしかねます。

○若木勝蔵君 それでは次に憲法の改正の点について伺ひたいと思つております。これは御承知の通り新憲法は、日本の封建的な国家から民主主義国家に移行するところの期間として劃期的なものであつた、そしてそれに基づいて諸制度を改革して來たのであります。ところが吉田内閣になりましてからいよいよ自衛軍の創設であるとか、或いは地方財政委員会の廃止であるとか、或いは破防法であるとか、或いはスト規制法、独占禁止法の緩和、教育二法案、警察法、こういうふうな新憲法は實質的に改正されつつあるのではないかと、私は考へる。殊に本日我々は伺つたのであります。又首相もこれは新聞紙上あたりで御存じのことだと思ふ。警察学校におけるところの特高的な訓練をしてゐる。明らかにこれは憲法に違反するところの事実であると思ふ。そういうことがあえてなされておるといふことは、再軍備に限らず、いわゆる憲法の實質的改廢じやないか、こういうふうにお考へるのではありませんか、これに對するところの御見解を伺ひたい。

○國務大臣(吉田茂君) 私は政府がなしておる今日のことは、憲法を實質的に改正するといふ考へはないし、又實質的に改正しておるとは考へておりません。

○若木勝蔵君 實質的に改正する御意思がないといひましたけれども、現実においては今申上げた通り、憲法に違反す

る疑いあるもの、或いはそれ以上のものが具体的に現れておるではありませんか。これが私の言う、いわゆる実質的に憲法が改正されつつあるものであります。この判断する基になるのであります。これに対する首相の御見解を伺いたい。

○国務大臣(吉田茂) 御判断は御自由であります。併しながら政府としてはそういう意見を異にいたしております。

○若木勝蔵君 それでは実質的に改正されてはならないというところの認識を持つておられる、それでは憲法の改正についてはどういふふうな今後お考えになるか、この点を伺いたい。

○国務大臣(吉田茂) 憲法改正についてはしばしば申します通り、基本法である憲法は軽々しく改正いたすべきものではない。従つて私は憲法を改正する今日意思はございません。

○若木勝蔵君 その憲法の改正につきましても、首相はそういうふうな答弁されましますけれども、現にあなたの党であるところの自由党では、憲法改正調査会というふうなものを作られておるはずである。そういう調査会等におけるところのいろいろの構想とか、或いはいろいろの見解とか、そういうものがあるのだらうと思う。首相はそれを御存じであるか。それを伺いたい。

○国務大臣(吉田茂) 憲法委員会においてどういふ議論をなされておるか、私にはまだ報告はありませんが、併し憲法委員会を設けた趣意は、国の憲法を如何に運用せられるか、又運用せらるべきかというふうなことを、或いは憲法に關しての一切のことを研究いたすことが政党としていたすべきものである。あえて憲法改正ばかりではないのであります。その目的を以て憲法委員会が作られておるわけでありまして、報告についてはまだ受取つておりません。

○若木勝蔵君 その憲法の改正の構想としては、私が先ほどいろいろの点を挙げましたが、こういう点について当然触れることになるであらうまいでしょうか、或いはどうであらうまいでしょうか。その点の見通しを伺いたい。

○国務大臣(吉田茂) 憲法委員会においては、自由討議をいたしておるのであります。如何なることが問題になつておられますか、又将来問題になるかという点については、私は直接関係したてておりません。自由党の憲法委員会に携つておる人にお聞きを願います。

○若木勝蔵君 その内容とか構想とかいうようなことについては、今明言できないうと、併しながらおおよそ首相の立場から見まして、いつ頃か一体改正の時期になるかというところのお見通しを、私は私はあるのだらうと思う。その点についてどうですか。

○国務大臣(吉田茂) 改正するといふことは考へておりませんから、従つて将来の見通しに対しては私は持つておりません。

○若木勝蔵君 誠にこれは心外な御答弁であると思つております。これだけの、一体各方面におけるところの憲法に違反するところの疑いがあつたり、或いは再軍備にしてもそうでありまして、そういう事態が起つておるのに、なお今以て改正するところの意思がないから、そういうことは答へられないというの、甚だ以て私は心外に堪へない。併しこれ以上私はこの問題を追及いたしません。

○若木勝蔵君 誠にこれは心外な御答弁であると思つております。これだけの、一体各方面におけるところの憲法に違反するところの疑いがあつたり、或いは再軍備にしてもそうでありまして、そういう事態が起つておるのに、なお今以て改正するところの意思がないから、そういうことは答へられないというの、甚だ以て私は心外に堪へない。併しこれ以上私はこの問題を追及いたしません。

○若木勝蔵君 誠にこれは心外な御答弁であると思つております。これだけの、一体各方面におけるところの憲法に違反するところの疑いがあつたり、或いは再軍備にしてもそうでありまして、そういう事態が起つておるのに、なお今以て改正するところの意思がないから、そういうことは答へられないというの、甚だ以て私は心外に堪へない。併しこれ以上私はこの問題を追及いたしません。

○若木勝蔵君 誠にこれは心外な御答弁であると思つております。これだけの、一体各方面におけるところの憲法に違反するところの疑いがあつたり、或いは再軍備にしてもそうでありまして、そういう事態が起つておるのに、なお今以て改正するところの意思がないから、そういうことは答へられないというの、甚だ以て私は心外に堪へない。併しこれ以上私はこの問題を追及いたしません。

○若木勝蔵君 誠にこれは心外な御答弁であると思つております。これだけの、一体各方面におけるところの憲法に違反するところの疑いがあつたり、或いは再軍備にしてもそうでありまして、そういう事態が起つておるのに、なお今以て改正するところの意思がないから、そういうことは答へられないというの、甚だ以て私は心外に堪へない。併しこれ以上私はこの問題を追及いたしません。

○若木勝蔵君 誠にこれは心外な御答弁であると思つております。これだけの、一体各方面におけるところの憲法に違反するところの疑いがあつたり、或いは再軍備にしてもそうでありまして、そういう事態が起つておるのに、なお今以て改正するところの意思がないから、そういうことは答へられないというの、甚だ以て私は心外に堪へない。併しこれ以上私はこの問題を追及いたしません。

次にもう一点伺いたいのは、今度のこの国会におきましては、汚職問題にからんで、いわゆる検察庁に対するところの指揮権の濫用、こういう問題が起つた。従つて衆議院では不信任案が提出された。又参議院では警告決議案が出た。輿論も又吉田内閣に対してはもはや退陣を要求してゐる。先般の朝日新聞の輿論調査を見ましても、二十四年に一七%の支持しないというような結果が、今回は四八%に上昇してゐる。これは吉田内閣の道義的責任を無視してゐるその点を考えれば、社会におけるところの道義的責任の要因をそれが作つておるものであることを恐れる愛国の至情から発したものであると思つておられますか、この点はどうお考えになつておられますか。

○国務大臣(吉田茂) 指揮権発動については、本会議等において政府の所信を閣議したてております。その所信に従つて指揮権を発動したしたのであります。それに對する批判は御自由であります。而して、果して政府のやり方が悪いといふことであれば、国民が選挙その他において、その国民の信念を表現せられるものと考へます。

○若木勝蔵君 私は法律に従つてそれは発動したといふことを聞いております。併しあれだけの問題を起し、又衆議院においても参議院においても、いわゆる吉田内閣の道義的責任を追及してゐる。これは社会を誘導するところの一つの原因になると私は考へられます。こういう点を國民は私と同様に考へておるだらうと思つて、これがあなたの内閣を支持しないというパーセント

が上昇したところだらうと思つて、この点について伺つておるのです。

○国務大臣(吉田茂) 政府の所信は先ほど申した通りであります。國民が何と考へるか、総選挙その他において結果が出るかと考へております。

○秋山長造君 先ず第一にお尋ねいたしたいことは、政府の治安対策につきましてその根本方針をお伺いしたい。

○国務大臣(小坂善太郎) 政府の治安対策につきましては、(秋山長造君「いや、総理大臣から伺いたい」と述べ)「しばしばこの委員会において申し上げておりますように、基本的な人権を擁護する、こういう信念に基いてお

す。

○秋山長造君 只今治安対策の根本方針は基本的な人権を擁護する、こういうお話がありました。それは吉田総理の方針でもあることと思つて、ところが最近我が国に見聞きするいろいろの事件を通じて、政府の治安対策は基本的な人権の擁護を方針とするのではなく、少くとも或る一部の國民に關する限りは、基本的な人権を積極的に蹂躪しても構はないという方針の下に治安対策を立てておられるように思われ。通信の秘密を侵すとか、或いは思想調査をやる、こういう問題に対して吉田総理は如何にお考えになりますか。

○国務大臣(吉田茂) 主管大臣からお答えいたします。

○国務大臣(小坂善太郎) 基本的な人権を蹂躪しても構はないというふうな考え方を持つておるものがあるとすれば、それが一般の基本的な人権を侵すことになりましますから、そういうことのないように、法を守るといふ建前に立つ

て治安を考えております。今のお話の中にありましたような、憲法に反するといふようなことは、誠に慎しむべきことであるので、政府はそういうものに対して法を守る(秋山長造君「警察大学でやつてゐるじやないか」と述べ)といふことが政府の方針であります。

○秋山長造君 今回の警察の改革によりまして、総理大臣の手許には自衛隊十五万、又従來の國家警察七万、更に自治体警察九万、合計三十一万といふものの指揮権が集まつて参るのであります。これは恐らくアメリカにもイギリスにもないところの強大な権力でございまして、強いて例を求めれば、ヒトラー或いはスターリンのあの独裁権力にも等しいところの強大な権力でありまします。こういう強大な権力を一人の人間に集中するといふことが日本の將來のために危険とお考えにならないかどうか。

○国務大臣(吉田茂) お答えします。今私がヒトラー若しくはスターリンといふようなお話がありました。が、自衛隊或いは警察隊その他はことごとく機關を通じて行動したものであつて、私が自由に動かしてゐるのではないのであります。これが法律による機關を通じて、そして指揮権なりその他は発動したものでありますから、ヒトラー若しくはスターリンとは私は考へが違ふと思つております。

○秋山長造君 ヒトラーにしてもスターリンにしても、二十世紀の今日如何なる独裁家もやはり民主主義の粉飾の下に権力を動かしてゐることは御承知の通りであります。従ひまして、法律なり何なりといふものは一応ある。

併し終局においてその権力を動かすところの人というものはたつた一人なんです。今度の日本のいろ／＼な改革によりまして、やはり最高の、終局の責任者は吉田総理一人ということになつて来るのでありますが、そういうことをやつて行くことが、この民主主義で立つて行くという日本の方向を大きく別な方向へ向け変えることにならなにかどうか。権力を又そこまで一点に集中して行くということは、大きな腐敗と独善との温床になるとお考えにならないかどうか。

○國務大臣(吉田茂君) 私はそうは考へません。何となれば、民主主義の下にでき上つた各種の機関を通じて行動いたすのでありますから、独裁主義とか或いはヒトラー、スターリン等のやり方とは全然違ふのであつて、飽くまでも民主主義を基としてでき上つた機関を通じて行動いたすのでありますから、御意見は私において承服ができ

ない。

○秋山長造君 先般衆議院の法務委員会、或いは参議院の本会議、或いは郵政委員会、或いは本日はこの地方行政委員会におきまして、警察大学において、相手の留守の間に見張りを外につけて、そして家の中に忍び込んで文書を盗み出すとか、或いは錠がかけられてある家をかじ開けて物を取つて出ると、或いは人の持つておる銃の錠を開けて、そして気付かれないように文書を盗みとる、或いは封をしてある文書を盗みとつて来て、そうして中を開けて見て、知らん顔をして糊付けをして返すというようなことを教えられておるのである。その問題について小坂担当大臣は、本会議におきまして、それ

は飽くまで共産党の活動を探るためにのみ限られた範囲でやつておるのだ、そして又それも非合法にはやつておらないのだというような答弁がございまして、これこそ憲法によつて保障されたすべての国民に対する無差別、平等、基本的人権の尊重、人間の尊厳というこの憲法の大方針を少くとも、はつきり申上げますが、共産党員のかたがたに対してだけは政府は適用しない、そういう人たちは憲法の保護がないのだ、こういう扱い方をなさつておると受取らざるを得ないのであります。吉田総理はそういうお考えをお持ちであるかどうか、吉田総理大臣にお伺いしたい。

○國務大臣(吉田茂君) 主管大臣の答弁、即ち私の答弁と御承知を願ひます。

○秋山長造君 この問題は、先ほど若木委員の憲法改正の問題とも関連をいたしまして、憲法の一重大なこれはポイントになる問題でございまして、にもかかわらずこれに対する答弁をなさらないのは、答弁しにくい事情があるとは私は承知いたすよりしようがござい

ません。そこで、次にお尋ねいたしますが、政府は今回の警察改正によりまして、飽くまで警察の政治的中立を確保した、或いは不偏不党に運営をして行くんだということを、その第一条、二条、三条という總則のところにも繰返し謳つておられます。にもかかわらず、あの警察運営の最高の責任を持つて国家公安委員会の委員長にはあなたが任免自由自在という國務大臣が当然委員長になつて、采配を振うことになつておるのであります。こういうやり方を以

てどうして警察の政治的中立なり或いは不偏不党の建前というものが保障されるのか、その点について總理大臣の御方針をお伺いしたい。

○國務大臣(吉田茂君) 先ほど申しした通り、民主主義に基いて構成せられた機関を通じて行動をいたすのでありますから、御意見とは私の考え方は違ひます。

○秋山長造君 国家公安委員会の構成は、民主主義になつておらない。従来は、国家公安委員会は、五人の人が対等な権限と立場を持ちまして、そうして委員長は委員間の互選になつておつた。これこそ民主主義なんです。ところが、今度のはそうではなくして、五人の委員以外に、これは初めから一方的に委員長というものがきめられて、そうしてそれに總理大臣の部下であるところの國務大臣が当然そのポストに

坐ることになつておる。こういうやり方で警察の政治的中立なり不偏不党の精神というものが貫かれるものかどうか。先ほどお話になりました檢察庁法十四条の発動によつて政府は檢察権を政治的に抑えられた。今度はこの国家公安委員長たる國務大臣のポストを利用して、そうして警察をば政治的に抑えたり政治的に引ずつたりする虞れがあると考えるのであります。その点について總理の御見解をお伺いしたい。

○委員(内村清次君) 總理大臣から答へ願ひます。

○國務大臣(吉田茂君) 政府委員はそのためにおるのですから、政府委員からお答えいたします。

○國務大臣(小坂善太郎君) 国家公安委員長が國務大臣であることから中立性を侵されるということでありまして、それが、そうではないのであります。採決権を行使するに過ぎないのであります。表決権は五人の委員の奇数委員において行使されておる。而も警察の本來中立性を保つべき職能からいまして、そのような御心配の懸念はないと考えております。

○委員(内村清次君) 總理に対する時間が非常に少ないのですから、成るべく一つ總理大臣から答弁をお願いいたします。(異議なし「議長」)と呼ぶ者あり。

○秋山長造君 總理大臣は、従来しばしば公の席上におきまして、知事官選論を唱へて来られました。又先般も衆議院、参議院の内閣委員会におきまして、同じように知事官選を唱へられて、今日民選知事というものを近い将来に官選知事に持つて行くという強い御方針のようでありまして、その点について總理の御方針をお伺いしたい。

○國務大臣(吉田茂君) 只今申した通り、政府として、又私としてもまだ決定はいたしておりません。私見をいたしては、官選がよいと思ひます。

○秋山長造君 そういふお考えの下に立案された今回の警察法における府県警察というものは、政府は自治体警察であると強弁しておられますけれども、近い将来に当然そのまま国家警察に一本にすぐ切換へ得るような建前になつておると思ひます。その点如何ですか。

○國務大臣(小坂善太郎君) 主管大臣からお答えいたします。(總理大臣、總理大臣と呼ぶ者あり)

○委員(内村清次君) 発言は許して

○秋山長造君 總理大臣にお伺いします。が、總理大臣は新聞の伝えるところによりまして、来月の四日の外遊に當つて、羽二重だとか或いは釣竿だとか、白足袋だとかいろ／＼なお土産をど

つさり持つて出発なさるということが新聞に大きく書いてあつた。でそういう問題はともかくといたしまして、これだけの僅かな期間に防衛法案であるとか、警察法案であるとか、こういう重大な法案をろく／＼慎重審議の余裕も与えないで、無理やりに押通そうとなさつておるのでありますが、この警察法なり或いは防衛関係法というものはアメリカへ出発なさる場合の重要なこれはお土産になる法案でありますか、どうでありますか。

○國務大臣(吉田茂君) 別段お土産になる法案と考えておりません。(「おります」と呼ぶ者あり、笑聲)

○秋山長造君 そこでもう一度お尋ねをいたしますが、(馬鹿らしくして答弁できないのだよ)と呼ぶあり、その他発言する者多し)

○委員長(内村清次君) 静粛に願います。

○秋山長造君 吉田総理は政府の治安の根本対策として、一人の無事を牢獄に投ずるよりも、三人の泥棒を逃したほうがまだましであるという昔からの金言がございます。その金言についてあなたはその通りが日本の国家がとるべき治安の根本方針であるとお考えにならないかどうか。いや総理にお尋ねいたします。

○國務大臣(吉田茂君) 主幹大臣からお答えをいたします。

○國務大臣(小坂善太郎君) 法をまげる者があればこれを制裁する。併し制裁する方法も将来法を守らしむるような方法で指導したいというものが私どもの考えであります。

○秋山長造君 もう一度総理にお伺いたしますが、小坂担当大臣のお言葉

によりますと、繰返し／＼政府の治安の根本方針は基本的人権を守ることだということを経返しておられる。ところが実際に警察がやつておられるところの行動というものは、この基本的人権を守るといふ根本方針としば／＼食い違つておられるところの行動をとつておられるように思ふのでありますが、その点について総理は憲法を飽くまで守るという御信念を持つておられるのかどうか。

○國務大臣(吉田茂君) 憲法は飽くまでもこれは守る信念で参つております。

○松澤兼人君 先ほど総理の外遊の問題につきましては、若木君から質問がありまして、本会議で答弁した以上には答へられないというお話でありました。私は御点を交えまして、政府が重要法案と考えているいろ／＼の法律案を提案いたしました。これは政府といたしましては、いわゆる重要法案というものは会期中に上げたいという御意思があるものと了解いたします。併し会期はもうすでに迫つていまして、併し時がきまつていなければ、重要法案にいつても慎重審議することができないという状態に追込まれるわけである。

従つて現在の状態におきましては、まだ参議院におきまして、防衛二法案なり或いは警察法案なりというものは審議の始まつたばかりであります。逐条審議に至るまで相当の日時がかかると思ふのであります。会期延長につきましては吉田総理は何か考えていらつしやるか、重要法案を審議させるために更に会期を延長するようなことを御希望になつていらつしやるか、

或いは外遊の期日がほぼ確定しているからこれ以上に会期を延長することはできないとお考えでございますか、この点を一つ。

○國務大臣(吉田茂君) 私は外遊の希望は持つておりますが、期日については先に申した通り未だ確定いたしておりません。又各種の重要法案が会期中に参議院において議せられることを希望いたしております。従つて未だ会期延長等については政府としては考えておりません。

○松澤兼人君 会期の問題につきましては、これは勿論重要法案を審議する側にある国会の意思によつて決定されるべきものと考えます。政府がどんなに希望されましても、必ずしもその通りに会期が延長されるかどうかかわかりませんが、併し問題は我々が重要法案に対して慎重審議をしようとするればどうしても日が足りないというところから起つて来るわけでありまして、併し総理が外遊するという日時がきまつていなければ、それ以上は延ばすことができないという一つのめどがあるわけでありまして、私が質問申し上げたいことは、こういう重要法案がまだ十分審議されないままに、或る政党の力によつて非常に横行されて法律案が通過するという場合、我々といひましたは、国民に對し新しい法律を作つたという責任を負わなければならぬわけでありまして、現在の段階として、防衛二法案にいたしましても、警察法案にいたしましても、十分に審議されているという段階になつていないのであります。そこで会期の延長の問題につきましては、これはまだ吉田総理として確たる考えを持つておいでになりませんが、

私たちがただ心配することは、会期のことが非常に外遊等の関係によりまして差迫つていふことになれば、我々国会議員としての十分の職責を尽すことができないので、この点を明らかにして頂きたいと思ふのであります。総理の外遊の日時は発表できないといたしましても、会期の延長ができるそこには何らかのゆとりがあるのかどうか、もう一度お伺いしたいと存じます。

○國務大臣(吉田茂君) 只今申した通り、私の外遊出発の期日等については全然確定いたしておりません。一に国会の終了後において考えるつもりであります。そこで政府としては重要法案その他が会期中において参議院で議せられることを期待いたし、ただその議せられることを希望いたしております。

○松澤兼人君 そこで、重要法案であります。政府は法案を提出される場合におきましては、一々レッテルを貼つて、これが重要法案であるというのを特に国会側に申入をしていられるわけではない。従つて何が重要法案であるかというところは国会自身が定める問題であらうと思ふますが、現在問題となつております警察法案は政府にとつて非常に重大な重要法案であるとお考えでございますか。

○國務大臣(吉田茂君) 政府として提出いたした法案はことごとく重要法案なりと考えておるのであります。これに對して差別を付けて、これは重要である、これは重要でないなどというような差別は付けておる考えはないのであります。これに對する御審議は国会自身がせられることと思ひます。

○松澤兼人君 一つの例をとつて申上げますと、政府が提案されております香修織維税の問題にいたしましても、總理大臣が總裁でありますところの自由党自身がこれを審議未了にするということを考えている。この問題も恐らくは政府にとりましては重要法案の一つであるといふことは疑いを入れない。ところがこの法律の審議未了を策している人がある。それが自由党の黨員であるといふことはこれは実に驚き入つた話であります。政府の提案いたしましたすべての法律案がことごとく重要法案であるといふならば、なぜ總理は政府の立場から香修織維税に對してこれを促進する努力をなさらないのか、この点は如何ですか。

○國務大臣(吉田茂君) 各法案とも議せられ、若しくは通過いたすことを政府としては極力努力いたしておるのであります。これに對して或いは議せず、或いは流したというものはこれは国会自身において選択せらるべき問題であつて、政府としてはことごとく重要法案として議院において議せられることを切望いたしておるのであります。

○松澤兼人君 政府の見解によりますと、警察権というものは統治権である。国の統治権であるといふことを言われていふのであります。新しい憲法の下におきまして国の統治権といふことはどういう意味を持つものでございませうか。

○國務大臣(吉田茂君) 主幹大臣からお答えいたします。

○國務大臣(小坂善太郎君) 国が有ります以上、国土があり、国民があり、統治権があるということになつて

おります。統治権の主体が誰であるかというところが問題であります。主権法におきましては、国民が統治権の主体であるというのであります。

○松澤兼人君 私は新しい憲法の下におきましては、旧憲法のごとき統治権という考え方は当らないのではないかと考へております。これを仮に行政権と言へば別であります。統治権というのはやはり天皇の下における統治権、或いは統治の大権という觀念にはかならないのであります。政府が不用意に統治権と言われることは如何にもその言葉が權威的に我々に対して与える意味を持つておりますけれども、我々はこれを統治権とは考へません。そういう考へ方は新憲法の下におけるやはり依然として旧憲法的な觀念が横行してゐると私は考へなければならぬのであります。吉田総理は如何でございませうか。

○國務大臣(吉田茂君) 主管大臣からお答えいたします。

○國務大臣(小坂善太郎君) 統治権という言葉は憲法学者、公法学者におきまして、我々或いは山上教授等が使つておられるのでございまして、統治権の主体が天皇であられるということとは旧憲法下でありまして、民主憲法下におきましては統治権の主体は国民である、こういうことであります。

○松澤兼人君 そこで警察権の本来の姿を国の統治権であるという考へ方で政府はおるのではありませんが、私は警察作用というものは国の統治権、仮にそういういふ、統治権に属するもの以外に警察作用というものは考へられると思ふのであります。警察作用というものが

のがすべて統治権でありますかどうか。

○國務大臣(吉田茂君) 主管大臣からお答えいたします。

○國務大臣(小坂善太郎君) 統治権に基く作用、こう申しておるのであります。統治権即ち警察権というのじやないのです。警察権というものは統治権に基く作用でありまして、国と地方の両者の利害に關係を持つてであります。その権能を國と地方公共団体との間に如何に配分するかは国の行政上の責任、地方自治の本旨というものを總合的に勘案すべきものと考へております。

○松澤兼人君 折角総理大臣に出席して頂いたのでありますから、成るべく総理大臣に質問をし、総理大臣にお答え願ひたいと思ひます。今回の警察法の改正によりまして、國務大臣を以て國家公安委員長にすることでありまして、警察法の中におきましては警察というものは不偏不党、中正公正でなければならぬということを言つておるのであります。國務大臣は政党に属することは明らかであります。従つて國務大臣であるところの國家公安委員長という人の考へ方によつて著しく警察作用というものが政党的な色彩を帯びるという心配があるのであります。大ざつぱなところでよろしいのですが、総理大臣として如何お考へでございませうか。

○國務大臣(吉田茂君) 大ざつぱにお答えをしますが、いわゆる國家公安委員長の意味は表決権若しくは議決権というふうなものではないのであります。その委員会の結果について委員長が裁断する場合はあります。但し、

くまでも民主主義でやつて行きたいと考へております。

○松澤兼人君 総理にそれ以上どうも質問するのは御遠慮申し上げます。一つお伺ひしたいことは、併つて吉田総理大臣はそこにいらつしやる齋藤國警長官を罷免なさうとしたことがあつた。このときには國家公安委員会が獨立した一つの権限を持つておりまして、總理大臣の力によつて罷免することではできなかった。そのとき以来總理大臣は國が治安の責任を持たなければならぬ、現在のような、その當時のような國家公安委員会の構成であつては總理大臣の威令も行われなければ、是非とも警察法を改正しなければならぬという考へを持つて今日まで來られたように思ふのであります。警察法の改正について、齋藤國警長官を罷免できなかったというその一つのことが原因となつておられるかどうか。

○國務大臣(吉田茂君) ここに齋藤長官もおられますから、當事の事情はおわかりでございませうが、私は今お話のようになつたことがあつたことを記憶いたしません。従つて又新警察法はこれは當局が作つたものであつて、そうしてこれが閣議において了承したものであります。私が原動力になつて作つたものでないということを考へておられます。

○松澤兼人君 吉田総理は大變國政全般に對していろいろ考へていらつしやるから、あの有名な齋藤國警長官の罷免問題については記憶はないとおつしやるのも或いは御無理でないかも知れません。併しその當時政府としては、それこそ當時の官房長官は増田甲子七君でありました。國務大臣は樋貝君で

ありました。全力を挙げて齋藤國警長官の罷免を策したのであります。ところが當時の公安委員長は辻君でありました。公安委員会としては罷免に値する何らの事故もないということを明確に述べまして、遂に政府の要望を蹴つてしまつたのであります。併しその當時の政府増田官房長官の話によれば、どうしても警察法というものは変えなければならぬ、そのときから吉田政府といたしましては、警察法の改正ということを企圖して來られたのであります。勿論直接吉田総理が命令を下して今回の警察法の改正について指示されたというところは或いはないかも知れない、併しそれは政府の責任でありまして、吉田内閣総理大臣がそれ

を御承知でなければならぬはずであります。その点は如何ですか。

○國務大臣(吉田茂君) 只今申し上げた通り、私に對して記憶がございませう。

○笹森順造君 私どもは只今この警察法をこの委員会において審議をしておるわけですが、短い時間に總理にいろいろお尋ねしたいこともあります。警察法の審議に置いてお尋ねしたいと思ひます。併しながら詳細に亘る条文等、私どもも今審議をし、質疑応答を續けて参りましたし、又今後においても總括質問なり逐條審議の機会が

ありますので、そういう点について今日は總理にお尋ねする考へはございせん。従つて、總理だけが直接御關係になる根幹的な大方針のようなものだけを伺つておきまして、今後の担当大臣といろ／＼相談する上の私どもの考

え方の基本といたしたいと思ひます。そこ、私がお尋ねしなければならぬのは、只今この統治権の問題、或いは行政権の問題等のお話もございまして、たゞ、私どもはやはり國權の最高機關であるこの國會において一たび立法的なことを、その任を遂げました上は、すべてこれは行政の面においてその職務及び権能は總理大臣の手許に移されるわけでありまして、従つて今度審議しておりますこの警察法におきましても、その提案の趣旨、或いは又この提案された法律が連署されま

することについての、その責任の側がすべて總理大臣のところに行くわけでありまして、従ひまして、私はここで尋ねをしたいと思います、この警察法というものが数年前に現警察法が制定されて今日まで至つておるのであります。が、その當時のことを私も振り返つて記憶を辿つて見ますと、これは占領當時における立法でございまして、この占領當時における立法は占領政策を遂げるために行われたものであるがために、往々にして國民の思想、感情に合はず、或いは又國情に即しないものがあつたといふので、そのことを獨立後にしつゝ國會においても申し立てましたように、總理においても行過ぎを是正しなければならぬといふようなことを考へておられましたが、やはりその意味でこの法律案は内閣から提案されたものであるかどうか、總理にお尋ねしたいと思ひます。

○國務大臣(吉田茂君) これはお話の通り占領政策の行過ぎと私も考へておるのであります。何となれば、占領當

時における事情としては、日本を以て警察国家となし、或いは又中央集権が過度に行われて、遂に軍国主義になつたというような考え方もあつたろうと思ひます。そこで成るべく政府の権力を分散させる、又警察についてもこれを国家警察、自治警察等に分けて、そして二つの制度を設けた。その結果はどうかという、或いは能率的でなかつたり、或いは又余計な必要何といひますか、経費がかかるというような面もあり、又更に進んで申せば警察を国家警察及び自治警察を設けた当時においては海陸軍というものは考えられなかつたので、従つて海陸軍に代るというような力を持たすというような考え方もあつたようであります。併しながら今日保安隊といひますか、防衛隊ですか、防衛隊も漸増するといふようなことになつておりますから、警察隊の力は漸減して、そうして保安隊、防衛隊のほうに移すという考え方をいたすべきである。即ち占領政策をいたすべきである。即ち占領政策は正の一環として政府はこの法案を提出したといふこととあります。

○笹森順造君 私どもは、占領政策の日本に望みしたところのものの中には、只今首相の述べられましたように、私も自身もやはり民族の歴史と因習に對しまして謙虚な反省をしなければならない面があつて、而も又それが行過ぎて日本の環境に合わないといふものもあつたに相違ありませんけれども、それにしても最も今まですべてを失われたものを取返したものの一つは、これは首相もやはり国会でしばしば述べられましたように民主主義の線であらうかと思ひます。この民主主義の

義の一端を私どもが確保するために、すべての法律の上にこの精神が織込まれて来た。従つて当時やはり警察国家であつたと疑われまゝする日本が、自治警察又国家警察を置きまして、そうしてこの民主主義の實を挙げるために努力して来たことは、その当時必要であつたと私どもは考えるわけでありませう。然るに今お話のごとくこの民衆に親しまれ、又よい成績を挙げて今日まで育まれて来た自治警察を國警と共にこれを廃止したしまして、一本にする。この一本にするということが更に又日本の國を最も輝かしい將來の民主主義の線と、而も又警察の責務を充實するために用いられますならば、私どもは誠にこれは結構だと思ひます。ただこの場合に、この法律を見ますと、こういう精神でどうも貫かれていないように観られますので、又陰惨なる昔のやうな警察國家を作るのではなからうかという点がありますので、この点が非常に私も懸念するわけなんです。恐らくは總理大臣もこれを懸念しておられるだらうと思ひます。そこでこの法案の中にそういうやうなものが全然ないといふことで、信頼してお出しになつていかどうか知りませんが、私も、私は国会の質疑においてそれがはつきりした場合には、深くこの修正に應ずるという態度でなければならぬと思ひます。どうお考えになりますか。お尋ねいたします。

○國務大臣(吉田茂君) 政府は飽くまでも民主主義の基盤において警察法の制定をいたしたつもりであります。若し又將來お話のやうな民主主義に反するやうな事態が起るといひますか、運用その他においてやういふ事態が起れば、政府としては喜んで改正をいたすつもりであります。

○笹森順造君 これもすでに衆議院で論議をし、修正された一点であります。これは多分總理も御存じだらうと思ひます。つまり總理大臣が任命すべきところのものを、特に国家公安委員会が任命して、總理大臣に相談をするといふやうなことに變つて参りました。この修正点は私どもは更に民主主義の原則を貫く一歩前進だといふやうに考えておりますが、衆議院の修正について、吉田總理大臣は如何なる御見解をお持ちでございますか。

○國務大臣(吉田茂君) 主管大臣が回答いたします。

○國務大臣(小坂善太郎君) 国会の修正に對しましては、政府はこれを尊重いたし、又拘束を受けるということとでございます。

○笹森順造君 そこで、先ほど来いろいろと申されておりました、なおまだ解明されておらない点で、而もこれは決して細かいことではなく、大筋のこととありますから、總理がすぐお答え願ふ得ると思ひます。それは申すまでもなく国家公安委員は、先ほど来ほかの委員からお尋ねのありました通り、すべて不偏不党、又公平中正でなければならぬ。従つてこの委員は必ず總理大臣が任命されます場合にも、国会の承認を得るといふ原則を貫いて来ているわけでありませう。ところがこの国家公安委員の委員長だけは何故に一番その上に来る委員長だけは国会で承認を求めないのか。これはどういふわけであるか。一つこの点だけは是非小坂大臣ではなくて、吉田總理から

お答えを願ふなければ、これは大事な点であります。

○國務大臣(吉田茂君) これは詳細に亘り、私には答えられないむづかしい問題でありますので、主管大臣から回答いたします。

○國務大臣(小坂善太郎君) それはよい意味において政府の意見を国家公安委員と交流するということとでございます。

○笹森順造君 それをお尋ねしましたのは、吉田總理の政治責任を突はお尋ねしたいがためにお尋ねしている。先ほど来お話のありましたように、そこが一番大事な点で、つまり過去において私どもは、政党内閣でありました。この内閣が、必ず選舉等において政治干渉をするといふことがあつたわけなんです。私も実はこの点について副總理に細かくお尋ねをいたしましたところ、これはやはり正しい物の考え方としては理論的には成立しない、だが政党内閣である以上は止むを得ないという答えをして、論理の不徹底でありながら、内閣の必要上、政党内閣としてこれは止むを得ないのではないかと、この副總理の言葉をそのまま總理大臣としてのお言葉と受取つてよろしゅうございませう。それを御尋ねいたします。

○國務大臣(吉田茂君) 副總理が何と答えられたか、私は存じませんが、併しながら、今主管大臣からお答えしたこと、私の面前にてお答えせられたことは、私の意見であります。

○笹森順造君 それ以上言つても、これは私自身は連記録において明らかに吉田總理大臣が信任する副總理で、總理大臣の代りに出て来たときのお答えでありますから、これは小坂大臣以上に私はこれを受取るよりほか方法がない。これは御否定なさらないと思ひますが、御否定なさいませうか。

○國務大臣(吉田茂君) 只今申しました通り、私は副總理が何と申されたか存じませんが、併しながら、今小坂主管大臣から答えられたことは、私が現に聞いておることとありますから、私の意見と御承知願ひます。

○笹森順造君 時間もないやうでありますから、最後に一点だけお尋ねしておきます。

私どもが總理大臣の職務、總理大臣の権能といふものは、やはりこれは国会において信任を受けて、この最高の政治の機關たる国会からの信任委託によつてその仕事をしておらる。従つて、すべての責任は、行政に對する責任はやはり国会において負うべきものであると考えております。而して、その總理大臣は行政各般の長として一切の指揮監督をやつておいでなされる、これは言うまでもない。その職務なり、或いは又権能なりといふものは、すべてこれは公務員としてすべての國民のための幸福、自由、安全、これらのために奉仕すべきものでなければならぬといふことを考える。私は總理大臣は、やはり行政の長として、謙虚なる氣持がなければならぬといふことを考え、或いは内政においても外交においても、このお氣持がおりますかといふことを會つて衆議院において私は首相にお尋ねしたときに、それはそのつもりであるといふことのお答えは、よもや御自身でお答えになつたことだからお忘れになつてはおりませうと思ひます。ところが、私はやういふ権能を總

理大臣が持つているということは、その目的は何であるかという点と、これ又至高なる人権の尊重であるとか、真の自由の保護であるとかいうことでなければならぬ。警察法においてもやはりこれを基として行くべきものと私は考えている。従つて、総理大臣の権能が大ききものであるということとは、決して私どもは反対はしておらない。併し、その権能が大きくなるということとは、次第々々に募つて参りますると、いろいろの問題が起つて来る。旧憲法と違つて新憲法は大臣の任命ばかりでなく、罷免権も持つと規定して、非常に大きな権能を持つてゐる。而も又今度は三軍の統

帥としての地位に似たようなものも先ほど御説明のごとく民主主義の機関によるとしても、それも又与えられているということになる。而も又今明確なお答えはありませんけれども、当然国家公安委員会の委員の任命は国会の承認を得なければできないが、委員長だけは総理大臣だけが任命し得るということになつて、そういう権能も持つているということになつて、かくのごとくしてだん／＼と法律できまるのでありましようけれども、憲法で定められております国民の自由の権能がますます圧縮せられ、そして国会においてきめたものも次第々々にこれが狭まつて行くということになつて、総理大臣の権能がますます／＼大きくなつて行く。このことが私は非常に憂えられる点でありまして、いわゆる中央集権の下にあらゆる権能がこの総理大臣に集中するということが果してこれがよいことかどうか。而もこれが善政が行われておるのでありますならば、これも又結

構だと思ひましようけれども、併しながら、それが果して現にどういう状況になつてゐるか、国会においても参議院においてもしほ／＼問題になりましたような、ああいう汚職の問題等もありまする現状において、一方においては権力が集中し、他方においては悲惨なる国民の集積があるという場合に、その次に來るべきものは一体何であるかといふことを思ひますときに、この権力の集中というものと現在の國情に對して総理大臣は如何なる御觀察をお持ちになつておるか。どうかこの点について、根本的な國を指導し得る御方針をこの際に最後に明確にして頂きたいと思ふ次第であります。

○國務大臣(吉田茂君) 政府と申しま
すか私といたして飽くまでも民主主
義を貫徹して参りたいと思うのであり
ます。仮にお話のように総理大臣に権
力が集中せられても、民主主義に基い
てできた各機關を通じてその権力とい
いますか、総理大臣の権能を行うので
ありますから、いわゆるお話のような
集中されたために次に独裁的になる
というような懸念はないのである。又
私においてそういうことは決していた
さない決心であります。

○加瀬完君 主管大臣の御説明により
ますと、警察法の改正は政府の治安責
任の明確化のためであるという御説明
であります。総理大臣も同じような
御見解であると承知してよろしいか。

○国務大臣(吉田茂君) その通りであ
ります。

○加瀬完君 治安の責任という点から
見るならば、政治、経済の安定という
ものが基本条件として取上げられなけ
ればならないと思いますが、この点も

そのように了解してよろしゅうございますか。

○國務大臣（吉田茂君） お話の通りと考えます。

○加瀬淵君 政治、経済の安定ということで、一体国民は今何を一番望んでおるでありましようか。こういう点から見て、政界汚職の徹底的な浄化ということを国民は望んでおると思います。汚職捜査は打切つて、警察法だけを改正すれば治安責任が明確化されるという理由はどこにあるのでございましょうか、御説明を頂きたい。

○國務大臣（吉田茂君） ちやつと御質問の趣旨がわからませんが、警察法だけ改正すれば汚職等の問題はなくなるから、これは御質問のごとくでございますか。

○加瀬完君　そうではございません。
汚職捜査は打切つて、警察法だけ改正するとしても、私は総理の御見解に従えば政府の治安責任は完全にはなつて来ないと思ひますが、併し汚職捜査は打切つて、警察法の改正だけを強引に進めておられる。これだけで治安責任が全うされるという御理由を承わりたい、こういうことです。

○国務大臣(吉田茂君)　政府は捜査を打切るといふことはいたしておりません。捜査は飽くまでもいたすがよいといふことを言つておるので、決して何らの干渉も何もいたしておりません。

○加瀬完君　十四条が発動されたことによりまして、汚職捜査は進んだのでございまいしょうか、とまつたのでございまいしょうか。

○国務大臣(吉田茂君)　政府の考えますところによれば、逮捕をさせないことによつて捜査が妨げられるとは考へられないのであります。何となれば逮捕をする場合、これは逮捕は基本的人権の

最も軍人なことであります。むやみにこれを発動すべきものではないと思うのであります。若し捜査ができないものならばこれはやむを得ないかも知れませんが、これを幹事長の場合に適用いたしますか、幹事長の場合について言えば、逃亡する憂いもない、或いは又証拠湮滅をする憂いもない。その場合これを摘縛しなければ捜査ができないということとは、これは旧警察法その他の場合において考えられることであります。現在の新憲法のもとにおいては、逮捕ということは基本人権の根本をなすもので、逃亡の憂いがない場合、又証拠湮滅の憂いがない場合にこれをいたすべきものではないと思うのであります。

であります。檢察庁としても飽くまでも基本人權を尊重して捜査は継続する。若し又これを逆に裏から申して、幹事長において逃亡若しくは証拠湮滅を図れば、これはみづから自己の責任若しくは罪跡を証明するものである。かくのごときことはいたすはずがないのであります。故に私は政府としては、十円条を發動いたしましたが、捜査は飽くまでも継続して慎重にこれを捜査を続けるがいいということを申しておるのであります。

○加瀬完君　総理の御見解には二つの過誤があると私は思うのであります。一つは檢察庁法第六条の捜査権よりも内閣の一般行政権を優先させたという点であります。二つは捜査上における逮捕の必要の有無というものは檢察庁当局の判断を待つべきであつて、これを内閣が逮捕の当不当を判定すべきものではないと考えます。なぜかと申しますと、檢察庁は事実捜査に困難を来しまして、聞くところによりまする

と捜査の見通しがつかない封鎖に捜査陣の解散をしてしまつたそうであります。結局これは事実上捜査の打ち切りであります。これでも捜査を打ち切られたのではないとおつしやられるのでございましょうか。

○國務大臣(吉田茂君) 私は飽くまでもそう考へて、政府はその信念のもとに指揮権発動をいたしたのであります。現に法律において、指揮権発動は主幹大臣の権限にあるので、決して檢察庁のみがこれを自由にいたすべきものではない。さほどに逮捕ということとは重大な基本人權の根本をなすものである。故に政府としてはいやしくもこれをさせないというのが政府の考へ

方であります。

○加瀬完君 私がこの問題を伺いますのは、先ほどから委員のかたから質疑が重ねられました政党的政治偏向が国家公安委員長という名の下に中正たるべき警察行政に介入することと恐らく同じケースと考えるからであります。

そこで総理は捜査は打切つたのじやない、逮捕をしなくても捜査はできると言いますけれども、事実検察庁は捜査の困難を逮捕を拒否されたために来々しておるのであります。そのために捜査陣が解散しておるのであります。これを一体どう御覧なさるのでありますか。どう御判断なさるのでありますか。

○国務大臣(吉田茂君) 捜査陣を解散したかどうかは知りませんが、解散いたしましたも検察庁としては飽くまでも捜査ができてべき権限があり、又地位におるものと考えます。

○加瀬完君 徹底的な摘発捜査ができないで捜査陣が解散したのであります。その責任は政府にある。そこで捜査を

打切つたか否か、問題になります。若しも検察庁が捜査陣を解散させたことが事実であるとすれば、総理はこの責任をおとりになりますか。

○國務大臣(吉田茂君) もしもこれは解散した事実があるならば、検察庁がその責任をとるべきであつて、政府としては一般検察庁の指揮権を持つておるのでありますから、政府の真に考えるところによつて十四条指揮権発動というものは、政府として誤つておらぬと思ひます。

○加瀬完君 それはおかしいことだと思ひます。捜査の権限というものはこれは検察当局なんです。この捜査権限というものは對して一般行政を持つておる内閣を抑えつける。そのために捜査が支障を来す。その原因は検察庁にあるというものは甚だおかしい。

○國務大臣(吉田茂君) 政府としては検察当局に指揮する権能がある。又指揮した結果によつて政府は責任はとりませんが、今捜査ができなくなつた、困難になつた。これは誰が決定をしたのであります。政府としては困難であつても、基本人權を尊重する意味から、追々でも捜査をもつと続けると同時に、基本人權を尊重するべきものでないという見解を持つております。

○加瀬完君 問題は、問題はですね。この治安の責任を明確化するということとは政治経済の安定によるということとを総理は御確信になつておる。そこで現在国民が一般政治経済の安定の基礎として望んでおることは政界汚職の徹底的な浄化なんです。それにブレイキをかけておるのが政府だということになりまして、治安の責任がないとお

つしやられるのでございますか。

○國務大臣(吉田茂君) ブレイキはかけておりません。

○加瀬完君 ブレイキをかけておるといふ証に検察庁は捜査ができなくなつて、事実上捜査陣を解散しておる。(その通り)と呼ぶ者あり。これ以上ブレイキをかけるという、これ以上のことがあります。(そうだ)と呼ぶ者あり。その他発言する者多し。

○國務大臣(吉田茂君) 私は繰返して申し上げます。逮捕せずして捜査をするのが今日新憲法の下における基本人權の尊重と考えております。政府はその信念に基いて指揮権発動をしたのであります。

○加瀬完君 一般的にはそういうことが言へても、特に政党或いは内閣の中心にあるべき者に逮捕のことが及んだときに、突如として十四条というものは発動しておる。世間誰が考えてもこれは吉田総理が真に国民の人權尊重のために、佐藤さんの場合こういうことを発動したとは一人も思つていない。そのために捜査が非常に支障を来たしておる。これは厳然たる事実だ。それをも、これによつて非常治安の責任の明確を欠いておる、そういうことにも責任がないというのでは先の御答弁とは非常に食い違ひがあるのじやないかと思ひます。その点如何ですか。

○國務大臣(吉田茂君) 食い違つておるとは考えません。

○加瀬完君 それでは逆に、自分の政党的利益に相反することは、政治経済の安定も、政府の治安責任もお考えにならないと、こういうふうに解釈してよろしうございますか。

○國務大臣(吉田茂君) 御解釈は御自由であります。併しなから政府の考へておることは今申し上げておる。

○加瀬完君 そういうお考えでやりになりますときに、国家公安委員長というものを任命することは、明らかにこれは政界によるところの政治介入といふものを露骨に現わしている一つの計画だ。これを如何に抗弁しても、中正公平たるところの警察権には政府は第三者的な立場をとると言つても、これは御答弁にならないと思ひます。この点は如何ですか。

○國務大臣(吉田茂君) 御判断は、御批評は御自由であります。併しなから政府の考へておるところは先ほど申し上げた通りであります。

○加瀬完君 時間がありませんから別の問題を伺ひます。この警察法を改正いたしました。国家警察的な性格といふものを非常に強化いたしました。これは、自衛隊は軍隊である、こういう前提に立つてのこととございませうか。

○國務大臣(吉田茂君) 所管大臣からお答えいたさせます。(自衛隊の問題だ)といふやうなやうな警察の問題だと呼ぶ者あり、その他発言する者多し。

○國務大臣(小坂善太郎君) 国警の(君は所管大臣じやない)と呼ぶ者あり。性格を非常に強化したとおつしやいます。しばしば申し上げておる通り、この警察法の中にあります組織機構としての警察の権限におきましては、府県自治体警察、これは完全なる自治体警察である、府県を主とした自治体の警察に一本化する、こういうことは、あなたの御質問の趣

旨はちよつとわかりかねるのであります。

○加瀬完君 そういうことはあなたが自分で質問して一人であつておるだけの話で、ほかのものには一つもわからない。何が自治体警察だ。私が聞いているのは、少なくとも現にある自治体警察といふものの性格を国家権力の中央集権的な方向へぐつと引き張つて来たのは事実だ。そこでそういう方法をとるというところは、自衛隊は軍隊であるといふことをお認めになつてのこととか。自衛隊は軍隊になつてのこととお認めになつていられるかどうかということ、私は総理に直接お答え頂きたい。

○國務大臣(小坂善太郎君) 前提が、私は今しばしば申し上げておる通りに、前提が變つておるのであります。あんなの独断に基く前提の、前提を變えての仮定には私は意見を異にする。申し上げるより仕方がありません。(総理答弁)自衛隊の問題だと呼ぶ者あり、その他発言する者多し、議場騒然。

○國務大臣(吉田茂君) 國務大臣たる小坂君からお答えいたします。(自衛隊の問題だ)と呼ぶ者あり。

○國務大臣(小坂善太郎君) 前提をおいて、これは自衛隊を軍隊であるといふ認識に立つておると、こういうのであります。その前提が間違つておると申上げておる。

○加瀬完君 それならば伺ひます。警察予備隊令によれば、第三条の任務のところに「警察予備隊は、治安維持のため特別の必要がある場合において、内閣総理大臣の命を受け行動するものとす。」二項に「警察予備隊の活動は、警察の任務の範囲に限られるべき

ものであつて、」と書いてある。よく聞いて下さい。その次に保安庁法になりますと、第四条の任務に「保安庁は、わが国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため、特別の必要がある場合において行動する部隊を管理し、運営し、及びこれに関する事務を行ひ、あわせて海上における警備救難の事務を行うことを任務とする。」と書いてある。ところがこれが自衛隊法案になりますと、第三条の任務のところ、「自衛隊は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に對しわが國を防衛することを主たる任務とし、」と書いてある。こうなつておられますとね、一番初めの予備隊が作られたときの「警察の任務の範囲に限られるべき」ということは消えてなくなつてしまつてゐる。だから新警察法ができた半面に、自衛隊といふものは軍隊だといふ前提に立つて考へておるであらうと、こういう質問が當然出て来るじやありませんか。これは総理大臣にお答え頂きたい。

○國務大臣(小坂善太郎君) 自衛隊は、今お説上げになりましたように、自衛隊の任務が書いてあるのではありません。(担当大臣じやないから答えられない)「総理答へろ」と呼ぶ者あり、その他発言するもの多し、議場騒然。

○委員長(内村清次君) 小坂君、あなたに発言の許可を与えたのじやありません。

○國務大臣(吉田茂君) 國務大臣たる小坂君からお答えいたさせます。

○加瀬完君 担当大臣じやないから答えられない。

○國務大臣(小坂善太郎君) 自衛隊は我が国におきまます。

○委員(内村清次君) あなたには発言を許していません。(總理大臣答えない)陸海空軍の總司令官答えない(と呼ぶ者あり)

○國務大臣(吉田茂君) 國務大臣たる小坂君に、私に代つて答弁いたさせます。

○加瀬亮君 僕は小坂大臣の答弁では満足が行かないので、御面倒でも總理大臣にお答えを頂きたいと、委員長にお願いをしているのではありません。

○國務大臣(吉田茂君) 御満足行くか行かないかわかりませんが、小坂君の答弁を以て私の答弁と御承知願いたす。

○國務大臣(小坂善太郎君) 自衛隊の任務、第三條で規定してございまして、それは国の安全を保つために、又平和と独立を守るために、直接及び間接侵略に対して我が国の防衛をするのを主たる任務とする、こういうのです。警察法におきましては、これは組織法としての警察法として、従来のこの国警、自治警とわかれておりますものを、府県警察たる自治体警察にする、こういうことになるのでありまして、警察の職能というものは常時国民の治安の確保に當るといふことであるとして、その間におのずから相違があることは御承知の通りであります。

○警察はいいます。自衛隊のことまで君が答弁するのは間違いだよ」と呼ぶ者あり。

○加瀬亮君 只今の小坂大臣の御答弁でははつきりいたしませんので、總理大臣に自衛隊は軍隊であると、私は警察法の改正に伴う自衛隊法案の内容から判断するのでありますが、そうでないならばそうではないということをお答え頂きたい。

○國務大臣(吉田茂君) これは始終問題になることでありますが、自衛隊は軍隊なりや、軍隊というものは何であるかというこの定義によるものであるから、これを軍隊なりとお考えになるならば軍隊とお考えになつてよろしいのでありますが、政府としては自衛隊は自衛隊とこう考えるのであります。

○加瀬亮君 警察予備隊の活動は、警察の任務の範囲に限られる」ということを、いつの間にかとつてしまつたとつてしまつたというところは警察業務をやらせるのじやない、軍隊の業務をやらせるのだと解釈するのが当然じやないですか。この警察予備隊令とそれから自衛隊法と、この二つの法案の内容の任務の違いから軍隊であると認定するのだが、どうですかということなんです。それについて答えてもらいたす。

○委員(内村清次君) いいですか、小坂大臣で……。

○國務大臣(小坂善太郎君) 解釈は御自由でございまして、警察というものは……、「口をねするな」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し」いや、あなたの解釈は御自由です。条文についてあなたの解釈は御自由でございまして、警察というものは常時治安の維持に當るものでございまして、それで警察予備隊は警察予備隊としての職能を持つものであります。自衛隊におきましては、この自衛隊法第三條

の任務を遂行するもの、こういうことであります。

○委員(内村清次君) それでは只今で大体持時間が全部済みました。(委員長何か言うことないのか、委員長として聞くことないのかと呼ぶ者あり)あとは秘密会に入ります。議員のおかたを除くは御退席を願ひます……。

【伊能繁次郎君発言の許可を求む】

○委員(内村清次君) 秘密会に入りたいと思ひますが、御異議ございせんか。(やることになつてゐるのだからいいじやないかと呼ぶ者あり)異議ありませんか。

【伊能繁次郎君発言の許可を求む】

○委員(内村清次君) 異議ないかと云つておるのです。

【伊能繁次郎君発言を求めております】と述べ

○委員(内村清次君) 異議ないかと動議を出してあります。それを返事して下さい。異議ありませんか。

【異議なし】異議あり」と呼ぶ者あり

○委員(内村清次君) いや、それは伊能君。

○伊能繁次郎君 最前私が文書によつて提出いたしました本院規則三十八條第二項による動議をお諮りを頂きます。(何だそれはと呼ぶ者あり)

○委員(内村清次君) 暫時休憩いたします。

午後九時四十六分休憩

午後十時二十七分開会

○委員(内村清次君) 休憩前に引續き、地方行政委員会を開会いたします。

○伊能繁次郎君 最前私が要求いたしましたことについては、あえて固執いたしません。(あえて固執しなくてもいいよ、秘密会にしないようにしてくれという問題だと呼ぶ者あり)

○委員(内村清次君) それでは伊能君が秘密会に異議ありと言われたことは撤回されてよろしうございせんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員(内村清次君) それではお諮りいたします。秘密会を開きたいと思ひますが、御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員(内村清次君) それでは議員のほか、どうか一つ。

午後十時二十九分秘密会に移る

○委員(内村清次君) それでは宮崎参考人及び村松参考人に対しては、御質疑がございせんか。一つ質疑をして頂きます。

○秋山長造君 村松参考人にお尋ねをいたしますが、先ほど宮崎参考人から、その部下に警察訓練、特別警察講習を受けた者の報告に基いての細かい御陳述があつたわけなんです、その内容とあなたが屋敷陳述になつた内容とかなり範囲が食い違つております。その点についてあなたも最前宮崎参考人の御陳述を聞いておられたわけですから、あなたが屋敷陳述になつた以外に、宮崎参考人が御陳述になつたことをお認めになるかどうか。あなたの警察大学での受講の経験から一つその点御答弁を願ひたい。

○参考人(村松榮君) 只今の質問であります、私が受けた講習の内容といふものは午前中に申上げた通りでありまして、名古屋のかたが受けたのと一緒でありまして、内容もやはり私が前に申上げただけの内容であります。

○秋山長造君 村松参考人は二十七年の四月の初めから五月の終りまで講習を受けられた、その点は間違ひはありませんね。

○参考人(村松榮君) 間違ひありません。

○秋山長造君 一方名古屋の方のお話は二十八年の二月十日からの講習を受けておられるので、その間に一年足らずの食い違いがある。で、あなたが講習を受けられた当時は、専ら技術訓練としては尾行、張込み、それから写真撮影、封筒のあけ方、鍵の開け方、その程度の講習しか受けておられない。それ以外に、電話の盗聴であるとか、或いは他人の話の盗聴であるとか、或いはその点についての講習なり、或いはそれ以外に何かお受けになつた御記憶はないかどうか、その点を伺いたいと思ひます。

○参考人(村松榮君) それ以外に講習を受けたのは、一つ忘れたのがありましたが、これはパトロールカーの超短波のあれを受けました。そのほかは先ほど申上げた通りであります。

○秋山長造君 これだけの講習を受けられて、受けられたけれども、なかなかむずかしくて身につけて帰ることはできなかったもので、結局全然それは使わないままになつてしまつたというようなお話がありました。併しいやしくも埼玉県から代表として警察大学へ派遣された建前から言ひましても、当然歸られて上司にそれ、講習

の内容について御報告になつたと思ひます。そのときに、上司のあなたに対しておつしやつたことはどういふことであつたか。それから又あなた自身こゝういふ講習を受けてどういふような感想を持たれたか。それから又その後あなたが代表で習つて帰られたことについて、警察官なりその他の人たちから何か聞かれたり、或いはあなたの口から今度は別な人に、習つて来たことを講習をする或いは教えるといふようなことを要求を受けられたことはないかといふ三点について。

○参考人(村松榮君) 身につけて帰ることが、短時間のために不徹底であるといふことは確かにございまして、只今でもそういうものをやらなければならぬ場合に遭遇しないためにやつておりませんし、それから帰りまして、同僚或いは部下に対して口伝をしたとか、そういうこともございせん。これは固く指導してはいけないといふふうに禁じられておりますので、そういうこともいたしておりません。

○松澤兼人君 只今秋山君が派遣されたといふ言葉を使われましたけれども、私は田中警視總監にお伺ひしたいのでありますが、これは要求があつたときに自治体警察の新住及び現在の警察官を訓練する、これが警察大学の任務であると思ひます。警視庁としても要求があつた場合に、要求して訓練を受けさせるといふことがあると思ひます。やはりそういう場合は、これこれの警察大学における特別の講習を開くからといふことを警察大学のほうから言つて来て、やはり自主的にそれに参加するといふ形をとるのでございすか。やはり警察大学からそう言

つて来れば何人かの人を出さなければならぬといふことになりすか、その点。

○参考人(田中栄一君) 従来警察官の教養につきましては、警視庁のごとき大きな警察隊におきましては、みづからの教養機関を持つております。従つてあらゆる特殊学科につきまして警視庁といたしまして独自の教養をいたしておりますが、ただ警察大学におきまする教養、それから管区学校におきまする教養につきましては、やはり広く一般警察官に教養の徹底を図るために便宜上警察大学、若しくは管区学校のほうに教養を委託いたしまして、そして若干名を派遣をいたしてあります。このことは毎年繰返されるいわゆる恒例的な派遣でございまして、予算の範囲内におきまして若干名を常に派遣をいたしてあります。その際には警察大学から、これ／＼の教養について何名／＼を派遣してもらいたいといふ要請がございす。それに基づきまして、現在の警察業務の繁閑その他を勘案いたしまして、大学の希望するような数字が出し得るときには出します。が、或いはそれよりも少い員数を派遣する場合もございす。大体警察大学からの派遣の依頼と申しますか、連絡がありまして警視庁のときは大体において警察学校の通報される員数をこちらが派遣をいたしてあります。

○松澤兼人君 警察法の建前から言へば、自治体警察から要求があつた場合に、自治体の警察職員を訓練するといふことになつておるのですが、自治体はそれで警察大学でこれ／＼の講習をするからよこしてくれ、こゝういふ

要求があつて、それがまあ自治体警察において適當であると考えられる場合には何人かを送るといふ形になるのでございすか。

○参考人(田中栄一君) 大体今までの仕来たりを申し上げますと、例えば昭和二十九年年度の国警の教養計画といふものが立てられるわけでありまして、その二十九年度の教養計画を立てる場合に事前に自治体警察連合会の方へ一応連絡がございまして、それによつて自治体警察側から派遣をいたします。で、大体国警において次々の方針を示されますので、これに対して自治警側としてもかようなことをして欲しいとか、或いは員数はこうして欲しいといふようなことを申入れてまして、事前に或る程度の打合せをいたしまして、それにのつて国警側の全体としての、国警のみならず自治体警察の警察官の教養という方針を樹立いたしまして、それによつて自治体警察側から員数を派遣するのであります。と申しますのは、警視庁のような比較的警察官の多いところは国警側の希望する人員が派遣できるのでございす。が、地方の小さな自治体におきましては、一人でも二人でも長期に派遣をいたしますと費用の点もございすし、それからそれだけ実員が減ることになりまして、いろいろの勤務上に支障を来たします。で、なるべく人員を減少さしてもいいたいといふのが自治体警察の意見でございまして、さような点を考慮して事前に或る程度の打合せをいたしまして、若し国警側が全体として百名を入れようといふときに、百名じゃ多いから或いはそれを七十名にしてくれ、期間

が三カ月、三カ月は長いからそれを二カ月にしてくれといふように、事前に或る程度の打合せをしました上で、その計画に基いて自治体警察側から警察官の教養を依頼しているわけでありまして。現在といたしましては、小さな自治体におきましては、みづからの教養機関を持つておりません。又建前として地方の自治体に教養施設を持たせないうのが現在の方針になつておりますので、従つてみづからの教養機関を持たざる自治体警察は、国家警察のほうに教養を一切依頼している、かような実情でございす。

○松澤兼人君 先ほど名古屋の警察長のかたから、実際は小さな都市の警察ではなか／＼警察大学の要求と申しますか、講習の要請に対して人を送ることができない、結局大きな都市が講習生を送ることになるといふお話でありました。ところが今のお話では、逆に警視庁とか或いは大きな都市におきましては、それ自身の教養課程というものができ、従つて中小都市のものが行くといふお話であります。この点を一つもう一度自治警の連合協議会の会長としての立場からと、それからもう一つはやはり警視庁の警察官の中での特別の講習とかいふものを受けた人もあると思ひますが、その点について何かお聞き及びのことはありませんか。その二点について。

○参考人(田中栄一君) 中小都市におきましては、教養警察官の派遣は予算、人員の点から成るべく少く期間も短くといふ要求でございす。警視庁といひましたも多数の警察官を擁してはおりますけれども、やはり相当な員数

が派遣されて穴があくことは、直接これが警察活動に支障を来たします。で、なるべくなら期間も少く、又員数も成るべく少くといふことを要請いたしておりますが、併しまあ警視庁といひましたし、人数を他の都市から比較しますと、相当多数の人数を持つておりますので、いろいろ万難を盡して現在国警側の希望する員数だけを取揃えて派遣をいたしてあるような次第でございす。

それから第二の点でございす。が、私は只今そういう講習に何人行つたかといふことはつきり記憶しておりませんが、多分警視庁の警察官も勿論この講習には出席をしているものと考えております。

○若木勝蔵君 村松さんに一つ伺いたしたいと思います。先ほど宮崎さんの陳述とあなたと比較して見まして、大体似た点がありましては、住居に侵入したりする御陳述の中には、住居に侵入したりするななどといふことはなかつたようであります。が、この訓練は受けなかつたのですか。

○参考人(村松栄君) 住居に入るといふ訓練は全く受けておりません。

○若木勝蔵君 あなたと或いは講習の期間を異にしているところの人も多々あつたろうと思ひます。そういう人がたのちには話合ひの機会もあつたろうと思うが、そのときにさういふお話は出なかつたのですか。

○参考人(村松栄君) あつて講習を受けた人からも私は聞いておりません。

○若木勝蔵君 それではその次にもう一つ伺いたしたいのは、私先ほどからこの協力者の提供したところの封書についての開け方とか、或いは又閉じ方とか

いうようなことを伺つたのですが、これは模範的なものですか。実際において協力者が持つて来たものについて……この点伺いたい。

○参考人(村松栄君) それはそういう場合が今後あつた場合を仮定いたしました。教わつたのでありまして、現在の状態におきましては、そういう協力者から持つて来たやつを出す、そういうことはまだやつてみておりません。

○若木勝蔵君 その点が私は非常に疑問に思ふのです。私の聞きとつた、あなたの陳述から聞きとつた感じでは、実際に協力者がそれを持つて来て、そしてそれについてやつたようにまあ聞きとつたのでありますが、そうでないといふればあなたの場合は全く模範的なものになります。或いはそれについてやられた場合ですね。

○参考人(村松栄君) はあ。

○若木勝蔵君 それはどういふ方法で実際においてやられるのですか。それは非常に聞いてそれを閉めておいてわからんようにするといふような方法ですね。それはどういふような技術をするのですか。

○参考人(村松栄君) そういうものを仮定して教わつたのは、ただ糊を剥がして開けて、又それを元通りにしておくと、いふような模範的なことを教わつたのでありまして、又その方法等も実際にどんなふうな手段でやるかといふことは、これは又若しそういう場合に遭遇したときに、やはり適法に法律の範囲内においてそれをやらなくちやならんと思ひますので、今後の捜査に支障を来たすので申上げられないと思ひますから御了承願ひたい。

○若木勝蔵君 まあ申上げられないの

であれば、私は強いてそれをお聞きいたしません、そうすると、協力者の提出したものについてやるということになれば、協力者を発見するということの又訓練も私は教わつたのではない、か、こういうふうにするのですが、その点はどのように……

○参考人(村松栄君) 協力者は、これはやはり協力者が進んでこちらに情報を提供してくれまして、やはりそれはいろ／＼個人的な繋がりとか、そういうものの協力者が情報を提供して来るわけですね。

○松澤兼人君 問題は結局協力者の問題だと思ふのです。先ほど村松君からお話になりましたときには、とにかくまあ破壊活動なり何か暴力的な行為をしようとする、或いは企んでおるとか、いふような人たちのグループと申しますが、その一人の信書の秘密を憲法に違反しないような状態において開けて見た、あとで封をしておくといふことを講習でお受けになつた。ところがその協力者なんです、先ほどちよつと聞いたところによりまして、何かやはりそのグループの中でこちら、つまり警察側に通じておる人がそこにおいて、その人たちが信書なら信書を持つて来てくれ、それを剥がして中を読んで又封をして元通りにしておくといふふうな了解されたのです。我々の言葉で言へば、それは一つのスパイ行為と申しますか、スパイ、それがあれば大して憲法違反にならないような恰好で中を覗いてみることもできる。併しその協力者がいない場合には、これは確かに憲法違反になると思ふのです。或いは法律違反になると思ふのです。その協力者といふものはどういふものである

と教えられたか、その人の家族であるとか、友人であるとか、いろ／＼あると思ふのです。これは確かに仮定であつて、そういう人がいなければ手紙を開けて見るということとはできない。又そういうこと自体できない。協力者があつたといふこと、ただ協力者があつた場合にはこうしなさいといふことを教へられたのか、或いは協力者といふものはこういふふうにして連絡をつけろとか、或いは誰々が協力者であるとか、若しくは協力者とみなされる者をこういふふうなふうにして利用して信書を持つて来させて、法律違反にならないようになつて開けてみないといふふうな教へられたのか、やはりその協力者といふものが問題になると思ふのです。どのような講習をお受けになりましたか。

○参考人(村松栄君) 協力者についての方法といふものは、これも現在行われておりますので、やはり支障を来たすので申訳ないと思ひますが、協力者ちよつとお伺ひいたしますが、協力者を利用する方法についてでございますか。

○松澤兼人君 何ですか、あそこには人が何か言つたのですが……、今村松君に何かおつしやつたかたはどなたですか。

○委員(内村清次君) あれは山口警備部長です。

○松澤兼人君 どういふことをおつしやつたか知りませんけれども……。

○政府委員(山口喜雄君) 差支ないからどん／＼話せと申しました。

○松澤兼人君 私は協力者があつた場合にはこうしろ、それから先は大体わかります。ところがその協力者といふものが我々の解釈から言へば一種のスパイ、こう考えられる点がある。それを利用するのでありますが、併し誰がそういうふうな協力してくれるかといふことはわからん。どういふ点についてその協力者に接触して行き、そして警察官が法律違反を行わないで、その信書を受取つて開けて読んで、又元に戻す、その協力者といふものをどういふふうにして発見なさるかといふことについて承わりたい、こういうわけでありませう。

○参考人(村松栄君) 協力者を発見するには、やはりそういう活動をしていたらどうかといふことを知りまして、それでその人に接近をして行きました、そしてこちらからお願ひをいたす次第でございます。

○松澤兼人君 その点が重大なんです。協力者と言へば、自発的に警察の情報収集に協力してくれる人、そうしてそれを発見してこちらからお願ひして、そしてその信書を持つて来てもらうといふことは、これは明らかに特高的な行為です。我々も曾てそういう特高的な警察によつていじめられた経験を持つてゐる。それで、問題は……。

グループの中でスパイを拵え、或いはスパイ的なものに接触して行つて、警察はこういう情報を知りたいのだ、何かそういう情報を提供してくれないか、或いは誰々の手紙を読んでみないか、けれども、それを持つて来てくれないかといふ依頼は明らかに特高的な行為です。これはあなたがたに犯意があるのかかわらず、これは明らかに特高的な行為である。あなたの先ほどの陳述では、これは特高的な行為でないといふことをはつきり言明された。こ

れは明らかに特高的な行為です。それについていふゆる講習はどのようにお考えになりましたか。

○参考人(村松栄君) その講習については、協力者を作ることについて、余り重点はなかつたのでありまして、或いは只今申上げた通りのことであると思ひますが、向うからやはり進んで協力してくれた、そういうかたもおります。

○松澤兼人君 それならいい、向うから持つて来てくれるならばこれは問題じゃないのです。併しお願ひしたとき村松さんがおつしやつたから、お願ひするといふことは、言葉はお願ひするといふのですけれども、片方は警察官の地位にある。だからお願ひすると言つてもそれは要求になる。それから或いは権力によつて威圧するといふことにもなる。それは特高的な警察であると、こう言うのです。あなた御自身はそういう行為は特高的な行為であるとお考えになりませんか。

○参考人(村松栄君) 別に権力を使うとか、或いはそういう威圧的に出るとか、自然のうちにそういう個人的な繋がりがございますので、別にそういうふうには私は思つておりません。

○松澤兼人君 あなたが警察組織の一職員であつて、追及することは非常にお氣の毒だと思ひます。併し警察作用といふものがそも／＼統治権だ、こ

ういふふうな小坂国務大臣が言つておる。その警察官がお願いすると言つても、これは一対一の関係じゃないのです。私たちはそういう特高警察にこれまで苦しめられて来たのです。これは勿論、何も持つて来ないでこれから

よつと本を調査してもらいますとこ
う言つて来るのです。それは一対一で
す。こつちが拒絶すればいいやうなも
のですけれども、向うは警察権を持
つてゐるのですから、一対一でもや
り向うの要求を聞かなければならな
い、さあどうぞお通り下さい、私の所
にある本はこれだけでございますから、
どうぞ御覧下さい、こゝ言わざるを
得ないのです。警察権というものは統
治権であるということであれば、警察
官といふものは我々普通の人民とは違
つた立場にある。これは警察権が統治
権であるということから当然の帰結で
あると思う。ですから、お願いする
言つても、受取るほうの側から言へば、
これは単に普通の市井の人の一対一の
関係ではないのです。それなら拒絶し
たらいいではないかと、言ふけれども、
普通の人民、我々のような学校も出て、
学校の先生をやつてゐたやうな人でも、
特高警察が来て、見せてくれとか、ど
ういう人々と附合いをしてゐるとか、
或いはこれ／＼の会合に行つたのでは
ないかといふことを聞かれば、全然
嘘のことを言ふわけには行きません。
中には、村松君はさういふ御経緯はな
いでしょうが、事実共産党のシンパと申
しますか、或いはオルグと申しますか、
さういふ人たちが私たちの所に来て、
これは私が教えたところの学生です、
アカハタを買つて下さい、こゝ言つて
来るのです。それに金を出せば、これ
はシンパだと言つて引張られる、警察
と人民の関係といふものは普通に考
えられる以上に深刻であるといふこと
を考へて頂きたいと思ふのです。まあ村
松君に對しましてこれ以上追及いたし
まして、これはあなたも警察の一職

員であつて、統治権の何たるかとい
うことは別にお考えにならずに警察職務
に尽瘁されてゐる御苦労をよくわかり
ます。ですから、これ以上申しませ
んけれども、併し普通に考えられお願
いされる場合といふ言葉も、警察官から言
われる場合には市井の一市民にとつては、
重大な関係があるといふことだけは、
一つ御了解願ひたいと思ひます。

○小林武治君 私は宮崎参考人に一つ
伺つておきたいのであります。あなた
は先ほどの言明で、あなたの部下の
警部補からあの報告を受けたと、こ
ういふことになつておられます。その結果
については、あなたは重大なことで、又
場合によれば慄然とするやうなことで
あると思つたが、こゝういふふうによ
れておられますが、これらのことにつ
いて反對だと思ふあなたは思つて、か
やうな教育をやめるやうに國警長官に申
入れたことがあるかどうかを先づ伺つて
おきたい。

○参考人(宮崎四郎君) 昨年の五月頃
であつたかと思ひますが、自治体警察
長の連合会で会議が東京にありまし
て、そのとき私東京に参りました。こ
こにおいで山口君に會つたのであり
ます。山口君といふのは、私よく知
ておるのであります。君のところでは
とんでもないことやつてゐるやうだ
と、僕のほうは僕を抑えるからいいけ
れども、といふことを申し上げた記憶が
あります。

○小林武治君 それで昨年二月からの
講習の話をされておりましたが、その
後も講習生をあなたは派遣しておられ
たかどうかを聞きたい。

○参考人(宮崎四郎君) 派遣いたして
おります。ただこゝで一言申し上げてお
きたいと思ひますが、第一回に参りま
した者につきましては、先ほども申し
上げましたやうに、非常な誤解を受けま
したので、第二回目から行く者につ
いては、黙つて聞いておけといふことを
申し上げてあります。

○小林武治君 その今の言明は、私非
常に奇異に感ぜられるのである。とい
うのは、あなたがそれほど反對をされ
る講習にあつてあなたが進んで委託を
される、その心情が私にはわからない
のです。どういふわけでさういふもの
になお統括してお出しになつておるか、
それを聞きたい。

○参考人(宮崎四郎君) 非常にむずか
しい問題だと思ふのであります。実
際は断れば断ることもできるものであり
ます。ところが、實際それをやらすかや
らさんかといふのは、まあ私の考へ
の問題であつて、行つたからどうとい
ふことは私は余り考へておらんのであ
ります。実は私が若しそれを荒立てて
やらないうやうに角立てて申し上げ
ますと、宮崎のところではまあ警備警
察については非常に非協力だといふよ
うに誤解をされるのであります。私は、
警備警察自体については決して非協力
ではないのであります。それらの点に
つきましては、愛知の國警のその係に
お聞きになるとわかると思ひますが、
警備警察自体については非常によく協
力をしておるつもりであります。併し
ながら、程度を超えた協力はできない
と思ふのであります。又、さうでなく
さへややもすれば國警と自警の間で何
かがあるやうに言われるときに、私が
展を立てて頑張り通すと、却つて工合
の悪いこともあり得ますので、さうい
ふ意味で出しておつたのであります。決

して進んでいふやうに、頼んでとい
ふやうには私考へておりません。

○小林武治君 これは非常におかし
いお話で、それほど慄然とするやうなこ
とを教へる所へあなたが進んであなた
の大事な部下を委託されるということ
は、私には理解できません。進んでお断
りになつたらいと思ふ。

もう一つ伺つておきたいことは、さ
やうな問題をもつと早くなぜ然るべき
措置をとられないか、私どもが考へよ
うによつては、警察法が出たからして
かやうなことを改めてあなたが世間に
持出した、こゝういふやうに僻んで受
取れる心配があるのであります。その点
伺つておきたい。

○参考人(宮崎四郎君) 警察法が出た
から世間に持出したといふやうな誤解
を受けたのは、私の不徳のいたすところ
だと思つております。併し私は決し
て世間に出したとは今更思つておら
ないのであります。世間に訴へるやうな
やり方は絶対にしておらんのでありま
す。

○小林武治君 それはおかし。新聞
等に出るおは私も知つております
し、又、いろいろ話を聞きます。す
ば、あなたは特に警察法の関係が出て
これに反對する一つの手段として、あ
なたの言われるのは去年の二月以降も
行われてゐることを今頃持出される。
それほど御心配のことならもつと早く
これをやめることを一つあなたが努
力なさるのがあるあなたの職務に、又あ
なたの信念に忠実なるゆゑであると思
ふのであります。その点私は特に不
可解に思はざるを得ないといふことを
申し上げておきます。もう一度お答へ願
ひたい。

○参考人(宮崎四郎君) 私は昨年の五
月、先ほどのやうに山口君に申し上げた
記憶があるといふことを申し上げまし
た。それ以後にそれを是非やめるよう
にといふやうな折衝はいたしてござい
ません。これは事実であります。併し私
がさういふことを申し上げたことによ
つて、大体ひどい非合法の教養はおよそ
やめられたものであらうと私は大体考
へておつたのであります。實際は今度
非常に中央集権的な警察ができて上
でこれは大変だといふので調べ直して
みましたところが、その後も相変わらず
行われておつたといふことがわかつた
のであります。従つて私はこれは本
当に大変なことになると、かやうに考
へてその筋だけに申し上げたつもりで
あります。

○小林武治君 それでは、その後は必
ずあなたの部下はあなたに報告されて
おると思ひますが、その以後何度あ
なたは講習生をお出しになつてお
りますか。

○参考人(宮崎四郎君) たしか全体で
四回出したのではないと思ひます
が……

○小林武治君 その点も私にはあなた
の態度が理解できないといふことを改
めて申し上げておきます。

○秋山長造君 宮崎参考人にお伺いし
ますが、あなたは先ほどの御陳述の中
で、信書の秘密はこれから積極的に
集めるのではなくして、向うから持
つて来たもののみをやるのに過ぎない
といふ國警長官の国会での答弁があつた
けれども、併しそれ以外のものから手
紙を手に入れる方法をも教へておると
いふ御答言があつた。でそれ以外のもの

のというのはどういふものであるか、
具体的にお尋ねしたい。

○参考人(宮崎四郎君) 郵便集配人を
抱き込むという方法でありま
す。

○秋山長造君 これは誠に重大な御発
言ですが、郵便集配人を抱き込む方法
というのは具体的にどういふことであ
るか。

○参考人(宮崎四郎君) 具体的にどう
いふ方法かという事は私聞いており
ませんが、郵便集配人を抱き込んで、
そうして信書を見たりすることを教わ
つた、こう報告を受けております。

詳しいことがどうしても必要であれ
ば、当該の人に来て聞いて頂きたいと
思います。

○秋山長造君 これで先般新聞等で
いろ／＼と騒がれておりますこの信書
の秘密を犯すという内容が図らずも明
らかになつたわけでありますが、この
集配人を抱き込むという意味は我々が
常識的に買収するとか、抱き込むと
か、或いは手なずけるとか、そういう
意味に解釈してよろしゅうございま
すか。

○参考人(宮崎四郎君) これは私又聞
きであつて、そこまで確めておりませ
ん。確たるお答えをいたしかねます。

○秋山長造君 ではこの抱き込むとい
う内容はともかくいたしまして、この
間国警長官が衆議院の法務委員会なり
或いは参議院の郵政委員会なりで答弁
されたところによりますと、それはこ
の郵便物ではなくして、全然宛名もな
い、何もない、中に何が入つておるか
わからないような一種の秘密の手紙を
警察への協力者から内緒で見せてもら
つて、又そのまま返すのに過ぎない、

いやしくも郵便局が預つておる信書等
について、それに類するようなことは
絶対にしてないというような答弁があ
つたのであります。今おつしやること
ころによりますと、それだけにどうも
らず、郵便局で預つておるところの郵
便物についてもやはりこの秘密を犯
す、或いは手紙をあげるというような
方法を行うこと、行わせることを教え
ておるといふ事実には間違ひはござい
ませんか。

○参考人(宮崎四郎君) 事実には間違ひ
があるかどうかは私わからないので
あります。ただそういうことを教育さ
れたという報告を受けておるのであり
ます。聞いておるのであります。私が
そういうことを受けたわけではない。
事実を見ておるわけではない。その点
はそういうふうにお聞き取り願いま
す。

○秋山長造君 村松参考人に重ねてお
伺いたしますが、今お聞きになつた
ような事実を教へておる、方法を教へ
ておる、こういうお話なんです。勿論
名古屋の警察本部長は部下からお聞き
になつておるといふことがございま
すけれども、あなた御自身警察大学で信
書をあける、内密にあける講習を受け
られた、そして又先ほどのお話では
協力者を作るといふか、利用する方法
は現在も行われておる、そしてこれら
らから発見してそういう人をお願いす
る、こういうようなお話がありました。
が、そういう協力者といふものの中に
は当然郵便集配人等も含まれておるも
のと解釈してよろしゅうございま
すか。

○参考人(村松栄君) 私が受講したと
きには郵便集配人のことについては教
わつておりませんし、現在もそういう
ことは従つてやつておりません。私の
協力者といふのはこれは含まれており
ません。

○秋山長造君 その協力者といふのは
何か特別な職業なり、特別な範囲に限
定された人をこの協力者としてこちら
からお願いするのか、それとも別に限
定されない不特定多数の人から、いろ
いろな職業を持つた人から、その手紙
をはがすという仕事に当る警察官が独
自の判断によつて誰でもいいから、郵
便集配人でもいいし、学校の先生でも
いいし、政治家でもいいし、商人でも
もいいし、誰でもいいから警察への協
力者を平素から養つておくようにとい
う、こういうふうなことを教わつたの
じやないですか。

○参考人(村松栄君) 職業に関しまし
ては、これは限定されておるものでは
すけれども、手紙とかそういうものに
ついては協力者としては私のほうでは
利用するとか、そういうことの教育も
受けませんし、やはりこれは法律の範
囲内においてやるというのをよく教
わつておりますので、そういうことに
ついてはいたしておりません。

○秋山長造君 法律の範囲内において
とおつしやるけれども、率直に言つて
あなたがたがこういう講習を受けられ
た場合に法律の範囲内といふことと、
それから信書の秘密を犯す、或いは人
に頼んでまで特定の人から特定の人に
向けて出されておるところの手紙を途
中で横取りして、そして中を開けて
見て、又知らん顔をして糊付けをして
とばけておるといふようなやり方等は
どうも矛盾するようには思えないか、そ

の矛盾をお感じにならなかつたのです
か。

○参考人(村松栄君) それは飽くまで
協力者が進んで持つて来まして、それ
でこれは多分中には機関紙が何か入つ
ていたのじやないかと思えるから開け
て見たらどうかといつて、それを見る
ような場合が今後あるかも知れない、
そういう場合にはその糊といふものは
こういうふうにはがすはうがいだろ
うといふことを教へられましたが、そ
ういふ実際の場面にもぶつからない
で、協力者がこれを持つて来るのであ
りますから、私はその矛盾は感じない
でおりました。

○秋山長造君 その協力者自身が他人
の手紙をいば盗んで来て警察に見せ
るのですから、協力者自身がすでに信
書の秘密を犯しておることになるので
す。法律違反をやつておる。それを警
察の法が受取つて開けて見るのです
から、警察も協力者もどつちもこれは
法律違反をやつておるといふことは
なりませんか。

○参考人(村松栄君) いや、協力者は
盗んで来るのではなくて、協力者が持
つてくるやつ、これは別に法律に違反
しないと思ひます。

○秋山長造君 いや、どこからか協力
者自身が、私なら私自身に、秋山殿で
誰かから手紙を来たものを、それを私
の自発的な意思に基いて警察の人に何
でも御覧なさいといつて見せるのは、
これはいい。併し今の問題になつてい
るのはそういうやないでしよう。こちら
の人からこちらの人に宛てた手紙をた
またま私といふ協力者が何か手裏によ
つて、それを途中でちよつと手に入れ
たものを警察に持つて行くのでしよ

う。だからこれは信書の秘密を犯した
といふことになりませんか。どうでし
よう。

○参考人(村松栄君) いや、それは協
力者が不法に手に入れたものではござ
いませんで、当然協力者が託された品
物でありますから、それは又実際に
おいてそういう場合になつた場合、
合、そういうときにはこういうふう
にしなければならぬといふそれは假想的
の問題でありまして、実際そういうこ
とは運が悪いのか何かぶつからないの
で、やつておるもので、矛盾を感じ
ておりません。

○加瀬完君 関連質問、村松さんにお
伺ひしますが、あなたの受けた訓練
は、封筒の開け方、鍵の開け方、こ
ういふふなことがあつたとお話され
たわけでありまして、今お話をした
協力者が持つて参つて、さあ見て下
さいといふ封筒に対しては何も封筒の開
け方は必要はない。どうぞ靴の中を御覧
下さいといつて見せてくれるものに鍵
の開け方は必要はない。封筒の開け方
を教わらなければならぬことは、或い
は鍵の開け方を訓練させなければなら
ないことは、当然開かない鍵を開け、
閉つてゐる見せてはならない封筒を開
けようと思ふからこういう訓練の必要
が生じて来ようと思ふのです。それ
から協力者であるうが何であらうが、
持つて来たものは少くも開けてはなら
ない封筒であり、開けてはならない鍵
のかかつたもので、そういうものを持
つて来るわけですから、そうなる参りま
すと、そういう如何に協力者であらう
と、持つて参つたもので、開けてはな
らない鍵のかかつたものを、開けては
ならない封筒を開ける訓練といふこと

○秋山長造君 いや、どこからか協力
者自身が、私なら私自身に、秋山殿で
誰かから手紙を来たものを、それを私
の自発的な意思に基いて警察の人に何
でも御覧なさいといつて見せるのは、
これはいい。併し今の問題になつてい
るのはそういうやないでしよう。こちら
の人からこちらの人に宛てた手紙をた
またま私といふ協力者が何か手裏によ
つて、それを途中でちよつと手に入れ
たものを警察に持つて行くのでしよ

に何ら御不審も感じなかつたのですか。これは合法的なことだとお考えになつて、矛盾を感じないで訓練をお受けになつたんでございましょうか。

○参考人(村松榮君) それは飽くまでも協力者が承諾をしてやる場合に、承諾をしてやることを仮想して教わりましたので、これは別に矛盾は感じないで来ました。

○加瀬完君 協力者が持つて参つたにしても、くどいようであります、すぐ開けていい封筒は封筒の開け方を必要とするとはない。すぐ開けていい鍵は、鍵の開け方を訓練させる必要はない。わからないように鍵を開けたり、わからないように封筒を開けたりさせる、そういう訓練の仕方を受けて、如何に協力者が持つて参ろうとも、封書の封のしであるもの、鍵のかかつておるもの、それを隠れて開けるということに不自然さ、不合理さを感じなかつたのですか。

○参考人(村松榮君) それは、その訓練を受ける際には、やはり協力者が飽くまでもこれは承諾しておりますので、協力者がこれは納得しているというので、矛盾を感じませんでした。

○秋山長造君 それは協力者ですから納得して持つて来るのは当然だけれども、協力者自身の手紙ならそれはそれでいいですよ。併し、人の手紙でしょう。人の手紙を協力者が持つて来たのだから、それは違法でないというのとは、どうも法律の審人としてのあなたがあたしはおかしいじやないですか。どうですか。あなたが何か別な法律犯罪でそういうことを調べられるときに、そういうことに会つた場合に、それはもう無罪だということですか。

ぐ放免しますか、どうですか。

○参考人(村松榮君) やはりこれは先ほど申し上げました通り、やはり協力者がこれを納得しておりますので、矛盾を感じませんでした。

○笹森順造君 大分時間も遅くなつておりますので、今の違法であるか、越権であるかというような方面のお話がずつと続いておりますが、少し私この機会に時間も遅くなつたし聞いておきたいと思つたのですが、そういうことのために随分お話を聞いております、原始的な方法ばかりのようですが、もう少し機械を使うとか、高度の特別な何かそういうことがわかるというようなことは、外国では話を聞いておりますが、日本ではまだ高度なそういうものの中を見る、開けなくても中がわかるというようなものを、何かそういうものを作つておられる、或いは何かそういうものを教つたことがあるか、これは宮崎さんでも村松さんでもどつちでもいいんですが、或いは監視施設でもいいんですが、そういうふうな発達した方法をやつておるかやつておらんか、お尋ねいたします。宮崎さん、如何ですか。

○参考人(宮崎四郎君) 私そんなことを存じません。そういう発達した機械があることを存じないのです。

○笹森順造君 葉書ならば……。これはまあ秘密でない極く薄いものならば透せば見える。この透して見ると、本人の意思はこれを見せないつもりで封にしてある。併し、これを透して見ると、そういう方法も原始的な方法としてあるというのを聞いておりますが、そういうような訓練を村松さんは受けたことがあるかないか、お聞きします。

○参考人(村松榮君) 透して見ると、そういう場合は受けておりません。又やつてもおりません。

○笹森順造君 こういう発達した機械で写真をとるか、或いは又いろいろ化学的な反応をもつてこれを見出すというふうな方法が外国では発達しておるといふふう聞いています。併し日本ではそれが無いといへばそれまでの話だと思つたが、話は少しやわらかくなりまして、私はまあ方法論のことで実は聞いておるのであります。が、日本には昔から甲賀流の忍術、伊賀流の忍術、そのほか隠密のことを私ども武道家として昔から教つておる。そしてこれが全く諸外国のそういうものよりも幾分の毛一本あれば金庫でも何でもあけるといふ方法を実は私は秘伝を教つております。(笑聲)「仙人だ」と呼ぶ者あり。私はそれをやつたことありません。ただ秘伝を……。

(笑聲)そこでそういうようなことなどもあるもので、これが随分逆用されたことがあるので、そういうような日本の昔から伝つた最高度の科学以上にそういうようなことをするということの講習を何か今度の講習で、日本でもまだその伝説を踏んでおる者もあるのですが、そういうことを講習で何か話を聞いたり利用したりなんかしたという方法的なものがあったか、それを技術的な方面で私お尋ねしておきます。宮崎君、ございせんか、そういうような話を聞いたことが。

○参考人(宮崎四郎君) 私は講習について聞いたことはありませんが、私滋賀県に勤めておつたことがありますが、滋賀県の警察官でやめられた方で甲賀流の忍術の本を書きまして、そう

して警備警察官に非常にいいと思うから是非売つてもらいたいというので見本を送つて頂いたことがありました。私読んでみましたが、警備のほうにそれを見せたのであります。警備のほうでは笑つておつて一冊も買つてくれなかつたようです。(笑聲)

○委員長(内村清次君) ほかに質疑はございせんか。

(なし)と呼ぶ者あり

○委員長(内村清次君) それでは質疑はないものと認めまして、これを以ちまして秘密会を閉じます。閉じるに当りまして、参考人のおかたへに御挨拶を申し上げます。

今日は非常に長い期間中誠に有益な参考意見を聞取頂きまして、有難うございました。本法案の有力な貴重な審議の参考といたしますことを委員長から申し上げます。厚く御礼を申し上げます。

午後十一時三十二分秘密会を終る

○委員長(内村清次君) それでは本日はこれを以て散会いたします。

午後十一時三十三分散会

実情にかんがみ、選挙を公明にしもつて政界の浄化に資するため、違反者に対しては一定期間選挙権及び被選挙権を停止し、総ての公職から追放する規定を設けると共に、その刑の確定は二箇月以内にする等、公職選挙法を改正せられたいとの陳情。

五月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、質屋営業法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十三日)

一、地方公務員法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月三十日)

五月二十六日本委員会に左の事件を付託された。

一、選挙違反者に対する被選挙権及び選挙権停止等の陳情(第六八九号)

第六八九号 昭和二十九年五月二十二日受理

選挙違反者に対する被選挙権及び選挙権停止等の陳情

昭和二十九年六月二十六日印刷

昭和二十九年六月二十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局